

みんなで子育て・こまえプラン（後期）

～狛江市次世代育成支援行動計画～



平成22年3月

狛 江 市

～ともにつくる、子どもが健やかに育ち、安心して子育てのできるまち・狛江～

少子高齢化が進行し社会環境が厳しさを増すなか、児童虐待やいじめなど、子どもに関わるさまざまな問題が生じています。そのようななかで、市が施策を進めるにあたっては、子どもを単に保護の対象としてだけではなく権利の主体として認め、子どもの立場に立って考えていかなければなりません。

狛江市は平成21年に行政運営の基本的な指針である市の基本構想を見直し、「私たちがつくる水と緑のまち」を将来都市像として、平成22年から平成31年までを期間とする10年間の第三次基本構想を策定しました。基本構想の理念を具体化していくため前期基本計画を定め、さらに子育て支援を充実させるべく、次世代育成支援対策推進法に基づき本プランを策定しました。今後、市は市民との協働のもとに子どもが伸び伸びと成長できるような環境づくりを進め、子どもを安心して産み育てられるよう子育て世帯への支援を充実し、「このまちで子育てをしたい、住み続けたい」と思えるようなまちをめざしていきます。

わが国では平成2年の「1.57ショック」を契機に、出生率が低下し子どもの数が減少傾向にあることが社会的問題として認識され、国、自治体、企業、ボランティアなどが、それぞれの立場から子どもを産み育てやすい環境づくりを進めてきました。狛江市においても、平成13年に『あいとぴあレインボープラン（地域福祉計画）子育て分野編』を策定し、子育てに関する施策を進めてきました。さらに、平成17年3月にはこのプランを発展的に継承して『みんなで子育て・こまえプラン（前期）』（狛江市次世代育成支援行動計画）を策定し、子ども家庭支援センターを核にした子育て支援システムの整備や多様化・増大化する保育需要への対応等のための各種事業を実施してきました。

前期計画の終期を迎え、到達点を検証しながら、前期計画の基本理念「ともにつくる、子どもが健やかに育ち、安心して子育てのできるまち・狛江」を継承し、さらに行政や子育てに関わる市民、関係団体、事業所などが協力し、安心して子育て・子育てができる地域ぐるみの支援体制を構築しようと、『みんなで子育て・こまえプラン（後期）』（狛江市次世代育成支援行動計画）をこのほどまとめたところです。

このプランは公募市民、地域の関係機関の代表や有識者による「狛江市次世代育成支援行動計画策定委員会」が議論を重ね素案を作成し、市民ニーズ調査、中学生との意見交換会、市民説明会、パブリックコメント等で多くの貴重なご意見とご協力をいただき、策定されたものです。

関係された皆様には心から感謝申し上げますとともに、「子育て一番のまち」をめざして、市民ぐるみの取り組みとなるよう、ご理解とお力添えのほどよろしくお願い申し上げます。

平成22年3月

狛江市長 矢野 中か

＜目次＞

I. 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
（1）計画策定の背景と目的	3
（2）計画策定への取り組み	4
（3）計画策定の位置づけと期間	7
2 狛江市における子育て家庭の現状と課題	8
（1）狛江市の人口動向	8
（2）子育て家庭等の現状	14
（3）前期5か年を踏まえての主要課題	31
II. 計画の基本的な考え方	35
1 計画の基本理念	37
2 計画の基本的な視点	38
（1）子どもたちの幸せと利益を最大限に尊重します	38
（2）多様なニーズに応えることのできる子育て支援体制を確立していきます	38
（3）子育て家庭を温かく見守り支援する地域をつくれます	38
（4）市・市民・事業者等との連携を大切にしていきます	39
（5）子育て支援サービスは質的な向上を確保して提供していきます	39
3 計画の基本目標	40
4 計画の重点施策	41
（1）狛江市の子育て支援システムの充実	42
（2）増大するさまざまな保育需要への対応	45
（3）地域ぐるみの子育て・子育て支援体制強化	46
5 目標事業量の設定	48
6 計画の評価・推進にあたって	51
（1）計画を評価・推進する体制を整備します	51
（2）市民との連携・協働により施策・事業を推進します	52
（3）効率的・効果的な事業の実施に努めます	52
（4）財源の確保と利用者負担の公平性を保ちます	52
（5）既存の社会資源の有効な活用を図ります	53
（6）国・東京都・近隣市との連携を図ります	53

Ⅲ. 施策の方向と主要事業	55
1 子どもが健やかに育つ家庭づくりを支援していきます	60
主要課題1 子育て情報を的確に提供し相談機能を充実する	60
(1) 子育て情報を的確に提供します	60
(2) 子育て相談機能を充実します	62
主要課題2 子育て力を高める手助けをする	64
(1) 啓発活動を推進します	64
(2) 学習・交流の機会を提供します	65
主要課題3 母と子の健康を確実に育む	67
(1) 妊産婦・乳幼児期保健対策の着実な推進をします	67
(2) 小児医療の拡大・充実を図ります	70
主要課題4 「食育」の考え方をひろめ、食に関心を向ける	71
(1) 「狛江市食育推進計画」の基本方針に基づく、次世代育成に向けた食育の推進を目指します	71
主要課題5 思春期の心と体を守る保健対策を充実する	72
(1) 子どもたちの性に関する必要な知識の普及を推進します	72
(2) 子どもたちのメンタルヘルス対策を推進していきます	73
2 地域の子育て力を高める環境を創出していきます	74
主要課題1 地域での子育て支援体制を充実する	74
(1) 子育て支援施設の機能を充実します	74
(2) 子育てを支援する活動を活性化し充実します	76
主要課題2 子どもたちの遊び場・居場所を広げる	78
(1) 子どもたちの遊び場・居場所を確保します	78
(2) 中学生・高校生の居場所をひろげます	80
主要課題3 地域での活動を充実する	81
(1) 地域での交流活動を促進します	81
(2) 青少年の活動を活性化します	83
主要課題4 子育てしやすい都市・生活環境を創出する	84
(1) ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりを推進します	84
主要課題5 子どもたちを取り巻く有害環境を取り除く	86
(1) 子どもたちの健全な育成を阻害する有害環境への対策を推進します	86
主要課題6 子育てを地域で支えるための人材を確保する	87
(1) 地域に人材を求め活用していきます	87
(2) 子育て支援のボランティアを育成していきます	88

3	子どもの生きる力と豊かな心を育む環境を整えます	89
	主要課題1 子どもたちの人権を擁護する	89
	（1）子どもたちの権利や視点を反映させたまちづくりをします	89
	（2）いじめや不登校等への取り組みを推進します	91
	主要課題2 幼児教育の充実を図る	93
	（1）幼児教育の内容の充実を図るとともに、関係機関との連携を進めます	93
	（2）保育園・幼稚園・小学校の連携を強化します	94
	主要課題3 学校教育の充実を図る	95
	（1）開かれた学校として地域や家庭との連携を深めます	95
	（2）生きる力を育む教育環境等を整備します	96
	主要課題4 体験学習の機会を広げる	97
	（1）学校教育における多様な学習の充実を図ります	97
	（2）地域における体験学習の機会の拡大を推進します	98
	主要課題5 次代の親の育成を支援する	99
	（1）乳幼児等とのふれあい機会を提供します	99
4	男女にかかわらず子育てに参加する社会にしていきます	100
	主要課題1 仕事と子育てが両立できる就労環境をつくる	100
	（1）就労支援情報の提供を促進します	101
	主要課題2 待機児対策と保育サービスを充実する	102
	（1）保育園定数の見直し等受入れの拡大を行います	102
	（2）多様なニーズに応じた保育サービスを行います	105
	主要課題3 男女ともに子育てに参加する社会をつくる	106
	（1）男女共同参画社会の推進をします	106
	（2）男性の子育てへの参加を促進します	108
5	子どもや子育て家庭が安心して生活できる社会にします	109
	主要課題1 子どもたちの安全を確保する	109
	（1）子どもの交通安全対策を推進します	109
	（2）子どもの防犯対策を推進します	111
	主要課題2 子どもの虐待防止と被虐待児の立ち直りを支援する	113
	（1）児童虐待防止のための体制を強化します	113
	（2）子どもたちへの適切な支援をします	115
	主要課題3 障がいのある子どもと家庭への支援を充実する	117
	（1）相談・療育事業を充実します	117
	（2）特別支援教育に取り組みます	119
	（3）在宅支援を充実します	121

主要課題4	ひとり親家庭等への支援を充実する	122
(1)	相談事業の充実を推進します	122
(2)	ひとり親家庭への支援サービスの充実を図ります	123
主要課題5	子育て家庭への経済的支援を推進する	124
(1)	子ども関係手当制度の推進を図ります	124
(2)	子どもの医療費の助成を充実します	125
IV.	資料編	127
1	狛江市次世代育成支援行動計画策定委員会	129
2	狛江市次世代育成支援行動計画策定庁内検討会議	132
3	子ども関連施設等の配置状況	134
4	用語集	136

【本計画書内のイラスト・写真及び用語集について】

- 表紙及び本文中のイラストについては、「林やよい」さんの作成・提供によるものです。
- 本文中の写真については、狛江市立岩戸児童センター及び狛江市子ども家庭支援センターの提供によるものです。
- イラスト・写真については、無断転載禁止とします。
- 計画に掲載している語句の中で説明が必要と思われるものについては、巻末（P 136以降）に用語集としてまとめてあります。また、用語集に掲載しているものについてその用語が本文で最初に出てくる箇所には、右肩に※印と用語集の番号をつけてあります（例 ADHD※¹）。

I. 計画の策定にあたって

II. 計画の基本的な考え方

III. 施策の方向と主要事業

IV. 資 料 編

I. 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景と目的

社会情勢が大きく変化し、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変わるなか、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主に対し、10年間の集中的・計画的な取り組みを推進するための行動計画の策定が義務づけられました。また、同月には「少子化社会対策基本法」が成立するとともに、「児童福祉法」が改正されるなど、総合的な少子化対策を推進することとなり、さらに、平成16年6月には「少子化社会対策基本法」に基づき、国の基本施策として「少子化社会対策大綱」が定められ、少子化の流れを変えるための施策を推進していくことになりました。

我が国の総人口が初めて平成17年に減少に転じ、出生数が106万人、合計特殊出生率（一生の間に一人の女性が産む子どもの数）は1.26の過去最低が記録され、また、総務省統計局発表の「平成20年10月1日現在推計人口」によると、総人口に占める年少人口（0～14歳）の割合は過去最低の13.5%、老年人口（65歳以上）の割合は過去最高の22.1%に達するなど、今後も一層の少子化や高齢化の進行が予測されています。

このような状況下で、全国の自治体が少子化対策に取り組んでいますが、狛江市では、平成17年3月に前期5か年の『みんなで子育て・こまえプラン』（狛江市次世代育成支援行動計画）を策定して各種事業に取り組んでいるところです。このたび、計画の前期5か年の見直しを図り、平成17年度からスタートした前期計画について、その後の取り組みや社会情勢の変化などを踏まえて改定し、後期計画として今後の取り組みをあらためて位置づけます。

また、この計画は少子化が進むなかで、安心して子育てができる環境づくりや、子どもがいきいきと育つまちづくりに対応するために、狛江市が今後目指していく方向性と具体的な施策を市民に発信し、ともに考え、協力し合って、安心して子どもを産み、そして育てることのできる「子育て一番のまち」を実現することを目標とするものです。

（２）計画策定への取り組み

『みんなで子育て・こまえプラン』（次世代育成支援行動計画）を改定（後期計画を策定）するにあたり、新たに平成20年度にニーズ調査を行い、市民の意向や実態等を把握するとともに、計画案については広報紙やホームページなどを通じて公表し、市民説明会やパブリックコメントにより多くの方から意見を伺いました。なお、次世代育成支援行動計画策定委員会においては、市民公募委員をはじめ学識経験者、有識者と関係機関の代表から専門的な意見をいただき、次世代育成支援行動計画策定庁内検討会議においては、市の部門別計画との調整、関係各係等との協議、必要な事項の検討を行いました。また、中学生を対象とした意見は青少年会議※45や南部武遊伝※57のメンバーと児童館や児童センター利用者から事前にアンケートの調査を行い、それをもとに意見交換会等を行いました。

図１－計画推進体制

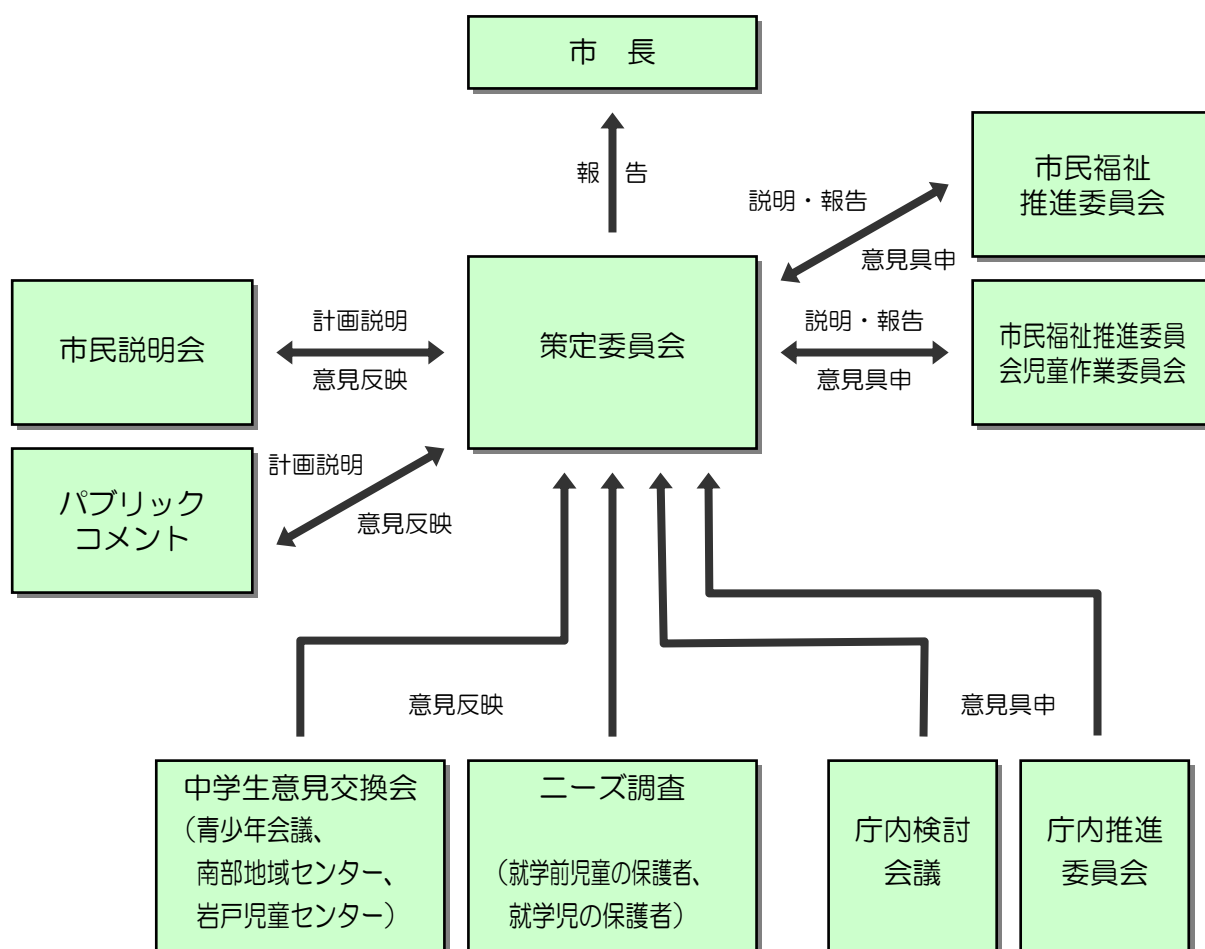


表１ 一次世代育成支援行動計画策定委員会の流れ

時 期	項 目	主な内容等
平成 21 年 5月28日（木）	第1回策定委員会	委員委嘱、会議運営について
6月29日（月）	第2回策定委員会	ニーズ調査の結果報告
7月27日（月）	第3回策定委員会	施策の進捗状況報告
8月24日（月）	第4回策定委員会	後期施策に向けての検討
9月28日（月）	第5回策定委員会	後期施策に向けての検討
10月26日（月）	第6回策定委員会	後期計画骨子案の検討
11月30日（月）	第7回策定委員会	後期計画素案の検討
12月8日（火）	第1回市民説明会	後期計画素案の説明
12月13日（日）	第2回市民説明会	後期計画素案の説明
12月21日（月）	第8回策定委員会	後期計画案の検討
平成 22 年 1月25日（月）	第9回策定委員会	後期計画案の検討
2月22日（月）	第10回策定委員会	後期計画案のまとめ

表２ 一次世代育成支援行動計画策定庁内会議の流れ

平成 21 年 6月24日（水）	第1回庁内検討会議	平成 20 年度進捗状況について・ニーズ調査の結果について
9月29日（火）	第2回庁内検討会議	後期計画策定に向けて
11月4日（水）	第3回庁内検討会議	後期計画策定に向けて
平成 22 年 1月21日（木）	第4回庁内検討会議	パブリックコメント実施結果について

表3ー計画策定に向けた市民意識調査等の実施概要

時 期	実施概要			
次世代育成支援に関するニーズ調査	＜実施期間＞ 平成 21 年 1 月～2 月			
	＜対象者＞ ・就学前児童の保護者 ・就学児の保護者			
	＜配布・回収状況＞			
		対象者 (配布) 数	回収数	回収率
	就学前児童の保護者	900人	610人	67.8%
就学児の保護者	900人	545人	60.6%	
	＜主な設問項目＞ ・日常生活の状況 ・福祉サービスニーズ動向 等			
中学生アンケート 及び意見交換	＜実施期間＞ 9月～10月			
	＜対象者＞ 青少年会議や南部武遊伝のメンバーと児童館や児童センター利用者			
	＜アンケート調査回収数＞ 40 人			
	＜主な設問項目＞ ・普段の生活の様子 ・今後の意向・要望 等			
市民説明会	第1回：12月8日（火） 於：中央公民館			
	＜内容＞ ・後期計画素案について ・「児童虐待と社会的養護」 講演（講師：和田委員）			
	第2回：12月13日（日） 於：エコルマホール			
	＜内容＞ ・後期計画素案について ・「障がいのある子どもの育ちを地域で支える」 講演（講師：中川副委員長）			
パブリックコメント	＜実施期間＞ 平成 22 年 1 月 1 日（金）～14 日（木）			
	＜寄せられた意見の概要＞ ・認可外保育園以外の保育施設に通う家庭に対しての補助について ・幼稚園の預かり時間の延長について ・具体的な数値目標の設定について ・保育施設の数値目標の内訳について			

(3) 計画策定の位置づけと期間

①計画の位置づけ

『みんなで子育て・こまえプラン（後期）』（狛江市次世代育成支援行動計画）は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項（市町村行動計画）に規定する計画で、狛江市におけるすべての子育て家庭を対象としており、安心して子どもを産み育てることのできる今後の狛江市子育て支援施策についての方向性や目標を定めるものです。

『みんなで子育て・こまえプラン』（狛江市次世代育成支援行動計画）の前期5か年の見直しを図り、平成17年度からスタートした前期計画について、その後の取り組みや時代情勢などを踏まえて改定し、後期計画(平成22年度～平成26年度)として今後の取り組みをあらためて位置づけます。

また、この計画は、市の上位計画である「狛江市第3次基本構想・前期基本計画」（前期計画期間 平成22年度～26年度）の個別計画として定めるものであり、平成14年3月に定めた「第2次あいとぴあレインボープラン」の第2部「子育て分野編」（計画期間平成14年度～23年度）を発展的に継承し、行動計画として策定しています。また、市の関連する個別計画（「狛江市男女共同参画推進計画（こまえ男女平等推進プラン）」「狛江市青少年健全育成行動計画」）とも整合性を保ちながら策定しています。

②計画の期間

『みんなで子育て・こまえプラン（後期）』（狛江市次世代育成支援行動計画）の計画期間は、前期計画の終了年度(平成21年度)から引き続き5年間として、平成22年度から平成26年度とすることにします。

表4ー『みんなで子育て・こまえプラン（後期）』（狛江市次世代育成支援行動計画）の期間

年度	平成	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	備考
	西暦	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	
次世代 育成支援 行動計画	前期	■	■	■	■	■						5カ年
	後期	□ 評価・見直し					■	■	■	■	■	5カ年

2 狛江市における子育て家庭の現状と課題

(1) 狛江市の人口動向

①人口・世帯の動向

⇒ 少子高齢化が進み、1世帯あたりの家族数が減っています。

平成21年1月1日現在、狛江市の総人口は75,995人、世帯数は37,700世帯、1世帯あたりの人員は2.02人となっています。平成10年以降増加傾向にあった人口は、ここ数年、76,000人前後での推移が続いています。一方、世帯数は一貫して増加基調にあり、1世帯あたり人員は減少しつつあります。

年齢別の人口構成では、14歳までの年少人口の割合が減少し、65歳以上高齢者人口の割合が増加するという少子高齢化の傾向が本市においても続いています。平成17年の年少人口構成比は11.0%（国勢調査）であり、東京都（同11.3%）とほぼ同水準、全国値（13.7%）との比較では、少子化がより進んでいる状況にあります。

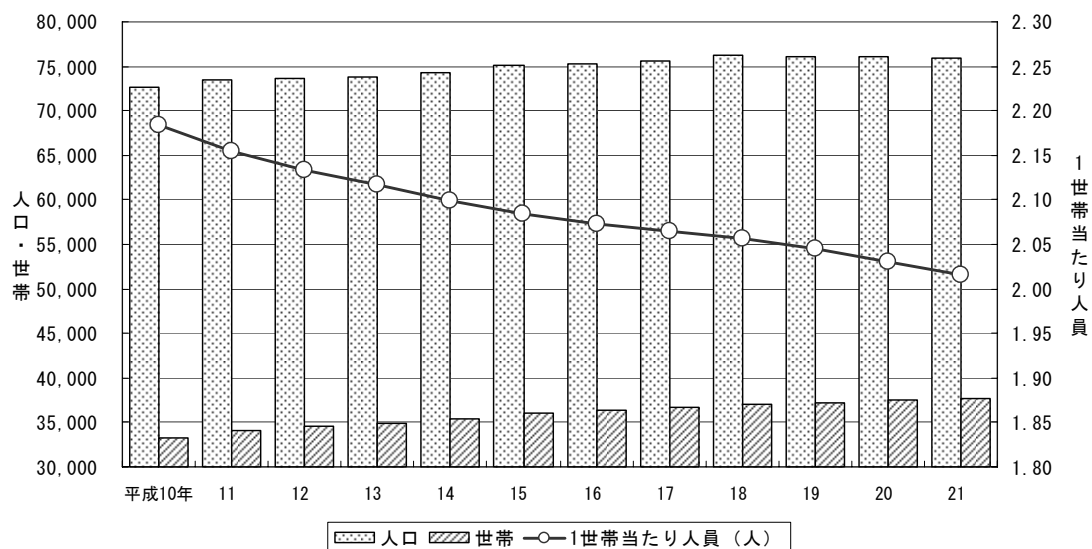
表5－人口・世帯数の推移

	人 口（人）	世 帯（世帯）	1世帯あたり 人員（人）
昭和40年	34,916	11,763	2.97
50年	67,565	23,104	2.92
60年	70,744	27,237	2.60
平成10年	72,682	33,280	2.18
11年	73,543	34,141	2.15
12年	73,665	34,521	2.13
13年	73,741	34,838	2.12
14年	74,263	35,376	2.10
15年	75,158	36,054	2.08
16年	75,239	36,294	2.07
17年	75,644	36,651	2.06
18年	76,308	37,099	2.06
19年	76,074	37,196	2.05
20年	76,149	37,501	2.03
21年	75,995	37,700	2.02

資料：住民基本台帳（1月1日現在）

注：外国人登録者数は含まず、人口の捉え方の違いにより表6の国勢調査の数とは一致しません。

図2－人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳（1月1日現在）

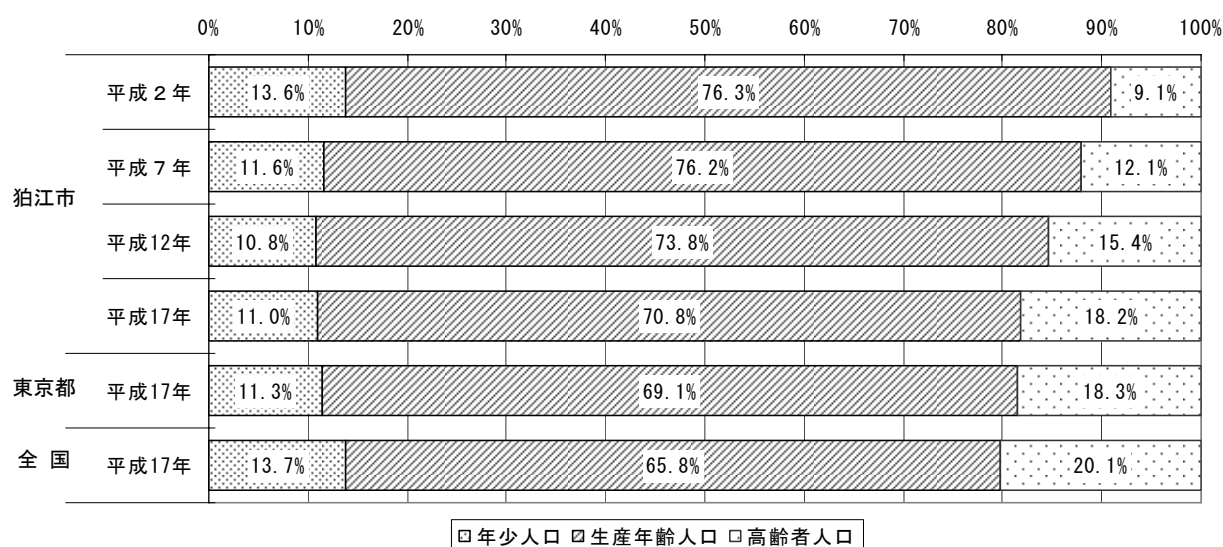
表6 一年齢3区分別人口の推移

			総人口	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	高齢者人口 (65歳以上)
実数 (人)	狛江市	平成2年	74,189	10,091	56,594	6,721
		7年	74,656	8,693	56,913	9,036
		12年	75,711	8,156	55,869	11,680
		17年	78,319	8,608	55,418	14,288
構成比 (%)	狛江市	平成2年	100%	13.6%	76.3%	9.1%
		7年	100%	11.6%	76.2%	12.1%
		12年	100%	10.8%	73.8%	15.4%
		17年	100%	11.0%	70.8%	18.2%
	東京都	17年	100%	11.3%	69.1%	18.3%
	全国	17年	100%	13.7%	65.8%	20.1%

資料：国勢調査 総人口には年齢不詳を含む。

注：人口の捉え方の違いにより表5の住民基本台帳の数とは一致しません。

図3 一年齢3区分別人口構成比の推移



資料：国勢調査

注：小数点第2位で四捨五入しているため、合計が100%にはなっていません。



②子ども人口の動向

⇒ 毎年の出生数は600人前後、合計特殊出生率も低迷しています。

狛江市の年間出生数は、毎年600人前後での推移が続いています。合計特殊出生率は、平成13年と16年で東京都を上回っていますが、その他は全国・東京都を下回って推移しています。

（注）合計特殊出生率：1人の女性が一生涯に平均何人の子どもを産むかの数値。次の世代につながる人口再生産の程度を示す。人口置換水準^{※42}（日本では概ね2.08）を下回ると、人口は将来減少するといわれている。

表7－出生数の推移（単位：人）

（各年12月末日現在）

	出生数
平成11年	604
12年	591
13年	643
14年	616
15年	610
16年	642
17年	602
18年	638
19年	607
20年	590

資料：東京都福祉保健局「人口動態統計年報」

（各年12月末日現在）

表8－合計特殊出生率

	狛江市	東京都	全国
平成11年	0.95	1.03	1.34
12年	0.95	1.07	1.36
13年	1.01	1.00	1.33
14年	0.97	1.02	1.32
15年	0.95	1.01	1.29
16年	1.03	1.01	1.29
17年	0.94	1.00	1.26
18年	1.02	1.02	1.32
19年	1.00	1.05	1.34

資料：東京都福祉保健局 「人口動態統計年報」

（各年12月末日現在）

③地域別人口の動向

⇒ 市内の町別で人口や年少人口の増減状況に違いが出ています。

人口や世帯については、地域的に増減動向の違いが見られます。市内の11町のうち、総人口が平成14年から19年の5か年で5%以上減少したのは1町（西和泉）にとどまるのに対し、年少人口（0-14歳）が5%以上減少したのは5町（西和泉・元和泉・東和泉・岩戸南・岩戸北）にのぼっており、少子化が局所的に進んでいる様子がうかがえます。

表9ー町別人口・世帯

項目			和泉本町	中和泉	西和泉	元和泉	東和泉	猪方	駒井町	岩戸南	岩戸北	東野川	西野川
平成14年	実数	世帯数	5,835	5,068	1,280	1,836	3,462	2,937	1,802	4,029	3,753	3,228	2,824
		総人口	12,617	10,251	2,644	3,425	6,256	5,844	4,165	8,933	7,163	7,396	6,464
		年少人口	1,467	1,213	202	324	634	615	485	1,110	726	903	829
		（うち0～4歳）	478	456	87	111	200	201	161	370	309	310	296
		（うち5～9歳）	502	397	60	109	201	190	147	364	207	288	272
		（うち10～14歳）	487	360	55	104	233	224	177	376	210	305	261
		1世帯あたり人員	2.16	2.02	2.07	1.87	1.81	1.99	2.31	2.22	1.91	2.29	2.29
	構成比（%）	年少人口	11.6%	11.8%	7.6%	9.5%	10.1%	10.5%	11.6%	12.4%	10.1%	12.2%	12.8%
		0～4歳	3.8%	4.4%	3.3%	3.2%	3.2%	3.4%	3.9%	4.1%	4.3%	4.2%	4.6%
		5～9歳	4.0%	3.9%	2.3%	3.2%	3.2%	3.3%	3.5%	4.1%	2.9%	3.9%	4.2%
		10～14歳	3.9%	3.5%	2.1%	3.0%	3.7%	3.8%	4.2%	4.2%	2.9%	4.1%	4.0%
平成19年	実数	世帯数	6,192	5,337	1,278	1,826	3,486	3,037	1,911	4,154	3,784	3,381	3,115
		総人口	12,665	10,744	2,412	3,318	6,032	6,121	4,282	8,969	7,011	7,599	6,996
		年少人口	1,431	1,306	169	305	527	728	523	1,054	677	924	975
		（うち0～4歳）	422	492	56	108	173	277	172	350	257	312	326
		（うち5～9歳）	492	443	63	92	171	242	193	361	220	317	333
		（うち10～14歳）	517	371	50	105	183	209	158	343	200	295	316
		1世帯あたり人員	2.05	2.01	1.89	1.82	1.73	2.02	2.24	2.16	1.85	2.25	2.25
	構成比（%）	年少人口	11.3%	12.2%	7.0%	9.2%	8.7%	11.9%	12.2%	11.8%	9.7%	12.2%	13.9%
		0～4歳	3.3%	4.6%	2.3%	3.3%	2.9%	4.5%	4.0%	3.9%	3.7%	4.1%	4.7%
		5～9歳	3.9%	4.1%	2.6%	2.8%	2.8%	4.0%	4.5%	4.0%	3.1%	4.2%	4.8%
		10～14歳	4.1%	3.5%	2.1%	3.2%	3.0%	3.4%	3.7%	3.8%	2.9%	3.9%	4.5%
平成14 ～ 19年	増減率（%）	世帯数	6.1%	5.3%	-0.2%	-0.5%	0.7%	3.4%	6.0%	3.1%	0.8%	4.7%	10.3%
		総人口	0.4%	4.8%	-8.8%	-3.1%	-3.6%	4.7%	2.8%	0.4%	-2.1%	2.7%	8.2%
		年少人口	-2.5%	7.7%	-16.3%	-5.9%	-16.9%	18.4%	7.8%	-5.0%	-6.7%	2.3%	17.6%
		0～4歳	-11.7%	7.9%	-35.6%	-2.7%	-13.5%	37.8%	6.8%	-5.4%	-16.8%	0.6%	10.1%
		5～9歳	-2.0%	11.6%	5.0%	-15.6%	-14.9%	27.4%	31.3%	-0.8%	6.3%	10.1%	22.4%
		10～14歳	6.2%	3.1%	-9.1%	1.0%	-21.5%	-6.7%	-10.7%	-8.8%	-4.8%	-3.3%	21.1%
		1世帯あたり人員	-5.4%	-0.5%	-8.6%	-2.6%	-4.2%	1.3%	-3.1%	-2.6%	-2.9%	-1.9%	-1.9%

資料：住民基本台帳

図4－市内各町の位置

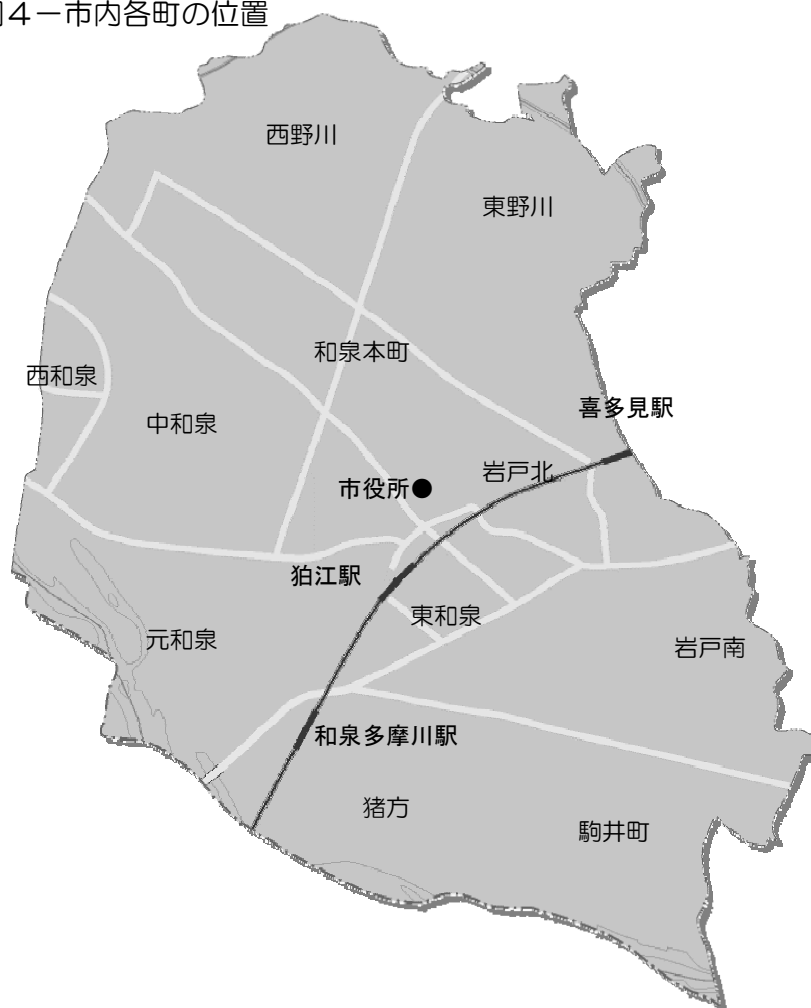


表10－町別人口・世帯の増減状況

	和泉本町	中和泉	西和泉	元和泉	東和泉	猪方	駒井町	岩戸南	岩戸北	東野川	西野川
世帯数	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	○
総人口	－	－	▲	－	－	－	－	－	－	－	○
年少人口	－	○	▲	▲	▲	○	○	▲	▲	－	○
1世帯あたり人員	▲	－	▲	－	－	－	－	－	－	－	－
年少人口比率(H19)	11.3%	12.2%	7.0%	9.2%	8.7%	11.9%	12.2%	11.8%	9.7%	12.2%	13.9%

(注) 平成14年から19年にかけての増減状況をマークであらわしている。

○：5%以上増加している町 ▲：－5%以上減少している町

－：その他(○▲ほど大きな増減のない町)

(2) 子育て家庭等の現状

①家族の形態

⇒ 7～8割は子どもの数が2人以下、祖父母とは同居より近居となっています。

アンケート調査によると、子どもの数（兄弟姉妹の数）は、就学前の子どもを持つ子育て家庭（以下「就学前」という）では1人が33%、2人が51%であり、小学校低学年の子どもをもつ家庭（以下「低学年」という）では、1人20%、2人56%です。祖父・祖母との同居よりも近居の割合が多く、就学前では祖父が26.6%、祖母が30.0%、また、低学年では祖父が21.3%、祖母が26.1%で核家族化の傾向が見られます。

図5－子どもの数（兄弟姉妹の数）

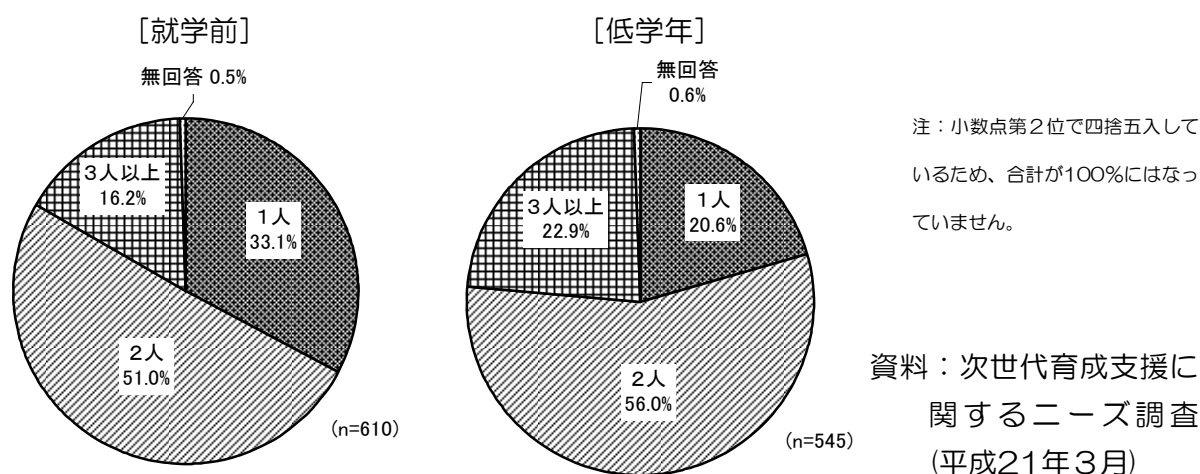
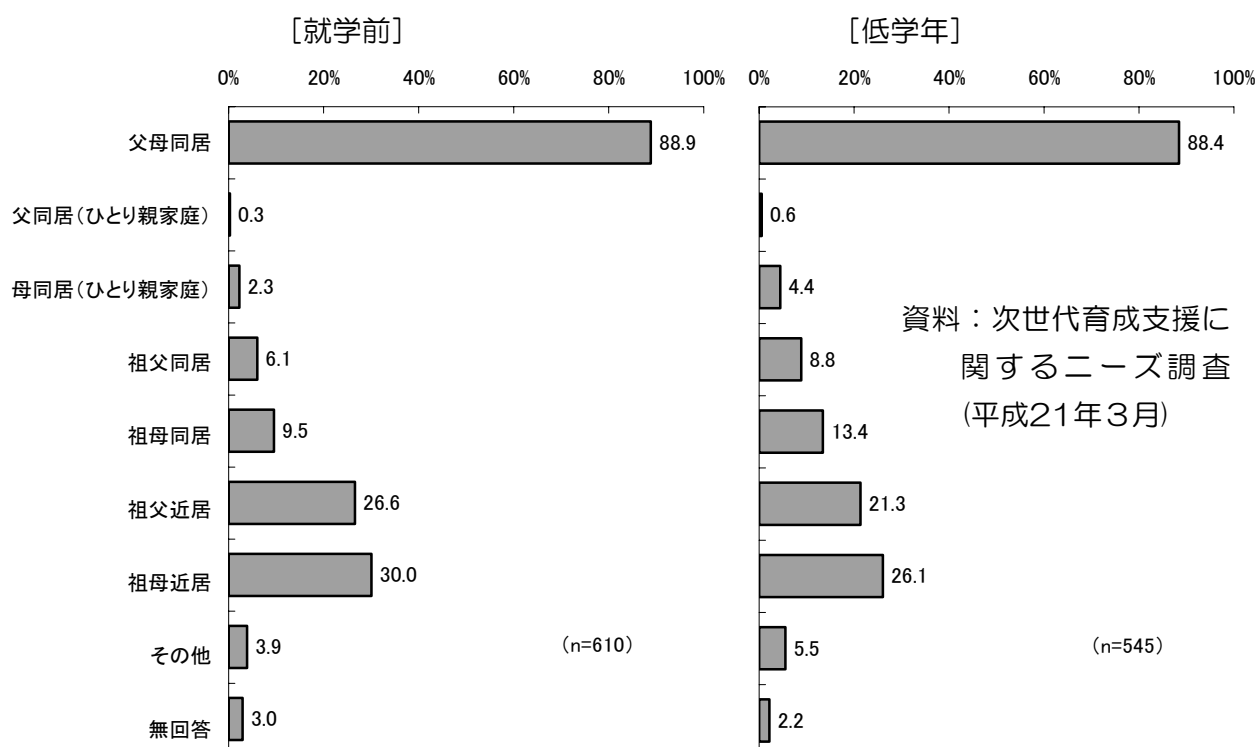


図6－同居・近居の状況



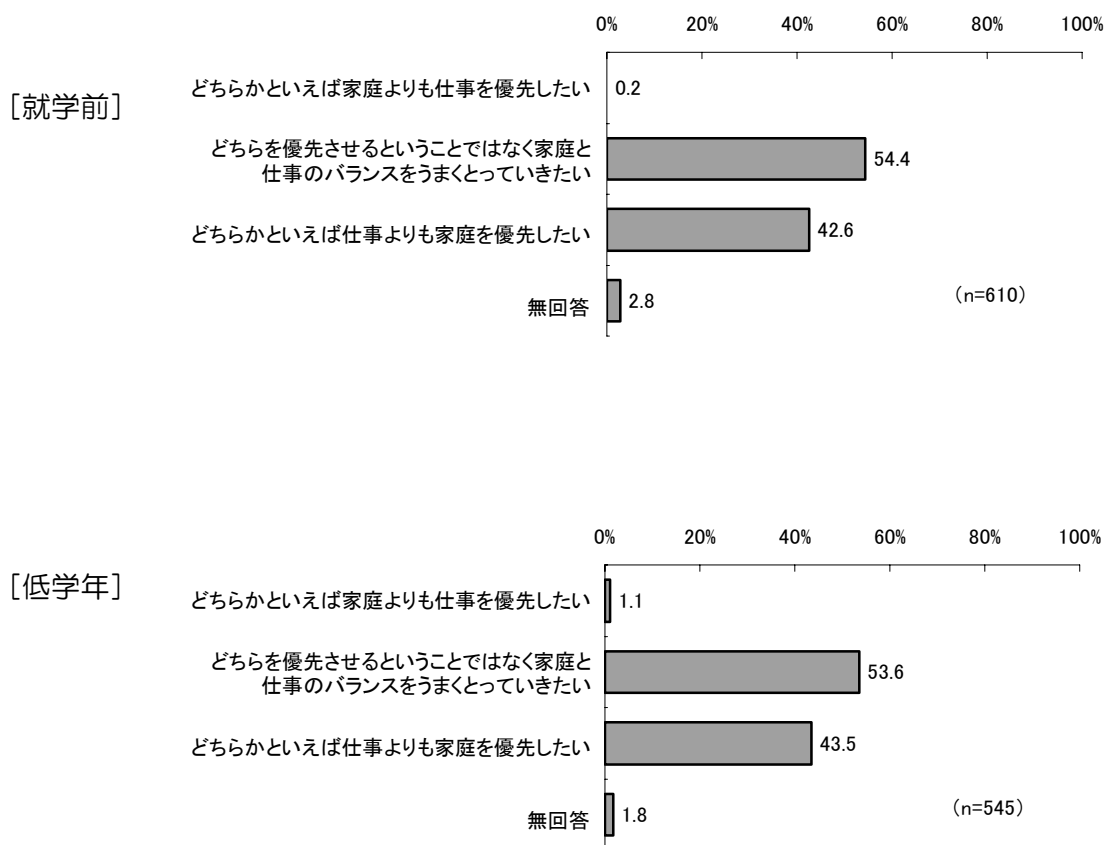
②保護者の考え方

⇒ 仕事より家庭を大事にしたいという人が増えています。

アンケート調査によると、就学前及び低学年ともに、仕事と家庭のバランスについて、「仕事を優先」と考える人はほとんどおらず、「バランスをうまくとる」「家庭を優先する」といった回答が非常に多くなっています。

また、子育てに追われることや、経済面での不安感においても、日頃の悩みとして、就学前では「自分の自由な時間を持てない」（47.4%）、低学年では「経済的負担」（37.1%）がトップとして上がっています。そうした悩みの相談相手としては、就学前、低学年ともに、「家族や子育て仲間等」7割～8割と多く、「インターネットやメール」を相談の手段として求める声も4割～5割となっています。

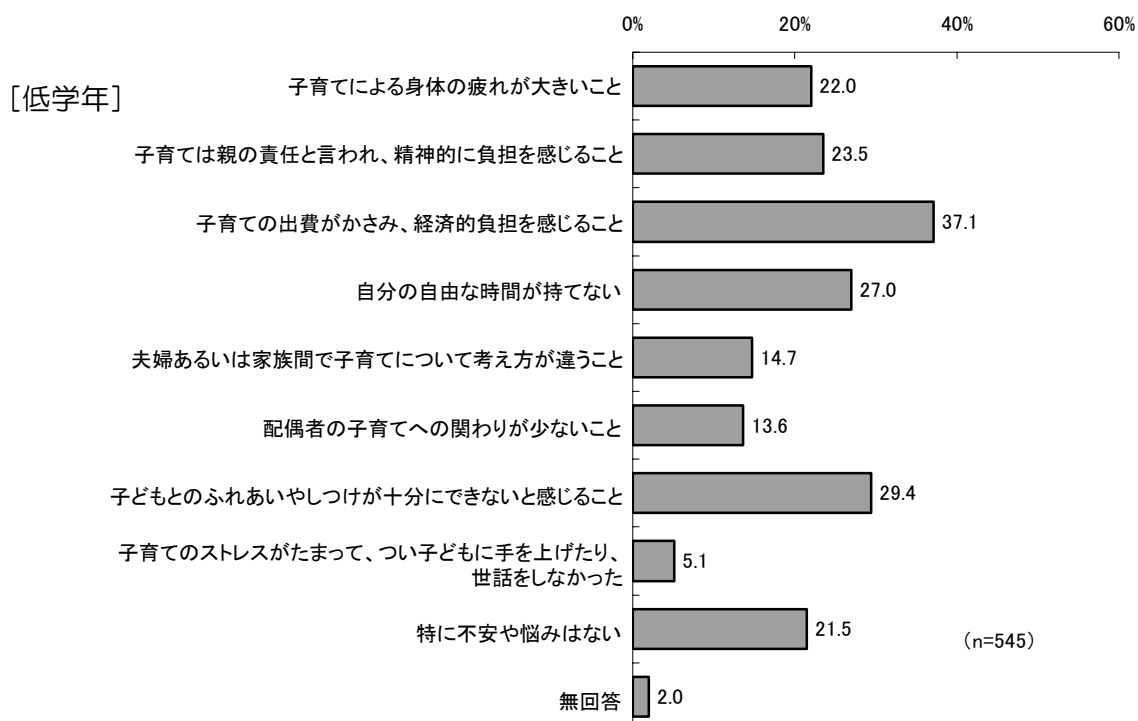
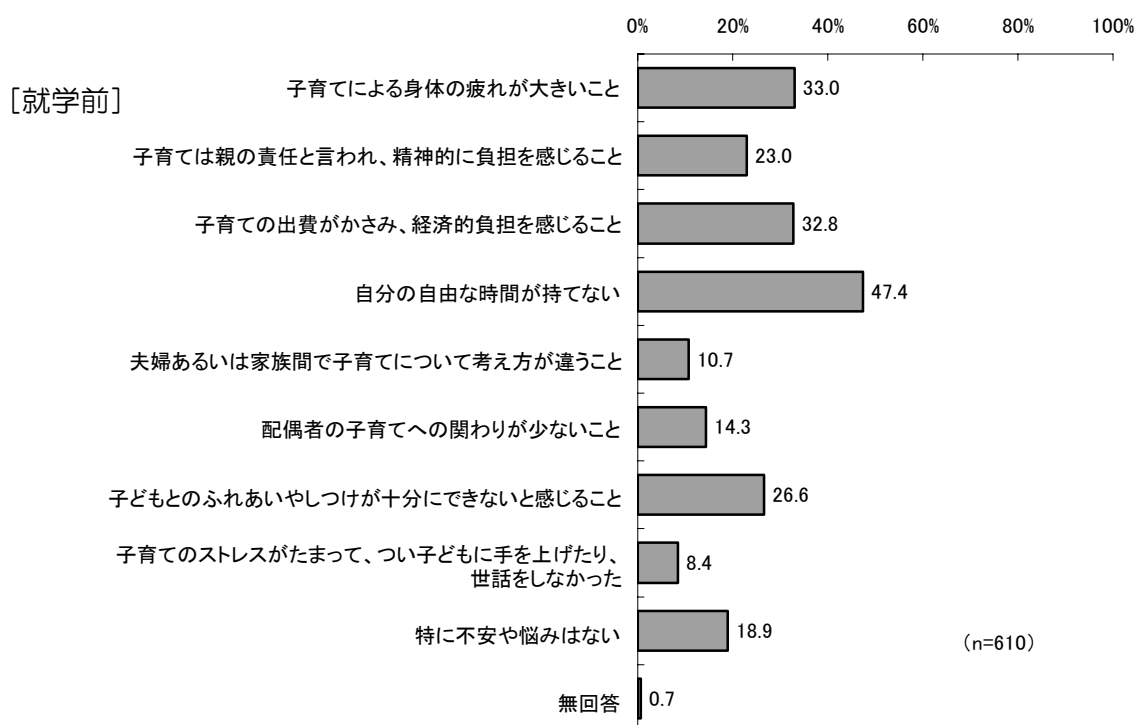
図7ー仕事と家庭のバランス



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査（平成21年3月）

図8－子育ての不安や悩み

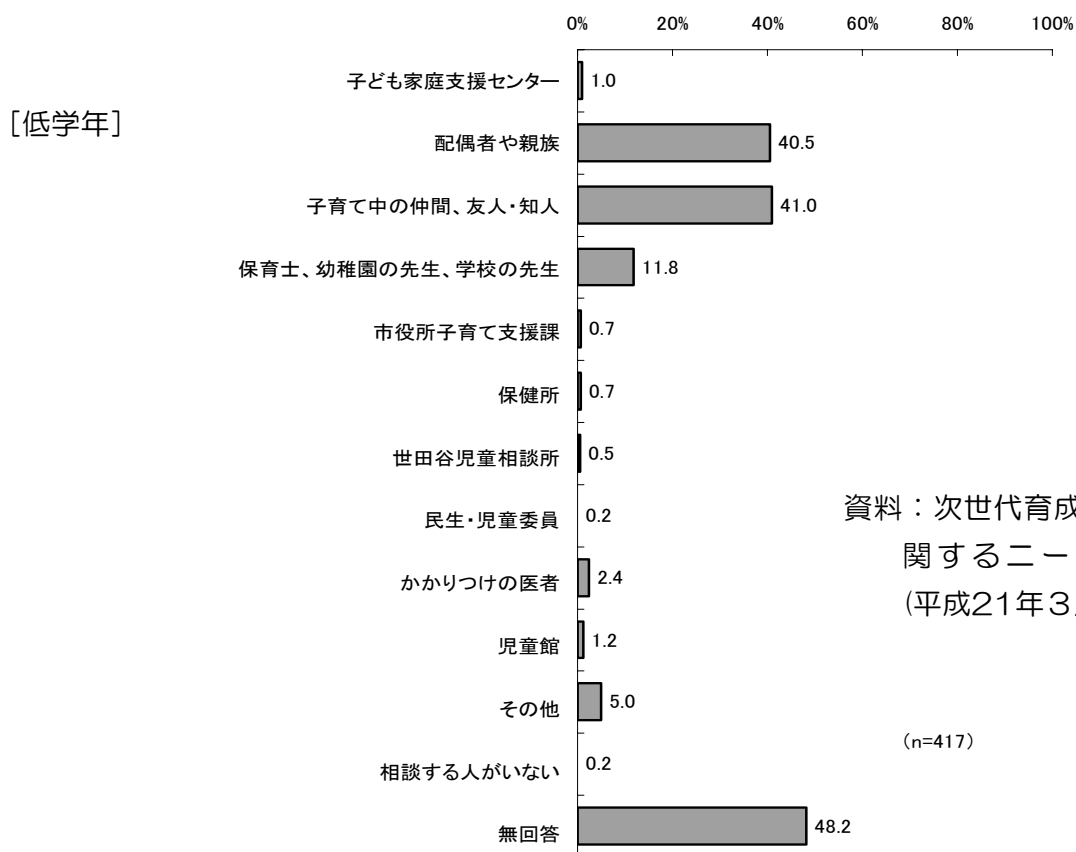
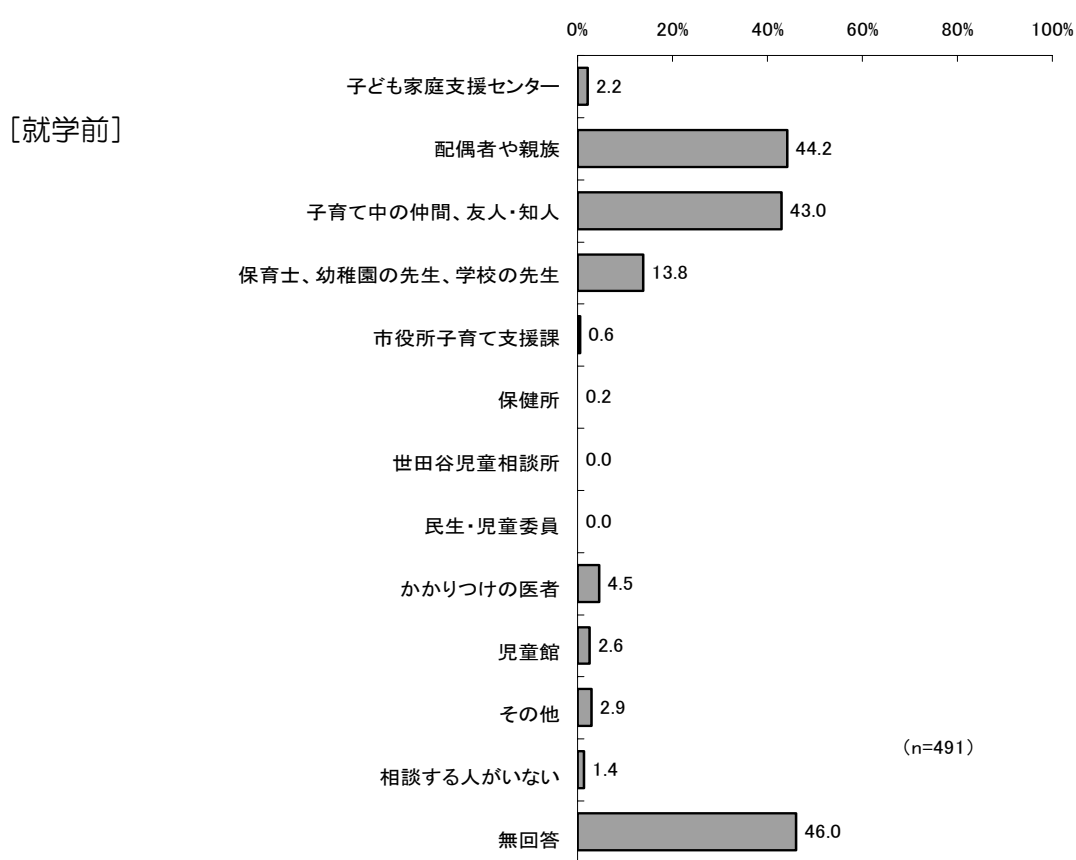
※ 複数回答あり



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査（平成21年3月）

図9ー不安や悩みの相談先

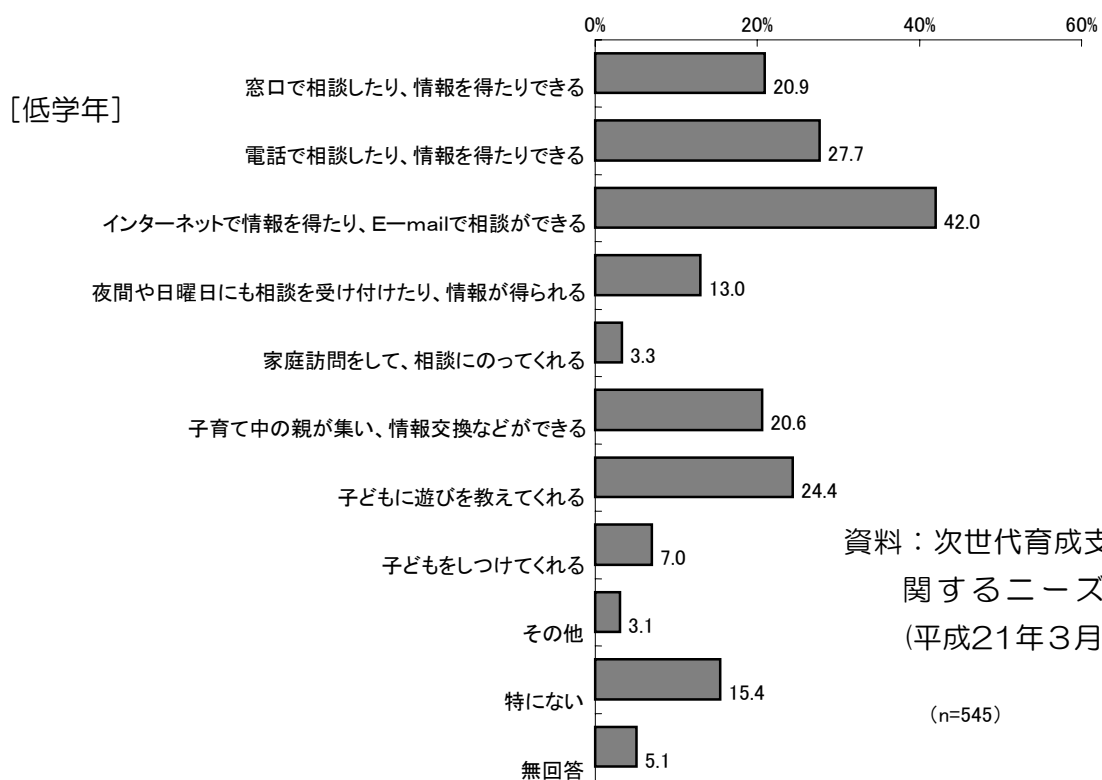
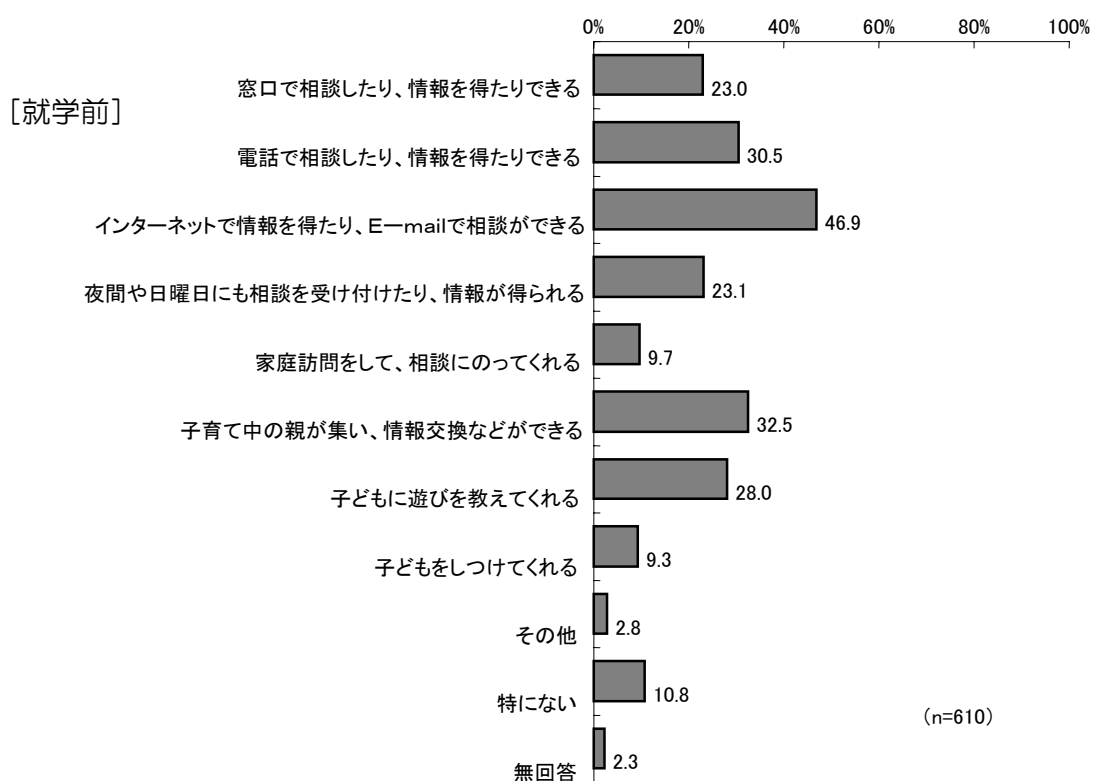
※ 複数回答あり



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査
(平成21年3月)

図10ー子育て相談や情報提供について希望すること

※ 複数回答あり



③就学前の子どもたちは・・・その１

⇒ 3歳未満の子ども約80%は在宅保育です。

本市では、0歳児の85%、1歳児の75%、2歳児の68%は家庭で保育されており、3歳以上から、幼稚園や保育園に通う割合が高くなります。

表11－就学前の昼間の過ごし方

	全体数	家 庭	認 可 保育所	認可外 保育施設	幼稚園	家庭 ／全体
0 歳	593	504	62	27	0	85.0%
1 歳	572	431	101	40	0	75.3%
2 歳	570	389	145	36	0	68.2%
3 歳	544	46	172	13	313	8.5%
4 歳	578	18	179	2	379	3.1%
5 歳	599	18	173	5	403	3.0%
0～2歳計	1,735	1,324	308	103	0	76.3%
0～5歳計	3,456	1,406	832	123	1,095	40.7%

資料：児童青少年課(平成21年4月1日現在)

就学前の子どもたちは・・・その２

⇒ 70人ほどの保育所待機児がいます。

保育所の待機児童数は、平成21年度は75人となっています。年齢別の内訳では、以前は0～2歳までの低年齢が多かったものの、平成21年度には2～3歳以上の児童も増加しています。

表12－保育園待機児数の推移

	総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳以上
平成12年度	67	25	31	9	2
13年度	45	8	21	12	4
14年度	29	8	13	2	6
15年度	37	12	12	7	6
16年度	33	5	24	1	3
17年度	48	7	17	22	2
18年度	41	2	25	8	6
19年度	64	26	21	17	0
20年度	41	10	25	5	1
21年度	75	15	25	22	13

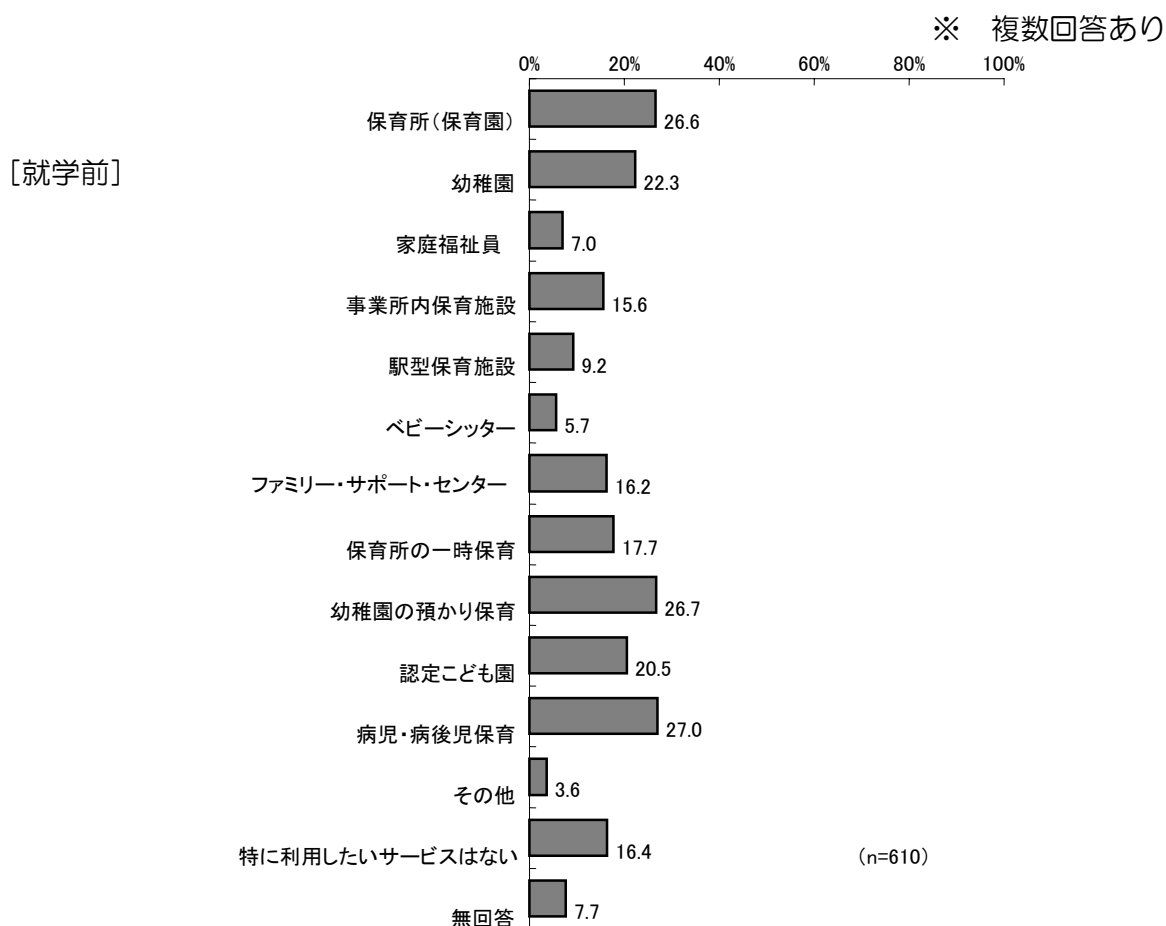
資料：児童青少年課(各年4月1日現在)

就学前の子どもたちは・・・その3

⇒ 保育サービスの充実への要望が高まっています。

アンケート調査等によると、就学前の保育サービス要望は多岐にわたり、「病児・病後児保育」27.0%、「幼稚園の預かり保育*6」26.7%、「保育所（保育園）」26.6%が上位となっています。

図11ー保育サービスの利用意向



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査（平成21年3月）

④学齢期の子どもたちは・・・

⇒ 学童保育所^{*15}等、子どもの居場所の充実が求められています。

児童生徒数は、平成21年5月1現在、小学校3,246人、中学校1,222人です。小学生、中学生ともに微増傾向にあります。

学童クラブ^{*14}については、小学校低学年を中心に子ども443人が利用しています。また、子どもたちがよく利用する施設として公園（60.6%）、図書館（55.2%）、児童館・児童センター（28.4%）などが挙げられています。今後、居場所として充実が求められているのは、子どもフリースペース^{*63}（48.3%）や児童館・児童センター（40.9%）などとなっています。

図12ーよく利用する公共施設等

※ 複数回答あり

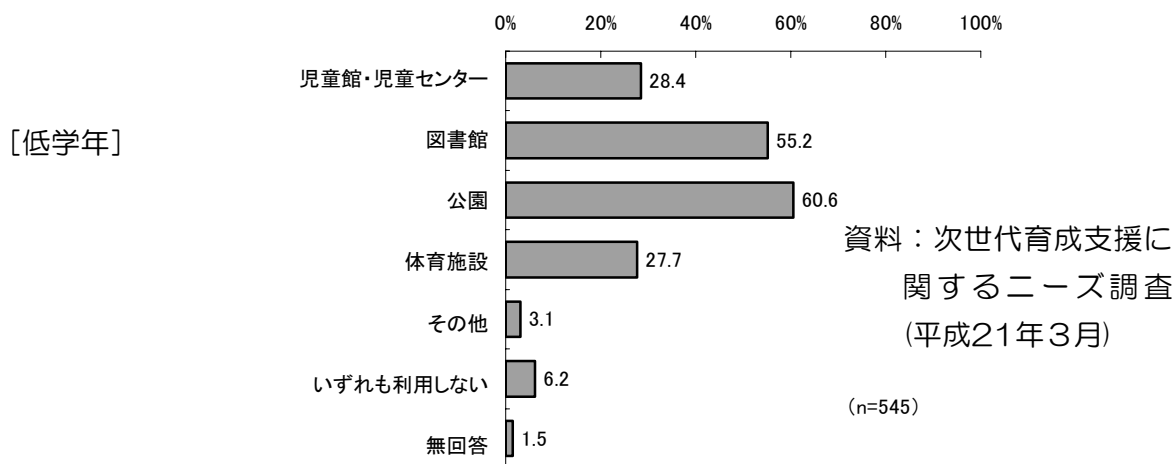


図13ー今後、居場所として充実してほしい公共施設等

※ 複数回答あり

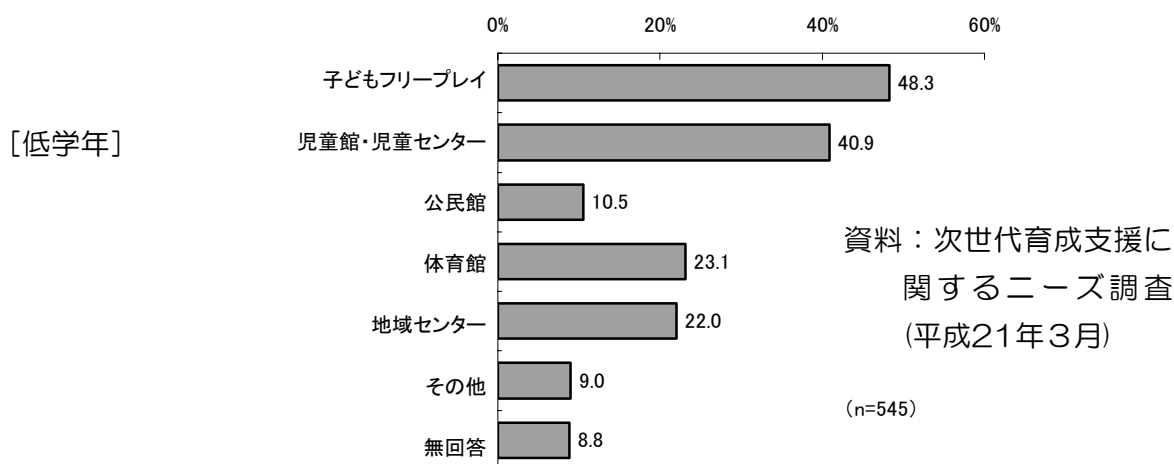


表13ー小・中学校数等の推移

	小学校			中学校		
	学校数	学級数	児童数	学校数	学級数	生徒数
平成12年度	8	100	2,983	4	39	1,261
13年度	7	99	2,947	4	40	1,284
14年度	7	101	2,980	4	41	1,262
15年度	7	101	3,011	4	39	1,259
16年度	7	104	3,092	4	39	1,231
17年度	7	102	3,190	4	39	1,184
18年度	6	101	3,182	4	38	1,172
19年度	6	102	3,184	4	39	1,196
20年度	6	103	3,228	4	40	1,213
21年度	6	104	3,246	4	39	1,222

資料：教育委員会(各年5月1日現在)

表14ー学童クラブ入所児童数の推移(単位：人)

	総数	1年生	2年生	3年生	4年生以上 (※)
平成12年度	306	111	97	98	—
13年度	309	112	107	90	—
14年度	333	126	109	98	—
15年度	315	115	113	87	—
16年度	321	132	91	98	—
17年度	397	155	133	100	9
18年度	413	141	145	119	8
19年度	420	157	137	118	8
20年度	415	142	149	117	7
21年度	443	155	147	129	12

資料：児童青少年課(各年4月1日現在)

※ 4年生以上は小学生クラブ※39分

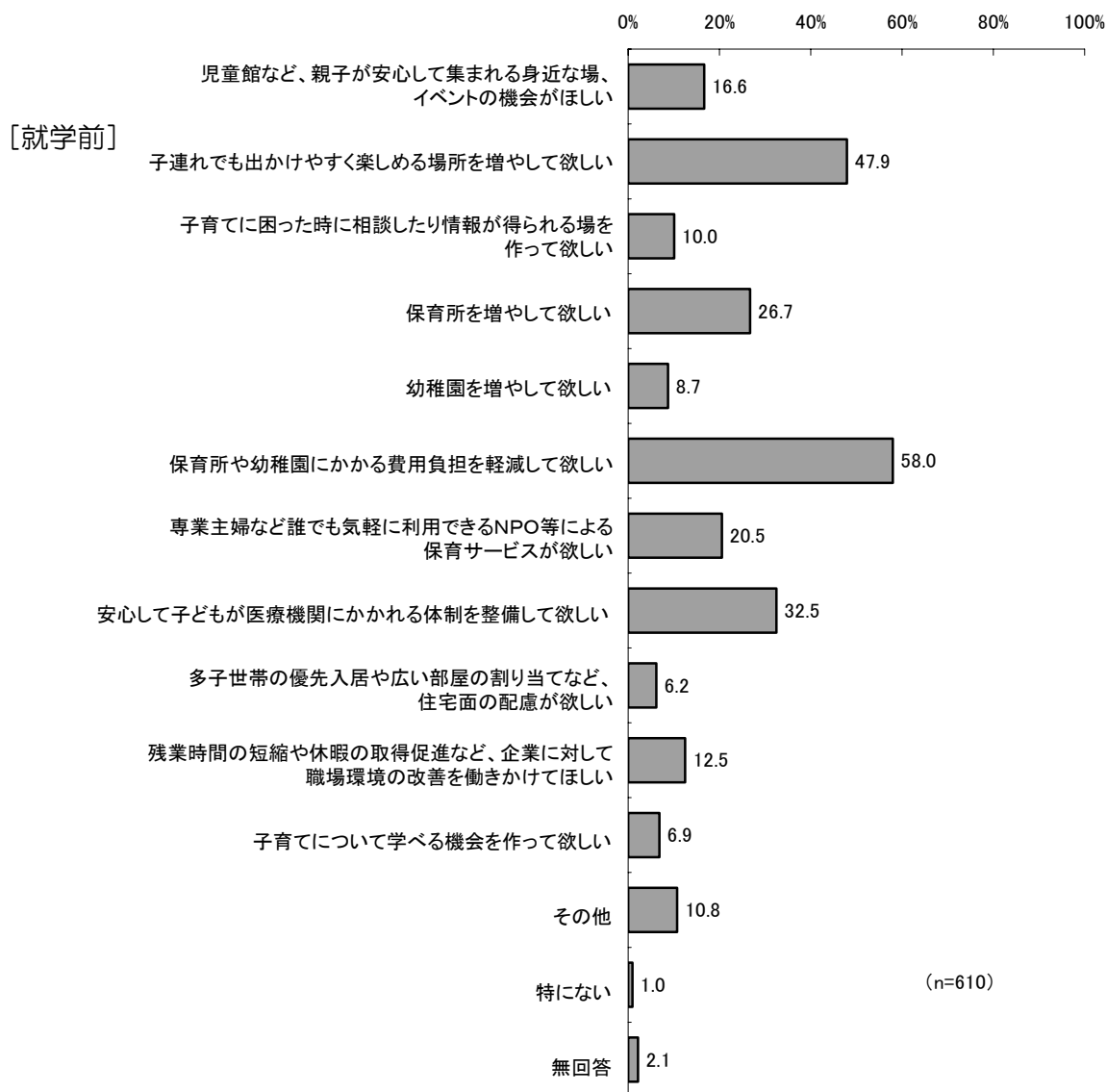
⑤子育て家庭の意識と支援サービスへの意向その1

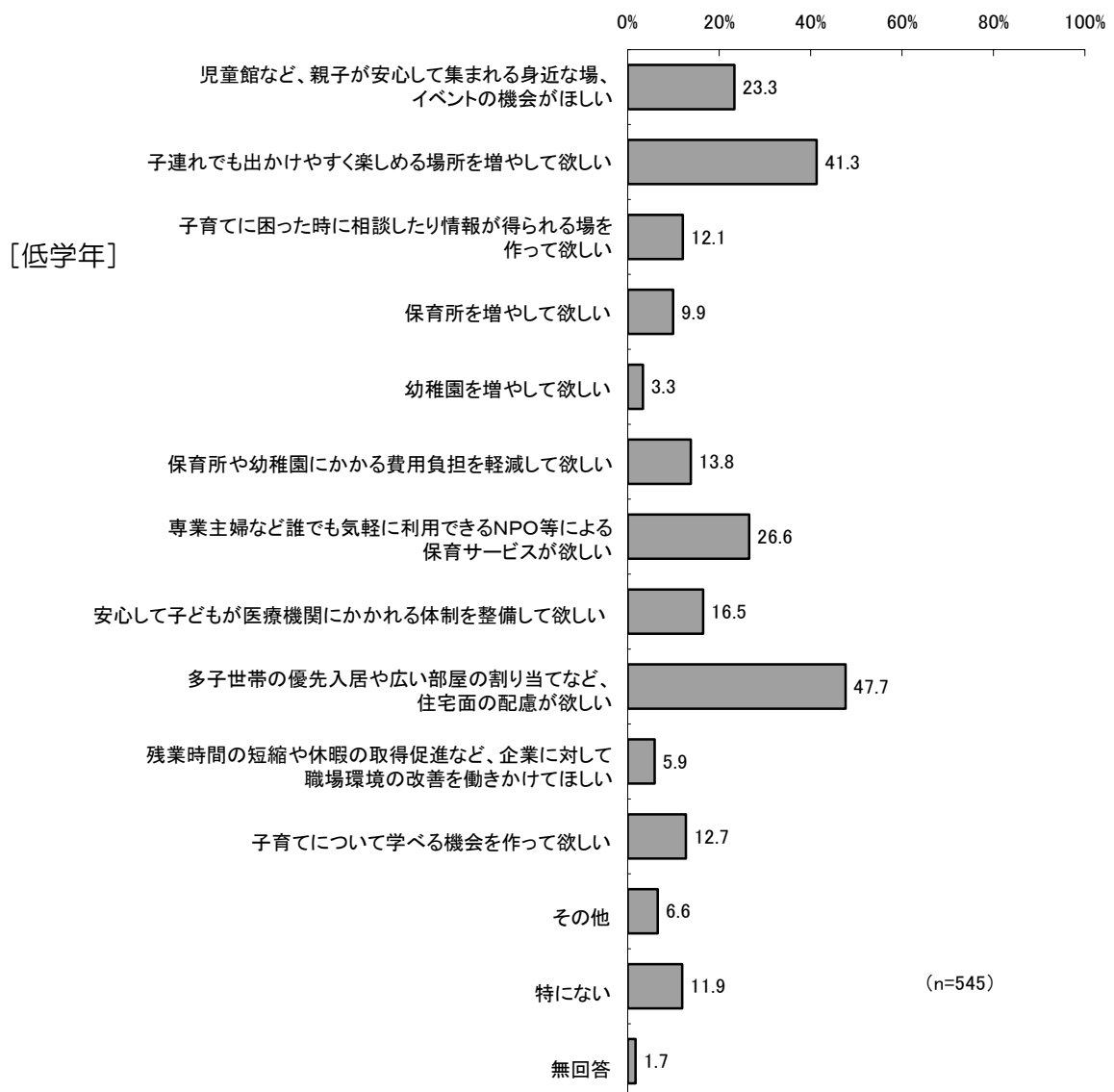
⇒ さまざまな子育て支援策への要望があります。

アンケート調査によると、子育て支援策の要望として、就学前では「保育所や幼稚園にかかる費用負担の軽減」(58.0%)、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所の増設」(47.9%)、「安心して子どもが医療機関にかかる体制整備」(32.5%)「保育所の増設」(26.7%)、低学年では「多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面の配慮」(47.7%)、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所の増設」(41.3%)、「専業主婦など誰でも気軽に利用できるNPO等による保育サービス」(26.6%)、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベント機会」(23.3%)などが要望の上位にあります。

図14ー今後の子育て支援策として希望すること

※ 複数回答あり





子育て家庭の意識と支援サービスへの意向その2

⇒ 特別な支援を必要とする子どもへの対応の強化が求められています。

虐待を受けた子ども、障がいのある子どもなどへの支援の強化が必要になっています。

表15ー児童相談所の児童虐待把握件数（単位：件）

	狛江市	管内	東京都
平成12年度	4	73	1,179
13年度	4	107	1,700
14年度	9	117	2,098
15年度	10	116	1,802
16年度	7	124	1,687
17年度	27	177	3,019
18年度	32	277	3,221
19年度	19	297	3,288
20年度	15	223	3,216
21年度	16	207	3,157

資料：世田谷児童相談所（管内とは、世田谷区及び狛江市）

表16ー狛江市の児童相談件数（窓口 子ども家庭支援センター※27 子育て支援課）

	養護相談		障がい 相談	育成相談	非行相談	その他の 相談	合計
	被虐待 相談	養護その 他の相談					
平成17年度	39	－	－	－	－	－	39
18年度	25	－	－	－	－	－	25
19年度	58	43	2	42	0	1	146
20年度	40	46	1	31	1	2	121
21年度	24	36	3	22	3	1	89

資料：子育て支援課(平成21年9月末現在) ※21年度は9月末までの参考数値

⑥都市公園・遊び場の整備状況

⇒ 身近な公園・遊び場を中心に、オープンスペースを整備しています。

市内には都市公園・遊び場が合わせて80か所ありますが、施設の種別区分としては、49か所ある「児童遊園」と、20か所ある「街区公園^{※13}」が多くなっています。

表17ー都市公園・遊び場の整備状況

区分	平成16年4月1日現在		平成21年4月1日現在	
	か所数	総面積(m ²)	か所数	総面積(m ²)
総数	74	113,160.94	80	135,523.63
都市公園	21	49,329.65	28	71,725.39
街区公園	20	42,270.50	27	59,189.87
近隣公園	1	7,059.15	1	12,535.52
地区公園	－	－	－	－
総合公園	－	－	－	－
運動公園	－	－	－	－
特殊公園	－	－	－	－
都市緑地	3	49,042.68	3	49,042.68
遊び場	50	14,788.61	49	14,755.56
児童遊園	50	14,788.61	49	14,755.56
広場	－	－	－	－

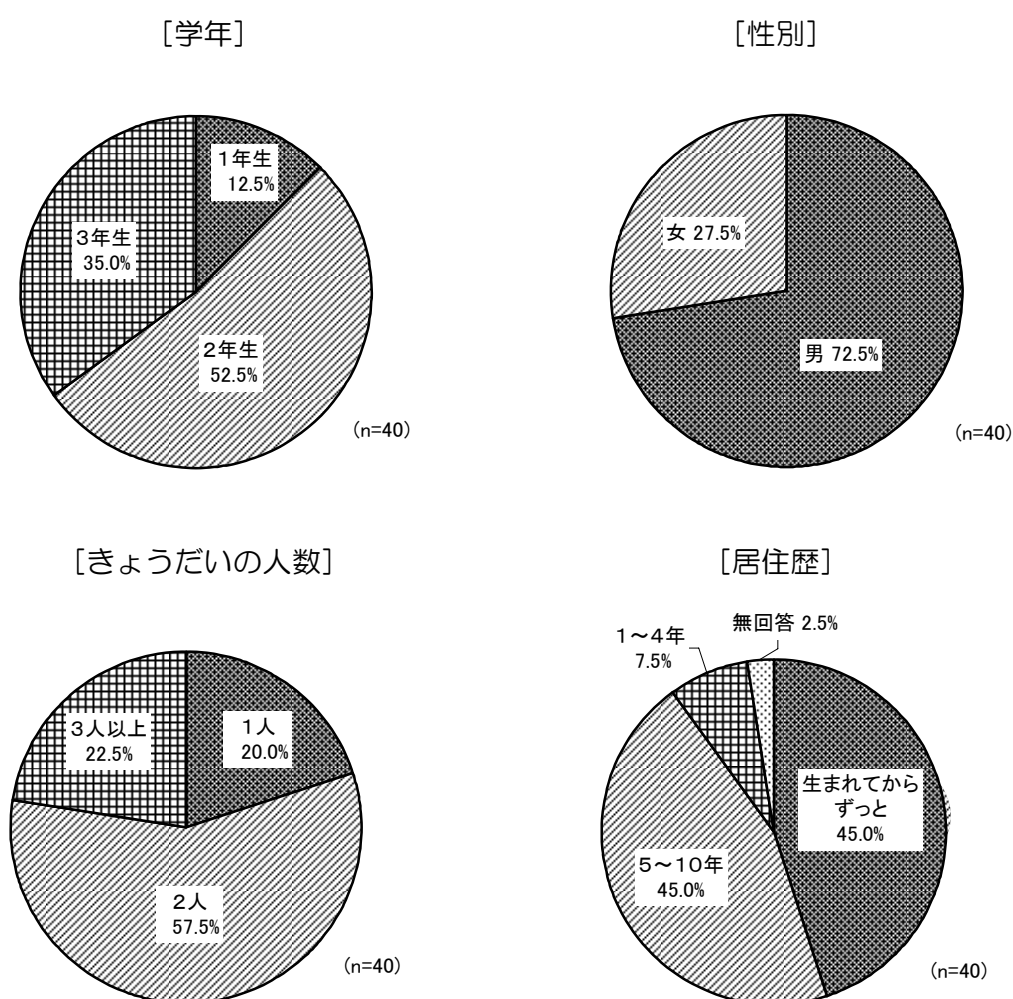
資料：都市整備課

⑦中学生の意識

⇒ 心身の健康や普段の居場所など、中学生生活の一端が浮かび上がっています。

青少年会議や南部武遊伝のメンバー、また、児童館や児童センターを利用する中学生を対象としたアンケート調査からは、次のような結果が見られています。なお、この中学生アンケート調査は、上記を対象とした一部の中学生の意見であり、狛江市の中学生全体の平均的な意識傾向では必ずしもありません。

図15－回答した中学生の属性



資料：中学生アンケート調査(平成 21 年9月)

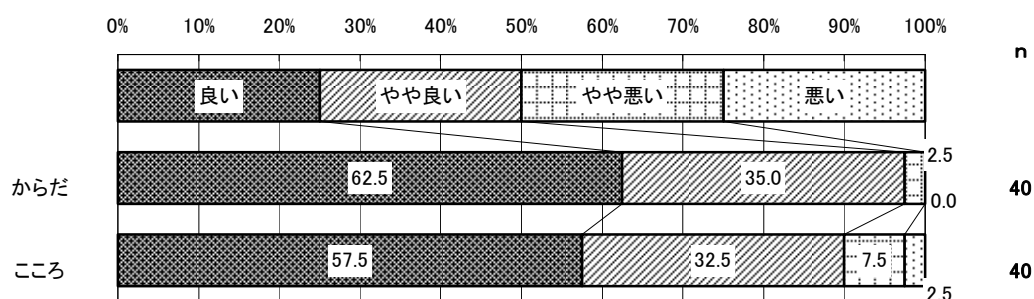
健康状態については、からだ、こころのいずれも「良い」「やや良い」によってほとんどが占められていますが、こころについては、「やや悪い」「悪い」を合わせると1割が、何らかの不安等を抱えている様子が見られます。

ストレスについては、学校や友人に比べ、家庭においてより感じやすい傾向があらわれており、全体の半数以上が、家庭において何らかのストレスを感じている結果となっています。

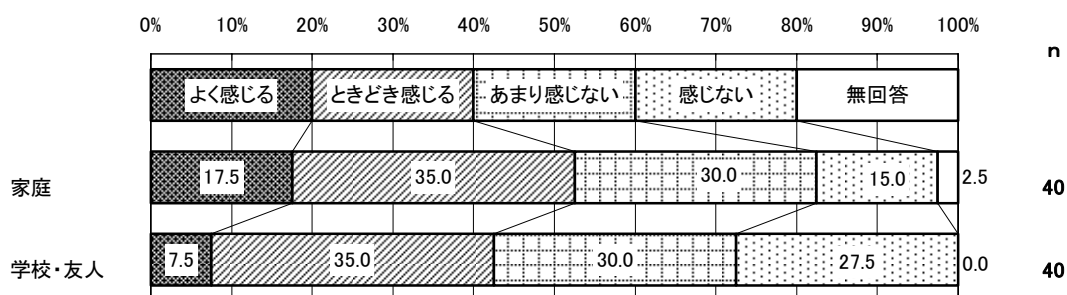
親友の存在については、「いる」「どちらかといえばいる」が多くなっていますが、1割は「いない」と答えています。

図16－日常生活の状況

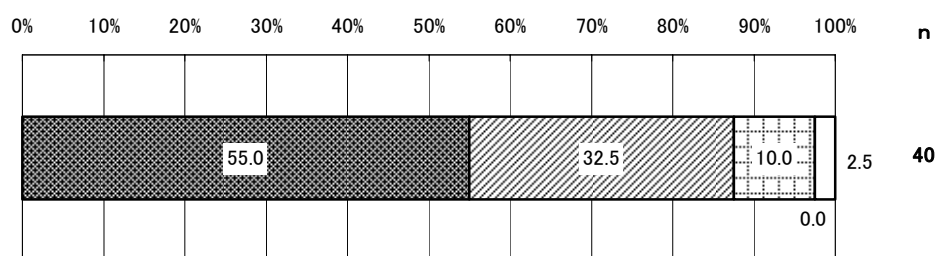
〔健康状態についての認識（からだ／こころ）〕



〔ストレスの有無（家庭／学校・友人）〕



〔親友の存在〕



☒ いる
 ☒ どちらかといえばいる
 ☒ どちらかといえばいない
 ☒ いない
 ☐ 無回答

日常的な居場所における楽しさ、満足感については、「友達の家」での満足度の高さが目立っています。

狛江市での居住意向については、「ずっと住んでいたい」「できれば住んでいたい」を合わせると、7割近くになっており、「あまり住みたくない」「住みたくない」は合わせて3割弱となっています。

図17ー普段の居場所での楽しさ

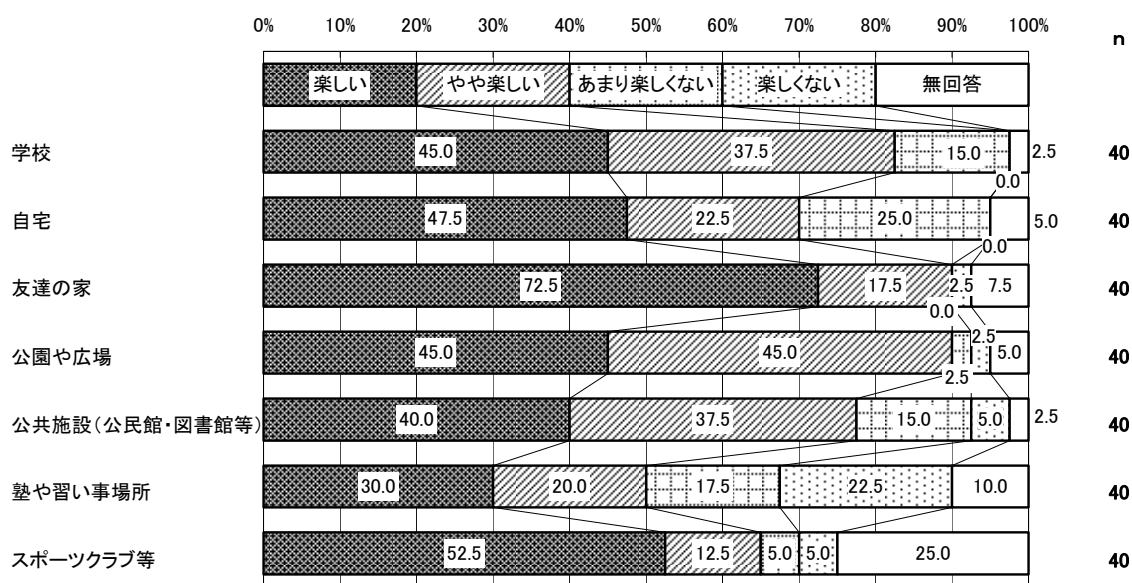
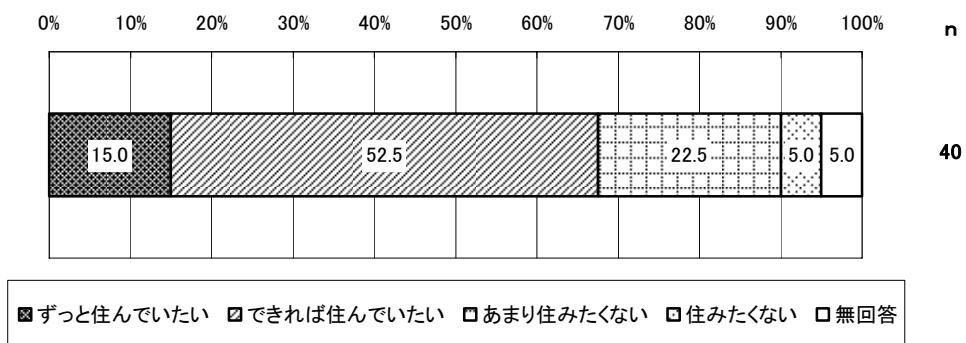


図18ーふるさと狛江に対する思い(居住意向)



記述による意見として、中学生のさまざまな考えや要望等が挙がっています。

表18－中学生の自由意見（主なものの紹介）

項 目	内 容
狛江市の 良いところ	・他校との交流がある ・緑が多く、田舎っぽいが都会にも行きやすい ・中学生の意見を聞いてもらえるところ ・人があたたかい ・住みやすいところ ・児童館に意外と人が多い ・笑顔が良く見られる。 ・知らない人でもやさしくふれあえる所。あいさつが気持ち良くて良い。 ・多摩川・いなか・ゴミがあまり落ちていない。 ・自然が残っている。 ・緑、畑が多い。 ・枝豆が取れるところ。
狛江市の 悪いところ	・勉強できるスペースがほしい ・公共の場所（公民館など）がイマイチ少なく、充実していない ・廃校舎を役立ててほしい ・もっと店をふやして！（百貨、文具他） ・学力が低下しているところ。 ・遊び場 ・道路がせまい ・ボイ捨て ・遊び場（公共施設等）がすくない。 ・花火大会がなくなった。
狛江市を より良 くする ための 必要な こと	・新しい施設 ・中高生が使える場所 ・勉強しやすい環境 ・広場（みらんだ広場は中学生以上立入禁止） ・発展させて。駅に遊び場。 ・遊ぶところを増やす。 ・児童センター的なものを増やすべき ・教室の設備。教室がせまい学年もあるので少人数で。大きな本屋がほしいです。
あなたが 市長にな ったら？	・不登校者をなくし、地域の皆さんが楽しく明るく、いつまでも笑顔でいられるようにしたい。 ・子どもからの意見を聞いて、叶えられるところまで行動する。 ・盲導犬等の動物が入れる施設を増やす。 ・環境を良くする。 ・減税 ・遊園地を作る。 ・森を作る。 ・少子化と高齢社会対策。財源確保。無駄遣いをなくす。 ・花火大会を復活させたいです…。ゴミ捨て禁止令。スーパーダンをどうにかしたいです。狛江の特徴をもっと生かしてなにか…。 ・もっと調布市や世田谷区と仲良く協力してどっちかに入れてもらいたい。 ・花だんをつくる。 ・行事（花火、お祭り）を増やす。町の緑を増やす。ECO推進。 ・ゴミを捨てずにリサイクルにしていこう。エコ！リサイクル（エコ）のイベントをつくる。 ・ゴミ拾い。ボランティア。花の世話。
その他 なんでも	・緑が多くていいです！！ ・街灯を多くしてほしい ・地域センターを増やしてほしい

（３）前期５か年を踏まえての主要課題

『みんなで子育て・こまえプラン』（狛江市次世代育成支援行動計画）は10か年の計画期間における中間時点として、後期の５か年に向けた計画を策定するにあたり、その前提となる主要課題を次のように認識します。

①狛江市の現状を踏まえた子育て支援環境の充実

８万人近くの人口規模を有し、新都心新宿から電車で約20分の位置にある狛江市は、住宅都市として「水と緑」のあふれる自然を活かしながら発展してきました。現在人口は微増傾向にあるなかで、今後もこの特徴を活かしたまちづくりを進めていくことになります。各世代の市民、特に子育て世代がいきいきと過ごすことのできるまちづくりは非常に大きなテーマであると言えます。

これまでも、狛江市でもさまざまな子育て支援の取り組みを進めてきましたが、今後も、国や東京都の動向等を踏まえながら、狛江市の個性や特徴を活かした独自の施策を取り入れた子育て支援の取り組みを、市民の関心を高め、地域の中できちんと進めていく必要があります。

②子育てに関わるコミュニケーションの活性化

現代社会においては、情報が氾濫しており、子育てについても例外ではありません。子育てに関して、信頼性の高い適切な情報を手に入れ、ふれあい・交流を進めていくことは、子育てをスムーズに進めていく上でも、また安心・安全の面からも非常に大切なことです。

市ではこれまでも、市の広報や子育てガイドブックなどによる子育て支援情報を発信したり、相談体制の確保やふれあいの場づくりなど、さまざまな取り組みを進めてきました。しかし、インターネット等の普及による情報提供・収集手段が多様化するに伴い、情報におけるさまざまな問題もみうけられるようになっていきます。

このような状況を踏まえ、今後は、正確でわかりやすい情報を発信するだけでなく、必要な時に必要な情報が適切に得られるようにしたり、双方向での情報交換、相談ができ、不安・ストレスなどの悩みを語り合うことのできる支援機能の強化など、子育てに関わるコミュニケーションの活性化を図る必要があります。さらに、情報のやりとりに関しても、ホームページの充実等、一元的な集約・管理を通じたわかりやすくアクセスしやすい形態に近づけていく必要があります。

③子ども家庭支援センターの拡充

平成19年度から先駆型に移行した子ども家庭支援センターをはじめとして、市内ではさまざまな子育て支援拠点が機能しているほか、子育てに関わる人たちの集い・連携の場なども存在し、それぞれが活発に活動しています。

今後、全市的に子育て支援の取り組みを進めていく上では、こうした個別の機能や取り組

みをこれまで以上に体系的に位置づけ、効果的、効率的に施策を進めていく必要もあります。そのためには、中心拠点となる子ども家庭支援センターのソフト・ハードの両面から充実が図れるよう、長期的な視点をもとに、あるべき体制や望ましい方向性について検討を進め、子育て支援の総合拠点としての強化を推進していく必要があります。

また、地域に根ざす事業展開を図るための条件整備にも取り組んでいく必要があります。とくに、「子育て支援推進会議」（仮）の設置を進めます。さらに障がいのある子どもと家庭の相談から療育、就学、就労までの流れを、子ども家庭支援センターを中核機関として位置づけ、コーディネートする機能の向上を図っていきます。

④地域ぐるみで進める次世代まちづくり

次世代育成の取り組みは、まちづくりの観点から、子どもや親などの当事者だけでなく、地域社会全体で関心を持ち、地域社会を構成するさまざまな立場の人が参画するために、参画、協働の仕組みづくりを進めていく必要があります。

⑤児童虐待防止等の取り組み強化

少子化という社会構造の中で、次代を担う子どもたちの大切さは誰もが認識しているところです。にもかかわらず、児童虐待は後を絶ちません。市内の虐待相談をみても、虐待は地域で起こっており、相談内容に至っては、年々複雑化・深刻化しているのが現実です。

児童虐待防止については、当事者への支援の拡充を始めとし、通報先となり得る子育て家庭を取巻く近隣住民及び小児医療機関などの関係機関に対する啓発を徹底していくことが重要です。そして、最終的には、すべての粕江市民が虐待防止に関しての理解と認識を深めるための取り組みが必要です。

粕江市においては、子どもの権利を守るために、関係機関のネットワークを改めて強化し、虐待児ゼロを目指します。

また、社会の中に発生している虐待の現状や傷ついた子どもたちの存在を市民が認識し、この子どもたちを社会で育てていくという意識を醸成することが必要です。そして、社会的養護^{※36}を進めていくための児童養護施設や養育家庭（ほっとファミリー）^{※75}など地域の受け皿を拡充していく必要があります。

⑥ワーク・ライフ・バランス^{※78}（仕事と家庭の調和）の推進

現代では、「家族団らんの時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなり、こうしたことも少子化の大きな要因のひとつであると考えられるようになってきました。

平成 19 年に、経済財政諮問会議、男女共同参画会議、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議など、さまざまな場で仕事と生活の調和の実現に向けた提言がなされ、同年 12 月には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が政労使トップの合意として策定されました。社会全体で仕事と生活の調和の実現に向けて取り組みが始まったと言えます。

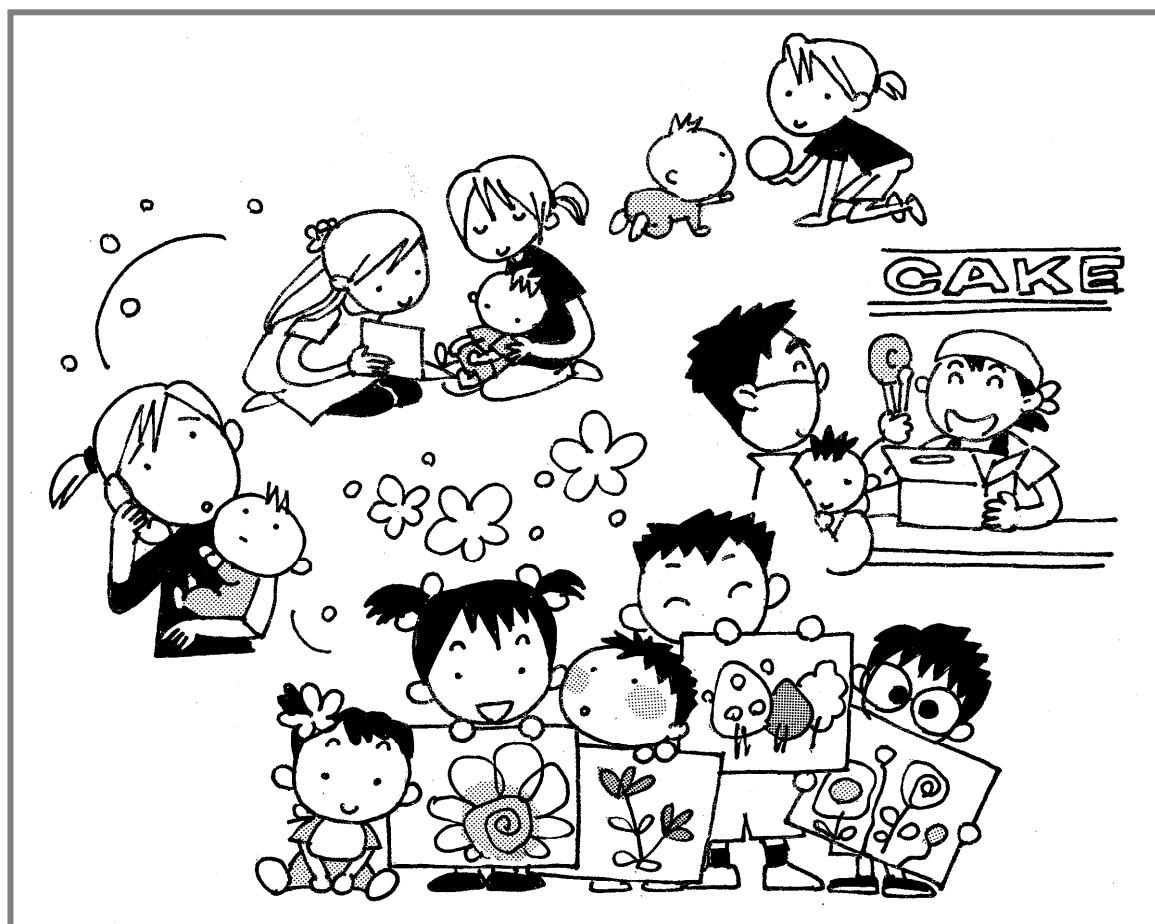
粕江市としても、仕事と生活の調和に取り組む企業への支援や、市民への啓発活動等を取

り組む必要があります。

⑦計画推進の強化

子育てのための事業の推進のためには、次世代育成支援行動計画推進庁内委員会を見直すなどの内部体制の強化はもちろんのこと、PDCA^{※4}サイクルを取り入れた実効性を高める取り組みや、市民との協働による実行組織の構築が必要です。

また、計画推進に関して、総合的で信頼性のある評価をどのように行うかについて具体的に検討する必要があります。



～ いろんなサポートを受けながら育っていく子どもたち ～

I. 計画の策定にあたって

II. 計画の基本的な考え方

III. 施策の方向と主要事業

IV. 資 料 編

Ⅱ．計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画は次世代育成支援対策推進法の下、平成17～26年度の10年間という長期的な視野に立った計画として策定しました。平成17～21年度までの5年間を前期計画と位置づけ、狛江市の次世代育成支援に取り組んできました。さらに、今後5年間（平成22～26年）の後期計画の推進にあたっては、狛江市らしさを前面に打ち出し、前期計画の基本理念を継承していくものとしています。しかしながら、今般の社会経済情勢・生活環境の変化は著しく、現代の子育て事情は、ますます厳しい局面を迎えているといっても過言ではありません。こうした実情も踏まえ、狛江市における子育てが、安全に、安心して行えるような次世代育成支援体制の構築に向けて、『みんなで子育て・こまえプラン（後期）』（狛江市次世代育成支援行動計画）を策定しました。

《基本理念》

「ともにつくる、子どもが健やかに育ち、安心して子育てのできるまち・狛江」

《行動理念》

「子ども・親・地域が育つ 子育て一番のまち 狛江」

2 計画の基本的な視点

(1) 子どもたちの幸せと利益を最大限に尊重します

子どもは子どもとして、ひとりの人間としての権利が保障されるべきであり、大人たちの都合だけで、子どもの生きる権利・育つ権利を侵害されることがあってはなりません。

子どもが本来持つ権利を大切にし、子どもにとっての幸せ・利益を第一に考えます。このため、虐待等、子どもの安全や安心を脅かす要素の根絶に努めます。また、子どもたちの声に社会全体で耳を傾けて子どもたちの主張を受け入れ、子ども自身が持つ生きる力・育つ力を最大限に引き出し、地域社会の一員としてはっきりと認め、子どもたちの社会参画、子どもの主体的な活動を推進します。

(2) 多様なニーズに応えることのできる子育て支援体制を確立していきます

かつて日本では三世代同居の家庭が多く、子どもたちは祖父母や兄弟姉妹と一緒に育ち、また、地域では隣近所の異年齢の多くの仲間と遊びをともにし、地縁血縁をベースとした人間関係のなかで育ってきました。しかし、高度経済成長期を経て、急速な都市化や核家族化が進み、地域住民相互のつながりも希薄になり、子育て家庭の孤立や負担感の増大を招いています。

さらに、個々の家庭自体の「子育てに関する意識」や「ライフスタイル」が多様化し、それぞれのニーズもさまざまです。このため、子育て家庭の多様なニーズに対応して、必要な支援が提供される仕組みが求められています。行政(市)は、市側からの一方通行的な施策提供のみでなく、市民との双方向の上に構築される次世代育成の支援を切れ目なく、全ての世代に届けることができるような体制の確立を目指します。

(3) 子育て家庭を温かく見守り支援する地域をつくります

平成21年4月現在、人口約7万8千人、総面積6.39平方キロ、高い人口密度は、狛江市の地域的な特色です。この規模でなら、市民互いの「顔の見えるまち」を成立させることが可能です。これは、地域全体で子どもの成長と子育て家庭を支援していくうえでの貴重な「資産」であるとも考えられます。

こうした「資産」を活かしながら、いろいろな世代がかかわり、地域のつながりを大切にし、困ったときにはお互いに助け合えるような子育て環境を創出していく必要があります。

子育てや子育て支援(次世代育成)をきっかけにした地域での出会いは、協働関係へと発

展することが期待されます。主として子育て・親育ちへの支援を行うことを通じて、市民誰もが自らの意思や意欲に基づいてさまざまな活動を行うことのできる機会づくり等につなげていきます。

（４）市・市民・事業者等との連携を大切にしていきます

次代を担う子どもたちは、社会全体にとっても大切な存在です。市（行政）、市民、事業者等がそれぞれの役割を果たし、連携して子育て・子育ちを支えていくことが必要です。

狛江市では、平成6年3月に「狛江市福祉基本条例」を制定して、市、市民、事業者それぞれの責務を明らかにし、「すべての市民が、生涯にわたり人間性が尊重され、生きがいをもって、ともに生きる豊かな福祉社会の実現」へ向け、市民の参加と協働のもとに福祉の推進に努めてきています。また、平成15年3月に「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」を制定し、市民参加と市民協働の推進に一層の力を入れています。これらの条例を踏まえ、市民との参加と協働を大切に考えていきます。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）社会の実現が目指されるなかで、働きやすい職場づくり、子育てと仕事の両立支援などを進めていくことが求められています。事業者や子育て世帯へ情報提供などをあらゆる機会に広報活動を進めていきます。

（５）子育て支援サービスは質的な向上を確保して提供していきます

子育て支援サービスは、必要な人に、また必要になるであろう人にも確実に情報が届き、必要なときにサービスが提供され、それが十分に満足なものであってこそ、安心感がもたらされ、その価値が発揮されます。

利用者の立場にたって、情報提供や相談機能、子育て支援サービスなどを一層充実するとともに、質的な向上についても十分配慮し、事業の評価についても内部・外部からのチェックができるような体制を確保していくことを重視していきます。

地域ぐるみで子育て支援を進めるにあたり、施設などのハード面、人づくりや事業などのソフト面においても、地域に存在するさまざまな人的、物的な社会資源を十分に効果的に活用していくことを重視していきます。

3 計画の基本目標

基本理念実現のための具体的な目標は、基本理念同様に前期計画の5つの基本目標を継承していくものとします。なお、目標達成に向けた施策の方向性や事業計画等については、前期計画の継続が主になりますが、市民ニーズや前期計画の進捗状況などにより修正を行っています。

【基本目標】

(1) 子どもが健やかに育つ家庭づくりを支援していきます

家庭は、子どもたち一人ひとりにとってかけがえのない大切な居場所であり、安心して生活できる空間でなくてはなりません。

すべての子育て家庭が、ゆとりをもって子育てができ、すべての子どもが心身ともに健やかに育つことのできる家庭づくりを支援します。

そのため、子育て情報をさまざまな方法を使って的確に提供することや、子育てに関して気軽に相談できる場を身近に提供するとともに、「親が親になる」親育ちのための支援、母と子どもの健康づくり、「食育^{*41}」の推進や思春期保健対策を充実します。

(2) 地域の子育て力を高める環境を創出していきます

子どもが健やかに育ち、子育て家庭が安心して子育てできる狛江市の創造のためには、生活の場である地域において、子育て力を高める環境の整備が必要です。

狛江市民が地域みんなで子育てしていこうという意識を醸成させるための啓発活動を進め、狛江市の子どもたちや子育て家庭が温かく見守られる子育てに優しい環境の創出を目指します。さらに、子どもの成長と子育て家庭を温かく見守り支える役割を担える子育てサポーターを地域の中で発掘・育成する取り組みを進めます。

また、中・高校生を含めた子どもたちの居場所づくり、子ども自身が地域活動に積極的に参加できるしくみづくり、子育てしやすいユニバーサルデザイン^{*74}のまちづくり、さらに、有害環境対策などを推進し、地域の子育て力を高める環境づくりを進めます。

(3) 子どもの生きる力と豊かな心を育む環境を整えます

子ども時代は、人間性や個性を培い、生涯の土台を築く大切な時期です。子どもが本来持つ「生きる力」をひき出し、豊かな心を育む環境を整えます。

そのため、子どもはそれぞれ一人の人間として、いかなる差別もなく、その尊厳と権利が尊重されなければならないことを市民の方々に発信するとともに、子どもたちが幅広い知識と考える力、豊かな感性を身につけることができるよう、教育・育成環境の充実に努めます。

また、子どもたちが次世代の親となり未来を担うことができるように、異年齢の子どもと

の交流や体験学習の機会を設けていきます。

（４）男女の差にかかわらず子育てに参加する社会にしていきます

子育ては女性だけの役割ではなく、男性がもっと積極的に参加しなければなりません。したがって、働き方を見直したり、男性も育児休暇等を取りやすい環境をつくっていくなど、社会全体で取り組んでいく必要があります。

また、子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスの充実が求められています。そのため、男性が子育てに参加できる環境づくりやさまざまな保育サービスの充実を図り、男性も女性も子育てに参加する社会を形成していきます。

（５）子どもや子育て家庭が安心して生活できる社会にします

社会や人間関係が複雑化するなかで、子どもの権利や安全が脅かされつつあります。家庭・学校・地域、保健・福祉・警察・市などの機関等が連携し、子どもたちを犯罪や事故、そして大人たちからの虐待や子ども同士でのいじめから守るための活動を強化する必要があります。

そのため、子どもの安全を守るためのセーフティネットワークの構築を進めるとともに、被害を受けてしまった子どもへの支援、障がいのある子どもたちやその家庭、ひとり親家庭などへの支援を推進し、子どもたちや子育て家庭が安心して生活できる社会にしていきます。

4 計画の重点施策

地域ぐるみで子育てを進めていく上では、さまざまな立場で対象者の参画を促したり、それらが体系的に位置づけられたなかで、それぞれの役割を十分発揮できるようにしていくことが大切です。

そのため、本計画の中で取り上げる網羅的な施策・取り組みのなかから、重点とすべき3つのテーマを掲げ、その実現を目指していきます。なお、重点施策については、前期計画においても「こまえ子育て支援総合システムの整備」として位置づけられているものを本計画においてもその考え方を継承しつつ、再構成するものです。

《重点施策としての3つのテーマ》

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">（１）狛江市の子育て支援システムの充実（２）増大する保育需要への対応（３）地域ぐるみの子育て・子育て支援体制強化 |
|--|

各テーマの内容については、次ページ以降に示すとおりです。

（１）狛江市の子育て支援システムの充実

《背景と趣旨》

狛江市内における子育て支援は、行政やさまざまな主体がそれぞれの工夫のもと多様な活動を展開しています。こういった地域の子育て支援活動が活発になる一方、深刻な児童虐待は後を絶たず、現代における子育ての難しさが浮き彫りになっています。

現在、狛江市の子育て支援にとって必要とされているのは、散在する子育て支援の活動が集約され活用されることと、市民それぞれが狛江の子どもたちを守り、育てているということとを共有・実感することであると考えられます。狛江市ならではの、地域で子育てするという市民意識を大いに高める必要があります。そのためには、狛江の子育て支援システムのあり方を明確にし、総合的な観点のもと、情報収集を一元的に行い、体系的な取り組みを提言できる組織や人材を確保していくことが必要です。

《主な取り組み》

○子ども家庭支援センターの拡充・充実や長期的な展望に基づく拠点体制等のあり方の検討

子ども家庭支援センターを子育て支援の総合拠点として位置づけ、子育て支援システムの充実を図るため、長期的な視点のもと、あるべき体制や望ましい方向について検討を行います。

○わかりやすい一元的な情報発信機能の充実

多様な情報を一元的に管理するとともに、体系的にわかりやすく紹介・発信する機能の充実を進めます。狛江市の公式ホームページ上に子育て情報を集めたコーナーを作るなど、市民が必要とする情報を適時・適切に提供できるように、情報発信機能の向上を進めます。

○児童にかかわる市の職員の児童福祉施設現場研修

市職員は子どもの人権を尊重し、子育て支援のあるべき姿を追求しなければなりません。そこで、市内の子どもたちの状況の把握の一環として、児童にかかわる市職員の保育所等児童福祉施設現場研修を必修とします。

○子育て支援の連携機会づくり

狛江市としての子育て・子育て支援の視点から、関連する人材や組織の連携・協働機会として、（仮）「子育て支援推進会議」の設置に向けた取り組みを進めます。中学校区等、設置単位についても検討し、無理なく連携・協調が図られ、支援環境の充実がスムーズに進むことを目指していきます。

○狛江市の実情を踏まえた課題への対応

全国的に問題となっている虐待については、情報提供や虐待に関する理解を深めるための

啓発活動を行うとともに、関係機関とのネットワーク体制のより一層の充実を図ります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）に関しては、関係機関との連携により、市内の企業・事業者等へのワーク・ライフ・バランスの理解のための情報提供など、広報活動を進めていきます。

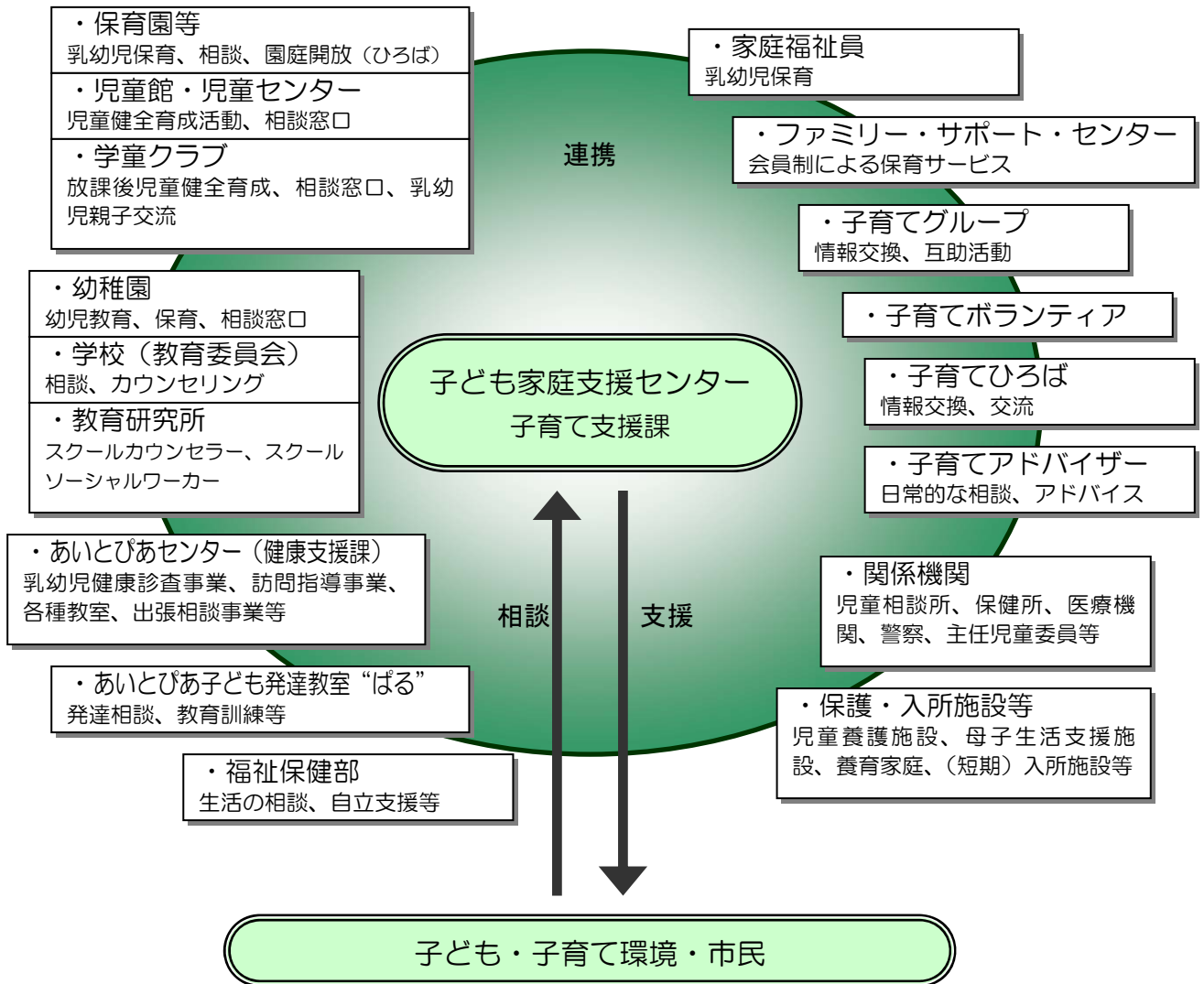
市との協働においても、企業・事業所なども地域の構成員の一員であることから、子育て支援事業やイベント等において市民との協働のみならず企業との協働についても検討する必要があります。また、相談体制等、普遍的な課題についても、原因の調査・分析により一元的な対応が図られるよう体制の見直しを進めながら、総合的な子育て拠点づくりに取り組んでいきます。

《関連施策》

施策 No.	施策名
3	広報紙・インターネット等による情報の提供・集約
6	多様な相談体制の充実（前期：電話相談等の充実）
30	子ども家庭支援センターの充実
39	（仮）「子育て支援推進会議」の設置
43	地域センター等既存施設の活用
90-2	仕事と家庭の調和に向けた協働推進
98	児童虐待防止のためのネットワークの再構築と連携強化

※「Ⅲ．施策の方向と主要事業」から、想定される関連施策を抽出したものです。

図19ー狛江市の子育て支援システムの概念図



（２）増大するさまざまな保育需要への対応

《背景と趣旨》

厳しい社会経済情勢を背景とした労働環境の変化や、雇用・就労形態の多様化等により、保育ニーズはさらに多様化し、増加傾向にあります。昨今の経済情勢下、保育ニーズの動向も不透明な状況にありますが、公立・民間を問わず、安心して子どもを預けることのできる体制の確保、充実を進めていきます。

また、保育に関わる人材の育成、いわゆるソフト面への取り組みを進め、量・質ともに狛江市の子育て力を増強することが求められています。提供できる子育て支援サービスのメニューをより工夫するとともに、子育てに関わる人づくりを進めていきます。

《主な取り組み》

○集いふれあう、子育て応援団づくり

親も含めた子育てに関わる、または関心のある市民が、幅広く子育てについて学んだり、関わるきっかけを持つことのできる機会充実を図ります。

○多様な保育ニーズへの対応

また、保育所等、保育の場の充実についても、需給動向等を踏まえ対応していくとともに、多様な保育ニーズを把握し効果的な対応の検討・実践へとつなげたり、それらを支える人材の育成など、さまざまな観点から取り組んでいきます。

○待機児解消と子育て支援施設の充実

待機児を解消し、子育て支援施設を充実させていくため、平成21年12月に策定された狛江市公共施設再編方針に基づき、未利用地を利用し、民間事業により新たな保育園を整備します。また、保育園の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修又は建て替えを実施します。

《関連施策》

施策 No.	施策名
33	学童保育所・小学生クラブ等の充実
37	ファミリー・サポート・センターの充実
56	子育てアドバイザーの確保・育成
80	保育園の定数等の見直し
81	延長保育の拡大
84	認可外保育施設等の支援
85	一時保育の充実
87	幼稚園の預かり保育の充実
88	病後児保育（乳幼児健康支援一時預かり事業）の充実

※「Ⅲ．施策の方向と主要事業」から、想定される関連施策を抽出したものです。

（３）地域ぐるみの子育て・子育て支援体制強化

《背景と趣旨》

価値観の多様化や社会・経済環境の厳しさのなか、地域で子育てを実践していくにあたっては、多くの課題が見られます。市民それぞれの関心事はさまざまであり、子育てに関心を持たない方の存在も否めません。しかし、狛江市を担う次世代を育てることは、市にとっては大きなテーマであり、狛江市の将来を見据え、市民自らが参画し、みんなで子育て・子育てに取り組んでいく必要があります。さらにそれは、楽しい取り組みでなくてはなりません。

子育てしやすい地域環境を子どもや保護者をはじめとする当事者のみならず、関係者、市民みんなで整備していくことが大切です。市民の子育て支援力を向上させ、心身ともに健やかな狛江っ子を育てていく必要があります。

《主な取り組み》

○円滑な狛江子育て情報の発信と市民同士の交流機会充実

地域において孤立しがちな子育て家庭に対して、多様な地域情報（行政の施策情報・関係機関や団体の活動、市民の自主活動等の子育て支援メニュー）を提供します。地域情報の収集や整理については、市民の視点を取り入れつつ、子育てガイドブック作成等に活かしていきます。また、市民の手で、市民のための情報発信を可能とする取り組みを進めます。

○狛江市の子育て支援人材の発掘と活用

子育てに関するさまざまなニーズが高まるなか、その対応を円滑で質の高いものにしていくには、人材の確保がとても重要な課題です。地域には、優れた子育て支援者になりうる人材が埋もれています。狛江市の子育て支援を地域の人材活用という視点で推進していきます。地域の人材をデータベース化し、子育て支援のそれぞれの時期や内容に合わせた人材派遣ができるような仕組みを構築していきます。

○親も子も育つ、狛江市子育て支援プログラムの充実

これまで培われてきた、子育てに関する伝統や知恵の継承は難しくなっています。また、子育てに限らず、古き良きものが消滅していく時代になっており、人としての心豊かな成長が難しくなる面も見られます。このような時代に「親になる」ということは、決して簡単なこととは言えず、周囲の積極的な協力や支援がより不可欠な時代であると言えます。そこで、市民自身による、地域の実情を踏まえた子育て支援のあり方をともに模索しながら、狛江市の子育てを展開していきます。

《関連施策》

施策 No.	施策名
1	身近な情報交換の場の提供
2	子育てガイドブックの充実
8	講演会・フォーラム等の開催
12	みんなで進める子育て学びの機会充実
13	子育てグループ・サークルの育成・支援
16-2	「こんにちは赤ちゃん事業」の充実
31	子育てひろば・つどいの広場の拡充
40-2	「居場所と遊びニーズ」の把握・対応充実
50	青少年の主体的な活動の支援
62-2	スクールソーシャルワーカーの活動推進

※「Ⅲ. 施策の方向と主要事業」から、想定される関連施策を抽出したものです。



5 目標事業量の設定

施策及び主要事業の推進の目安にするとともに、その達成状況を評価するために、定量的に示すことのできる主要事業について、平成26年度までの目標量を設定しました。

これらのなかには、市民や事業者の協力と理解がなければ、達成の難しいものも含まれています。今後、この計画を着実に推進するなかで、市民や事業者との連携に努め、目標量の達成を目指します。

事業 No	事業名	前期計画策定時の現状 (平成15年度末)	前期計画における目標 (平成21年度末)	後期計画策定時の現状 (平成20年度末)	後期計画における目標 (平成26年度末)
37	ファミリー・サポート・センター事業	1か所 (和泉児童館内) 利用会員 211人 サポート会員 38人 両方会員 9人 活動件数 982件	1か所 (和泉児童館内) 利用会員 600人 サポート会員 150人 両方会員 30人 活動件数 2,500件	1か所 (和泉児童館内) 利用会員 671人 サポート会員 160人 両方会員 38人 活動件数 4,821件	1か所 利用会員 800人 サポート会員 200人 両方会員 50人 活動件数 5,500件
33	放課後児童健全育成事業	4月1日現在 学童保育所 8か所 定員 385人 小学生クラブ 1か所 定員 20人 放課後クラブ 1か所 定員 20人 定員合計 425人	学童保育所等 定員合計 478人	21年4月1日現在 学童保育所 6か所 定員 300人 小学生クラブ 2か所 定員 概ね100人 放課後クラブ 2か所 定員 概ね 55人 定員合計 455人	学童保育所 6か所 定員 300人 小学生クラブ 2か所 定員 100人 放課後クラブ 2か所 定員 85人 定員合計 485人
86	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	児童養護施設で実施 (二葉学園定員2人) 延べ利用者数 55人	実施施設 2か所 定員 4人	実施施設 1か所 (二葉学園定員2人) 延べ利用者数 99人	実施施設 2か所 定員 4人
88	乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育・施設型)	すこやか病児保育室 (定員10人) 延べ利用者数 499人	実施施設 1か所 定員 10人	実施施設 1か所 (すこやか病児保育室) (定員10人) 延べ利用者数 446人	実施施設 2か所 定員 14人
85	一時保育事業	家庭福祉員※18 (保育ママ1人)で実施 (空き定員のうち2人) 延べ利用者数 96人	実施施設 6か所 定員 12人	家庭福祉員 (保育ママ1人)で実施 (空き定員のうち2人) 延べ利用者数 55人 私立狛江保育園で満2歳 以上1日6名の受け入れ 開始	実施施設 5か所 定員 20人

※P50に各事業の説明(目標設定対象事業の概要)を載せています。

事業 No	事業名	前期計画策定時の現状 (平成15年度末)	前期計画における目標 (平成21年度末)	後期計画策定時の現状 (平成20年度末)	後期計画における目標 (平成26年度末)
80	通常保育事業	市立保育所6か所603人 (定員625人) 私立保育所3か所276人 (定員247人) 計9か所879人 (定員872人) 待機児童数 33人	実施施設 9か所 定員 888人	21年4月1日現在 市立保育所6か所621人 (受入定員632人) 私立保育所3か所277人 (受入定員281人) 計9か所898人 (受入定員913人) 待機児童数 75人	実施施設 11か所 受入定員 1,093人
81	延長保育事業	全市立保育所、私立保育 所1か所で1時間延長を 実施 市立保育所定員：20人 4か所、定員25人2か 所 私立保育所：定員枠なし	1時間延長保育 市立 6か所 私立 1か所	全市立保育所、私立保育 所1か所で1時間延長を 実施 市立保育所定員：25人 4か所、定員35人2か 所 私立保育所：定員枠なし	2時間延長保育 1か所 1時間延長保育 市立 6か所 私立 1か所
31	子育て支援 ひろば事業 (A・B・ C型)	A型2か所 (和泉児童館、駄倉保育 園)	A型2か所 (和泉児童館、駄倉保育 園) C型1か所 (つどいの広場※52)	A型2か所 ※学童保育所午前開放 「あそびの広場※7」2 か所で本格実施	A型2か所 (和泉児童館、岩戸児童 センター) C型1か所 (つどいの広場)
20	育児支援ヘル パー事業 (旧産後支 援ヘルパー 事業)	派遣数 11家庭 (15年7月より実施)	派遣数30家庭	育児支援ヘルパー事業と して事業継続中 派遣数21家庭	派遣数40家庭
84	認証保育所	平成16年度4月現在 A型 3施設 定員 109人	実施施設 3か所 定員 109人	平成20年度4月現在 A型 3施設 定員 102人	実施施設 5か所 定員 155人

(参考) 目標設定対象事業の概要

事業名	内 容
ファミリー・サポート・センター事業	地域で育児の援助を受けたい方（利用会員）と協力したい方（サポート会員）が会員となり、お互いの希望を調整し、有償で各家庭において育児について助け合いを行う事業。
放課後児童健全育成事業	保護者の方が働いていたり、病気などで、放課後等に家庭で保護育成にあたることの出来ない世帯のお子さんを対象に子どもたちのあそびや安全管理・生活指導や余暇指導を行い、異年齢の子どもたちとも交流すること等で子どもたちの健全育成を図ることを目的として実施する事業。「学童保育所」「小学生クラブ」「放課後クラブ」の 3 種類（総称「学童クラブ」）がある。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	児童を育てている家庭の保護者が、病気などにより家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、市が指定する児童福祉施設で短期的に養育することにより、地域の子育て支援と児童の福祉の向上を図る事業。
乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育：施設型）	子どもが病気になったとき、仕事などで面倒を見ることができない場合に、医院に併設された病児保育室で医師と保育士（看護師）が一時的に子どもをあずかり世話をする事業。
一時保育事業	保護者が就労、病気などにより家族で子どもを見ることができなくなった場合に、保護者に代わり、一時的に家庭福祉員宅や保育園で保育を行う事業。
通常保育事業	保護者が働いているなどの理由で、家庭で育てることができない就学前児童を、11 時間の開所時間内の間で保育を行う事業。
延長保育事業	開所時間の前後概ね 30 分を超えて行う保育。園によって延長時間は異なる。
子育てひろば事業	地域の子育て家庭を支援するために、保育園や児童館で子ども同士、親同士の交流や仲間づくりの促進、育児講座などの啓発活動や保護者の育児の不安などの子育てに関する相談を行う事業。A型B型C型の 3 種類がある。 A型：保育所、児童館等の機能・スペースを活用して相談や講座を行う。 B型：保育所等に専用スペースを確保して実施する。 C型（つどいの広場）：空き店舗、学校の余裕教室や公共施設内のスペースを確保して、常時親子につどいの場所を提供する。
育児支援ヘルパー事業	出産前後、体調不良等のため育児や家事が困難で、代わりにしてくれる人が身近にいない家庭に対してヘルパーを派遣し、家事や育児の援助等を行うことによって親の負担を軽減し、産前産後の生活を支援する事業。
認証保育所	多様化する保育ニーズに的確に応えるため、身近な地域で生活スタイルに合わせた保育を受けられるよう、東京都が独自の基準（認証基準）で定めた保育施設。

6 計画の評価・推進にあたって

(1) 計画を評価・推進する体制を整備します

この計画の事業評価と事業をより一層の推進を図るために体制を見直します。

①市民福祉推進委員会による評価と計画の推進

計画の進捗状況の把握、地域の次世代育成支援にかかわる事業者・各種団体組織等との連携による課題の把握、意見交換などを行うため、狛江市福祉基本条例に基づき設置されている「狛江市市民福祉推進委員会」を次世代育成支援対策推進法第21条第1項に基づく「次世代育成支援対策地域協議会」として位置づけて、事業評価並びに計画の推進を図ります。

②庁内組織の見直し

『みんなで子育て・こまえプラン（後期）』（狛江市次世代育成支援行動計画）の確実な実行のため、庁内の推進体制を一段と強化する必要があります。そのために、庁内体制を見直し新たに市長を本部長とする推進本部の設置を行い、全庁的に推進する体制を強化します。

③市民の視点からの進捗管理

新規事業や拡充事業などは、平成26年度までの間のいずれの年度において開始するかを明確にし、それに基づいて進捗状況を点検する必要があります。こうした点検や計画全体の進捗状況の点検に当たっては、PDCAサイクルの考え方にもとづき、市民との協働によって行うこととします。

（２）市民との連携・協働により施策・事業を推進します

次世代育成支援には、市民一人ひとりが地域全体で子育てを支援するという意識を持ち、家庭、ＮＰＯ、地域、学校、行政などが連携・協力して取り組むことが不可欠です。

狛江市福祉基本条例及び狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例を踏まえ、市（行政）、市民、事業者等との役割分担を明確にし、連携・協働して施策・事業の推進を図ることを原則とします。

市・市民・事業者それぞれに想定される役割

（市の役割）

関与するすべての行政領域に福祉と保健の視点を据えて、総合的な行政施策を推進するとともに、市民、ＮＰＯや事業者との連携・協働にかかわる条件整備を図ります。

（市民の役割）

自らを高めるよう努力するとともに、地域社会の一員としての自覚を深め、連帯を強め、高齢者や障がい者、児童など、すべての“であい、ふれあい、ささえあい”を大切にします。

（事業者の役割）

事業活動が地域社会と密接な関係にあることを自覚し、福祉活動に努め、地域社会に貢献します。

（３）効率的・効果的な事業の実施に努めます

子育てのための事業の推進にあたっては、実効性について第三者評価の導入などにより調査・検証するとともに、事業内容の有効性の維持・向上に努めます。また、実施主体の見直しなど、可能な限り効率的な実施に努めます。

（４）財源の確保と利用者負担の公平性を保ちます

事業運営等の効率化などによる財源確保に努めるとともに、サービスごとの行政コスト及び利用者負担の適正化について検討していきます。

あわせて、子育て支援がすべての子育て家庭に公平・公正に提供され、さらに多様なサービスを求められていることを踏まえ、利用者負担の公平化を図ります。

（５）既存の社会資源の有効な活用を図ります

事業の柔軟な展開を図るため、地域にある各種施設や民間施設などの有効活用を図るとともに、NPOや市民団体などの地域にある社会資源やボランティアなどの人材を育成するとともにその活用にも努め、効果的な施策・事業の展開に努めます。

（６）国・東京都・近隣市との連携を図ります

子育て支援事業は、法律や制度に基づく事業や広域的な取り組みを必要とするものがありますので、国、東京都、近隣市などとの連携を取り、状況に応じて協力要請を行い、事業の実施に努めます。



I. 計画の策定にあたって

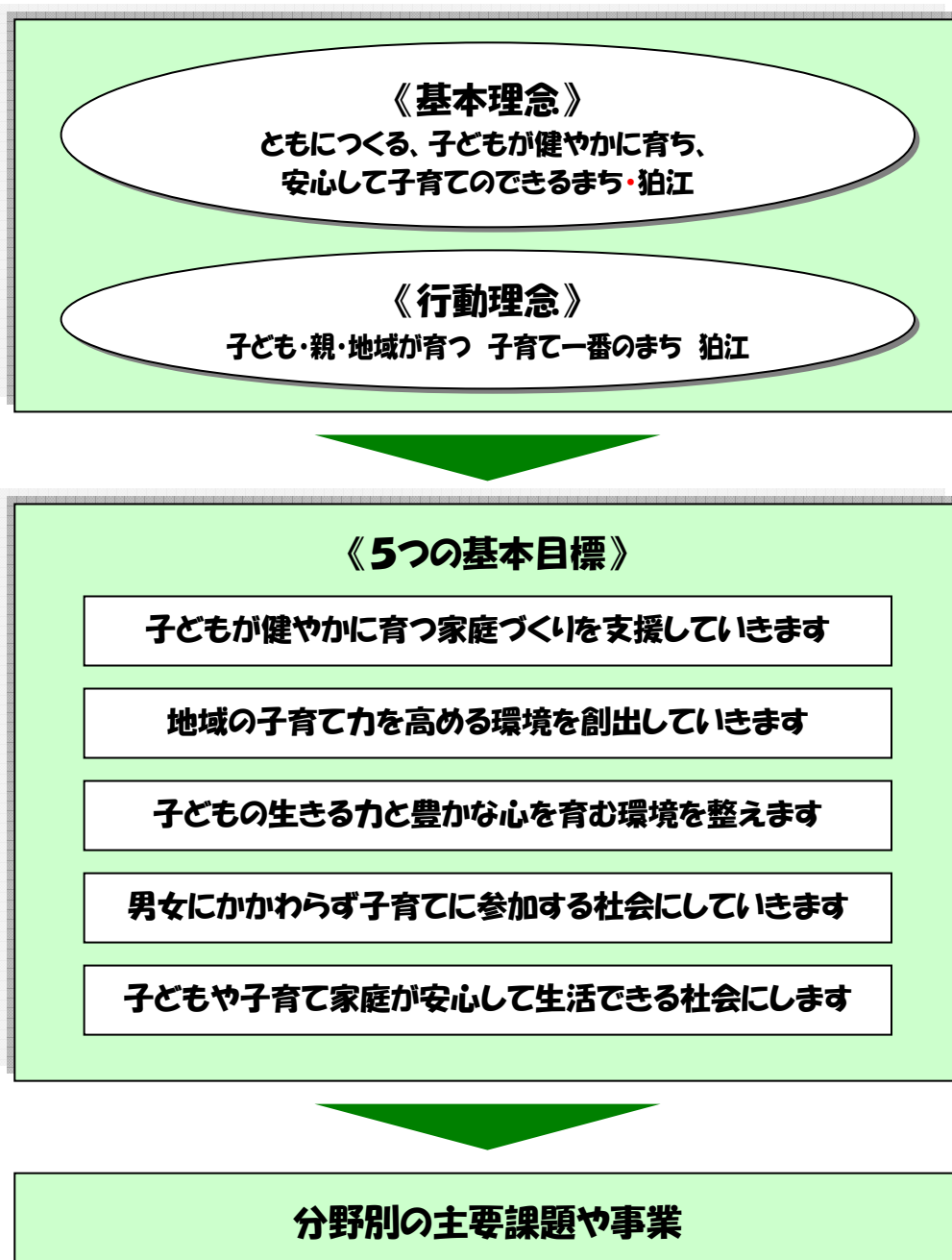
II. 計画の基本的な考え方

III. 施策の方向と主要事業

IV. 資 料 編

Ⅲ．施策の方向と主要事業

理念としての考え方や目標から、それらを実現するための施策の方向である基本目標までの体系をあらためて以下に示します。



このうち、基本目標については、次ページ以降のような区分により体系化しています。

《基本目標から施策項目の体系（その１）》

基本目標	主要課題	項目
基本目標１ 子どもが健やかに育つ家庭づくりを支援していきます	主要課題１ 子育て情報を的確に提供し相談機能を充実する	(１) 子育て情報を的確に提供します (２) 子育て相談機能を充実します
	主要課題２ 子育て力を高める手助けをする	(１) 啓発活動を推進します (２) 学習・交流の機会を提供します
	主要課題３ 母と子の健康を確実に育む	(１) 妊産婦・乳幼児期保健対策の着実な推進をします (２) 小児医療の拡大・充実を図ります
	主要課題４ 「食育」の考え方をひろめ、食に関心を向ける	(１) 「粕江市食育推進計画」の基本方針に基づく、次世代育成に向けた食育の推進を目指します
	主要課題５ 思春期の心と体を守る保健対策を充実する	(１) 子どもたちの性に関する必要な知識の普及を推進します (２) 子どもたちのメンタルヘルス対策を推進していきます
基本目標２ 地域の子育て力を高める環境を創出していきます	主要課題１ 地域での子育て支援体制を充実する	(１) 子育て支援施設の機能を充実します (２) 子育てを支援する活動を活性化し充実します
	主要課題２ 子どもたちの遊び場・居場所を広げる	(１) 子どもたちの遊び場・居場所を確保します (２) 中学生・高校生の居場所をひろげます
	主要課題３ 地域での活動を充実する	(１) 地域での交流活動を促進します (２) 青少年の活動を活性化します
	主要課題４ 子育てしやすい都市・生活環境を創出する	(１) ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりを推進します
	主要課題５ 子どもたちを取り巻く有害環境を取り除く	(１) 子どもたちの健全な育成を阻害する有害環境への対策を推進します
	主要課題６ 子育てを地域で支えるための人材を確保する	(１) 地域に人材を求め活用していきます (２) 子育て支援のボランティアを育成していきます
基本目標３ 子どもの生きる力と豊かな心を育む環境を整えます	主要課題１ 子どもたちの人権を擁護する	(１) 子どもたちの権利や視点を反映させたまちづくりをします (２) いじめや不登校等への取り組みを推進します
	主要課題２ 幼児教育の充実を図る	(１) 幼児教育の内容の充実を図るとともに、関係機関との連携を進めます (２) 保育園・幼稚園・小学校の連携を強化します
	主要課題３ 学校教育の充実を図る	(１) 開かれた学校として地域や家庭との連携を深めます (２) 生きる力を育む教育環境等を整備します
	主要課題４ 体験学習の機会を広げる	(１) 学校教育における体験学習の充実を図ります (２) 地域における体験学習の機会の拡大を推進します
	主要課題５ 次代の親の育成を支援する	(１) 乳幼児等とのふれあい機会を提供します

《基本目標から施策項目の体系（その２）》

基本目標	主要課題	項目
基本目標４ 男女にかかわらず子育てに参加する社会にしていけます	主要課題１ 仕事と子育てが両立できる就労環境をつくる	(１) 就労支援情報の提供を促進します
	主要課題２ 待機児対策と保育サービスを充実する	(１) 保育園定数の見直し等受入れの拡大を行います (２) 多様なニーズに応じた保育サービスを行います
	主要課題３ 男女ともに子育てに参加する社会をつくる	(１) 男女共同参画社会の推進をします (２) 男性の子育てへの参加を促進します
基本目標５ 子どもや子育て家庭が安心して生活できる社会にします	主要課題１ 子どもたちの安全を確保する	(１) 子どもの交通安全対策を推進します (２) 子どもの防犯対策を推進します
	主要課題２ 子どもの虐待防止と被虐待児の立ち直りを支援する	(１) 児童虐待防止のための体制を強化します (２) 子どもたちへの適切な支援をします
	主要課題３ 障がいのある子どもと家庭への支援を充実する	(１) 相談・療育事業を充実します (２) 特別支援教育に取り組みます (３) 在宅支援を充実します
	主要課題４ ひとり親家庭等への支援を充実する	(１) 相談事業の充実を推進します (２) ひとり親家庭への支援サービスの充実を図ります
	主要課題５ 子育て家庭への経済的支援を推進する	(１) 子ども関係手当制度の推進を図ります (２) 子どもの医療費の助成を充実します

次ページ以降において、各基本目標に基づく施策内容を示します。

なお、個別施策の様式については次のような内容により構成しています。

項目	施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
内容	個別の施策ごとの番号です。前期計画における番号を継承し、新規施策については枝番としています。一部、前期から項目順の入れ換えにより、必ずしも番号順になっていない箇所もあります。	個別施策の名称です。重点施策については【重点】、新規施策については【新規】がそれぞれついていきます。	施策・事業の内容と、前期の主な取り組み等について記述しています。	本計画の目標である平成 26 年度時点を見据えた取り組みの方向性や、目指すべき状態などについて記しています。	施策・事業に係る担当課を記しています。

1 子どもが健やかに育つ家庭づくりを支援していきます

主要課題1 子育て情報を的確に提供し相談機能を充実する

多くの情報が行き交う現代社会において、必要な情報が適切に入手できたり、必要な方に適切に行き届くようにすること、また、さまざまな悩み、疑問、問題などに対応していくことは、大きな課題の一つとなっています。核家族化等により子育ても孤立化しがちななかで、情報とは親子が安心していきいきと暮らすための大切な拠り所であり、その内容や発信手法など、さまざまな面から充実に取り組んでいく必要があります。

前期においては、子育てガイドブックの発行・更新や、広報紙、市ホームページ、子育て交流機会などを通じた情報発信に取り組んできました。今後もこうした取り組みをさらに進めていくとともに、よりわかりやすく、情報が行き渡るようにしていく必要があります。

また、相談体制については、子育て等の不安の解消等に向け、身近な場所、専門性などを踏まえ、相談ニーズ動向等を踏まえつつ、今後も取り組んでいく必要があります。

(1) 子育て情報を的確に提供します

子育てに関するさまざまな情報が氾濫するなかで、適切な情報、地域の実情を踏まえた情報などについて、多様な媒体を活用し発信していきます。子育てガイドブックの作成、広報紙や市ホームページなどを通じ、よりわかりやすく情報提供を進めるとともに、母子保健事業などを通じたきめ細かい情報提供を心がけ、必要な方に行き渡るよう努めます。また、地域の実情を反映した情報としていくため、地域の子育て世代から情報を得たり、編集等への参画を促すなどによって、内容の充実を図ります。

《施策の内容》

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
1	【重点】 身近な情報 交換の場の 提供	子育てひろば※25を推進するとともに、保育園・幼稚園・学童保育所・小学校・地域センターなど既存の地域施設の活用や商店街の空き店舗などを使って、身近な地域で子育て中の親等が交流し、子育てについて情報交換のできる場づくりを進めようとするものです。各施設の開放が進んできており、今後も交流機会の充実を通じ、子育て世代の親等が、日常的に子育て情報を収集したり、活用するなどの能力を向上できる環境づくりを進めます。	子育てを通じ気軽に情報交換や交流ができる場が広がり、いきいきと安心した子育て、子育てのあるまちとなることを目指します。 市民の情報リテラシー（情報収集や活用）向上などを支援する場として、こうした機会や場所を活用していきます。	児童青少年課 子育て支援課
2	【重点】 子育てガイドブックの 充実	市の子育てに関する関係各課の情報を網羅した「子育てガイドブック」の内容を、より一層利用者のニーズに対応した内容に充実していくものです。 随時改訂を行い、収録内容を変更しており、今後も子育て世代の親の参加・協力による誌面づくり等、より実感を伴った粕江子育ての必携冊子としての充実・活用を進めます。	子育て当事者参加のコーナーを設けるなど、市民の自主的な子育て応援誌としての特徴も活かしつつ、より使いやすく、親しみのある誌面づくりを進めます。	子育て支援課
3	【重点】 広報紙・インターネット等による 情報の提供・集約	よりリアルタイムで情報が得られるように、市広報紙や市ホームページや携帯電話コンテンツでの子育てに関する情報提供を行うものです。 子育てガイドブックに掲載されている情報とほぼ同じ内容を市ホームページに掲載することで内容を充実しており、今後も子育てに関する多様な情報を集約し、悩みや疑問の解消などさまざまな市民の行動を支援する窓口としての充実・活用促進を図ります。 また、こうしたメディアを活用し、情報の集約・一元化を図りながら、子育て情報のはじめの一歩として幅広い利用を促進していきます。	ポータル（玄関）サイトとしての、市ホームページの充実、一元化や、わかりやすい情報提供により、子育ての安心感向上を目指します。 全ての子育て中の家庭に情報が行き渡るようきめ細かい情報提供を行います。	子育て支援課

(2) 子育て相談機能を充実します

相談機能は、双方向のやりとりであり、その内容はさまざまで、簡単に解決できるものから、専門的、長期的な対応を要するものまで多様なニーズにスムーズに対応していくことが求められます。

そのため、専門性を重視した相談の場とともに、気軽に、かつ身近な場所で相談しやすい環境づくりを充実していきます。

また、こうした相談関連情報等については、内容の整理・分析や共有化に努め、地域ネットワークとしてさまざまな問題・課題に対応するための基本的な情報として活用していきます。

《施策の内容》

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
4	【重点】 身近な相談 窓口の整備	子育てひろばとともに、保育園、学童保育所、地域センターなど既存の地域施設の活用や商店街の空き店舗などを使って、子育て中の親等が気軽に、いつでも相談できる場を広げようとするものです。 今後も、担当スタッフ間の連携等を含め、相談窓口の充実を進めます。	概ね小学校区単位に相談窓口が確保されるよう、計画的に整備を行います。また、就学前子育て相談を充実するため、保健師と保育士の連携を強化します。 子育てひろば 2 か所 つどいの広場 1 か所 学童保育所の開放 3 か所 市立保育園の園庭開放 6 か所	児童青少年課・子育て支援課
5	【重点】 子育て相談 ネットワークの整備	市町村が児童相談の第一義的窓口となったことに伴い、子どもと家庭のさまざまな悩みや心配ごとに対して、いつでも、どこでも適切に迅速に対応できるよう、子ども家庭支援センターを中心とした子育て相談ネットワークを構築するものです。 要保護児童に関しては、「狛江市子ども家庭支援ネットワーク会議※31」が、支援の必要性等に関する検討・調整を行っており、今後も主要なネットワークとしての活動を推進します。また、ひろば事業を中心に地域的にきめ細かい相談対応が行えるよう取り組んでいます。	子ども家庭支援センターを中心として、関係機関との連携体制を整備し、子育て相談ネットワークの充実に努めます。 また、ひろば事業等において身近な地域での相談体制を強化します。	子育て支援課・児童青少年課

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
6	【重点】 多様な相談 体制の充実 (前期：電 話相談等の 充実)	電話やインターネットの電子メールなど、さまざまな手段を用いた相談体制の確保充実に取り組んでいます。 子ども家庭支援センターでの相談専用ダイヤルや電子メールでの相談受けをはじめ、和泉児童館における電話子育て相談等、悩みや問題解決に柔軟に対応できる機会を確保していきます。また、子どもたちが気軽に電話相談ができるよう、連絡先を記載した SOS カードを市内の小中学校の児童、生徒に配布しています。	電話やインターネットなど、さまざまな手段を通じ、相談ができる環境の充実を図ります。夜間、休日の相談体制については、児童相談所等と連携しながら検討します。	子育て 支援課
7	【重点】 専門職員等 の配置	相談事業を充実するため、相談内容の多様化と複雑・困難化に対応した専門職員体制を整備するとともに、地域の相談窓口にも専門の相談員の配置を推進し、相談や情報提供、コーディネート（調整）機能を強化します。	相談内容の多様化、複雑・困難化に対応し、子育てのさまざまな問題にきめ細かくかつ柔軟に対応できるよう、子ども家庭支援センター等への児童福祉司任用資格者※34、臨床心理士、社会福祉士※37、保育士・保健師等、専門的職員の配置を推進します。	子育て 支援課



主要課題２ 子育て力を高める手助けをする

少子化や核家族化が進行し、子育ての知識や経験を身近で伝え聞く機会がなかなか得られないなかで、親の子育て力、親育ちの機会を充実していくことは重要な子育て支援のテーマの一つとなっています。

必要な知識や心構え、問題が起きた時の対応力など、子どもを産み育てるためのさまざまな能力を高めていけるよう、学習機会や広報・啓発などを進める必要があります。

前期においては、講演会やフォーラムの開催、各種学級の開催、子育てサークルの活動促進など、さまざまな親育ち機会づくりに取り組んできました。今後もこうした取り組みを充実し、親がより安心や自信を持って適切に子育てに取り組んでいけるよう支援する必要があります。

（１）啓発活動を推進します

出産前後から子育て期の親世代を主な対象としつつ、親の役割や責任について、市民が共通の理解をもち、地域全体で子育て家庭を支援していくよう、広報や講演会・フォーラムの開催などを推進します。

＜施策の内容＞

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
8	講演会・フォーラム等の開催	親と家庭の役割や責任など、親育ちや家庭教育に関する講演会やフォーラムの開催を推進します。 児童虐待防止月間に、児童虐待防止に関する市民向けの案内を関係各機関に配布したほか、子育て自主サークルとの共催で講演会を開催するなど、ふれあい、啓発の場づくりを進めてきました。	子育て世代の意識啓発や交流機会として、講演会やフォーラム等の参加促進を図ります。 また、内容については子育ての多様なニーズに応えられるよう、多方面から情報提供等を行い、健康で心豊かに子育てができる啓発の場を目標にしています。	子育て支援課・健康支援課

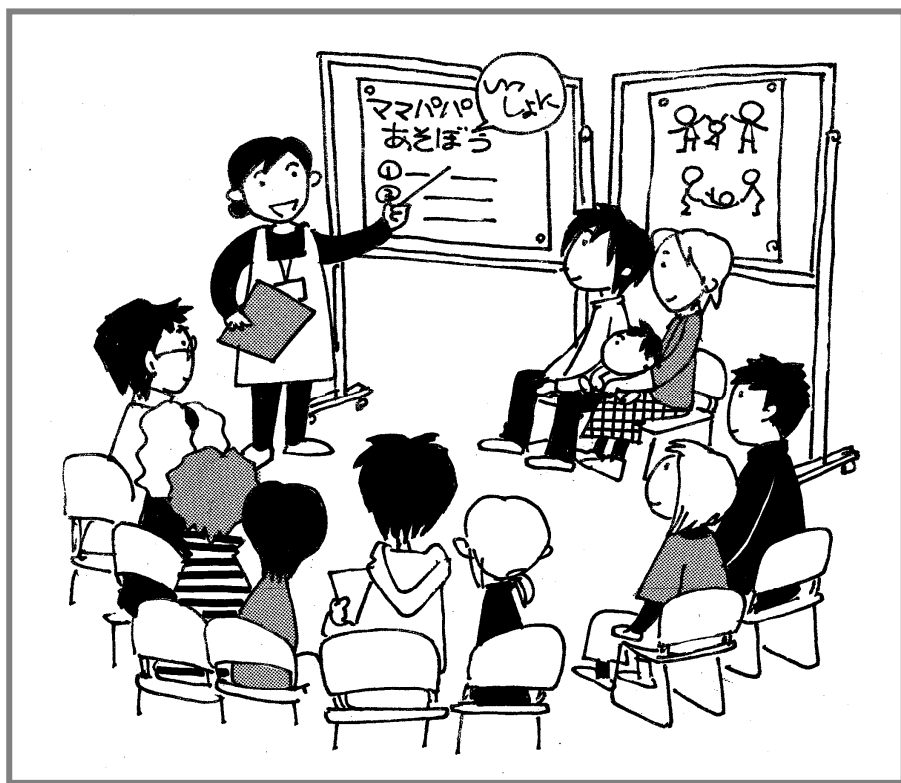
(2) 学習・交流の機会を提供します

子育ての知識や経験などを伝え聞く機会が不足しがちな現代の親世代の方々が、気軽に親としての心構えや対応力などを学ぶことができる機会の充実に努めます。親が不安なく子育てができるように、子どもの発達段階に応じたしつけや家庭教育の方法、心構えなどの学習機会や場の提供に努め、地域を中心として、親育ちを支援していきます。また、子育てサークル等、草の根の子育て支援組織についても、行政等が呼びかけるものから、地域の自主サークルまで、多様な活動を促進し、きめ細かい支援で子育て力の向上を促進していきます。

《施策の内容》

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
9	ママパパ学級の開催	妊娠中の女性とその夫を対象として、妊娠、出産、育児、栄養などについて正しい知識をもち、健康の保持・増進が図れるよう、ママパパ学級（平成 20 年度年間 10 回・父母の参加実人数 1・2 日目 178 人、3 日目 285 人）を実施しています。	安心して出産・子育てができるようにプログラム内容の充実を図ります。 土曜日等の開催の拡大を図り、平日参加の難しい父親の参加を促進します。 ママパパ学級開催目標 年間 12 回	健康支援課
10	父親学級の開催	父親を対象として、妊娠、出産、育児の知識や技術、父親としての心構え、母親をサポートする姿勢などを学習する父親学級を開催しています。 ママパパ学級 3 日目を日曜日に実施し、父親が参加しやすい環境にしました。平成 20 年度の 3 日目の参加実人数は 285 人となっています。	父親の子育て参加を促進するきっかけとして、希望するすべての人が受けられるように開催回数の増を検討します。 父親学級開催目標 年間 12 回	健康支援課
11	育児学級の開催	毎月 1 回、5、6 か月児を持つ保護者を対象に、栄養士による離乳食 5、6 か月期と 7、8 か月期の講座を、試食を含めて開催しています。	希望するすべての人が受けられるように開催回数の増を検討します。離乳食の導入・移行がスムーズにいくよう内容の充実を図ります。 育児学級開催目標 年間 12 回	健康支援課
12	【重点】 みんなで進める子育て 学びの機会 充実（前期：仮） 「みんなで子育て」講座の開催	子育ての視点から、母親ばかりでなく、父親や地域の人々などの参画する学習機会を充実します。 子ども家庭支援センターにて、栄養士や言語聴覚士等の専門家を招いた情報提供を行ったり、保護者同士の座談会で異年齢の子を持つ親子の交流も行うなど、子育てを通じた多様な交流機会づくりを進めてきました。	子育てを通じた多様な交流が進み、誰もが孤立することなく子育てを行うことができ、また、専門家から必要な情報を得たり、年代や世代を超えたふれあいの場づくりなど、子育ての輪が広がるよう取り組んでいきます。 また、「みんなで子育て」講座については実施に向けて検討します。	子育て支援課・健康支援課・公民館

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
13	【重点】 子育てグル ープ・サー クルの育 成・支援	母子保健事業等を通じて子育てグル ープの育成を図るとともに、地域で活 動する子育てサークルの組織化・育成 を行いその活動を支援します。 妊産婦と0歳児を持つ親の交流な ど、多様な交流についても検討・推進 します。 平成 19 年度で終了したぽっかぽか 広場では、平成 19 年度は 4 回コース で実施、延べ 273 組が参加したほか、 子育て自主グループ懇談会を開催する など、子育てグループの育成支援を進 めました。	多様な子育てグループが活動 を行い、地域や特徴など、自ら に合った活動に参加しやすい環 境づくりを進めます。 また、妊産婦との交流等、「プ レ・ママ・パパ世代」の疑問や 不安の解消につながるような取 り組みを通じ、知識や経験の活 用、分かち合いができるよう進 めます。	健康支 援課・ 子育て 支援課
14	家庭教育に 関する学び の場の提供	公民館等による家庭教育に関する講 座やセミナーの開催を図るとともに、 幼稚園・保育園や小中学校・PTA等 による家庭教育に関する学びの場の提 供を促進し、家庭教育に関する学習機 会を拡充します。 公民館において、親子・家族関係を 主要テーマとした女性セミナーを実施 し、参加しやすいよう保育の受け入れ を行いました。 子ども家庭支援センターでは、言語 聴覚士や栄養士などの専門家が子育て に関する知識や情報を提供する講座を 実施しています。	家庭教育の学習機会充実により、 子育ての基盤となる各家庭・家族の支援を行うととも に、学習機会への参加のしやす さ等にも配慮し、より多くの参 加がなされるよう努めます。	公民 館・子 育て支 援課



～ ママパパ学級 ～

主要課題 3 母と子の健康を確実に育む

次世代育成のためには、乳幼児の健やかな発達と生涯を通じた女性の健康が基盤になります。妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確実に確保されるよう、妊産婦及び乳幼児健診、健康相談、訪問指導など、母子保健対策の一層の充実が必要です。

特に、近年は親の育児不安が広がっており、丁寧な個別の指導・対応と、地域の子育てを支援することが必要になっています。

また、前期において始まった「こんにちは赤ちゃん事業^{*33}」は、出産後最初の訪問によってきめ細かい状況把握を行おうとするものであり、全戸訪問の原則に基づき、今後とも取り組んでいく必要があります。さらに、15 歳以下の急病の子どもを対象とした小児初期の平日夜間診療の取り組みも行われており、医療面でもニーズ動向の把握や対応策の検討など、今後とも進めていく必要があります。

(1) 妊産婦・乳幼児期保健対策の着実な推進をします

生涯にわたる健康づくりを見据え、母子保健法^{*69}に基づいて、妊娠・出産期から乳幼児期における健康相談・健康診査・訪問指導などの保健事業を推進します。また、全戸訪問型の「こんにちは赤ちゃん事業」をはじめ、個別対応を充実するとともに、保育園や子ども家庭支援センター等関係機関と連携し、地域の子育て機能の充実を支援します。

＜施策の内容＞

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
15	妊婦健診の充実	妊婦の健康管理に努め、妊産婦及び乳児の死亡率低下を図るとともに、流・早産、妊娠高血圧症候群、胎児の発育遅延等の母・児の障がいを予防するため、妊婦の健康診査を実施しています。(14 回) また、助産院や都外医療機関で妊婦健診を受け、妊婦健診受診票を使用できなかった妊婦に対して、受診費の助成を行っています。	妊婦健診の必要性を周知し、妊婦健診が十分に受けられるよう助成制度を含めた情報提供・案内に努め、受診率 100%を目指します。	健康支援課

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
16	【重点】 乳幼児健診 の充実	3～4か月・1歳6か月・3歳健康 診査及び乳児個別健康診査を実施し、 乳幼児の健康の保持・増進と親の育児 不安の解消に努めるとともに、乳幼児 の疾病や障がいを早期に発見し適切な 指導を行います。 また、幼児歯科健診でむし歯予防に ついての知識を広めるとともに予防処 置も行います。 5歳児の健診についても、その効果 を点検するなど、研究を進めます。	乳幼児の健康維持・増進及び 保護者の育児不安を解消できる 体制の充実を図り、未受診者〇 を目指します。健診後のフォロ ー、未受診者の状況把握と的確 な指導を行います むし歯り患率を減らします。 (15%以下)	健康支 援課
16 -2	【新規】 【重点】 「こんにち は赤ちゃん 事業」の充 実	生後4か月までの乳児を対象に実施 する全戸訪問事業である「こんにちは 赤ちゃん事業」について、初期の子育 て段階における状況把握や意思疎通を 円滑に図るものとして、適切に実施し ます。	出生後間もない時点での親子 の状況把握により、必要な家庭 にきめ細かい支援、助言、情報 提供が行えるよう体制強化を図 るとともに、子育て中の親との 意思の疎通を重視し、子育ては じめの一歩としての安心感の醸 成を進めます。 また、事業の実施率としては 100%を目指し、すべての赤ち ゃんについて状況把握や適切な 対応が行われるよう努めます。	健康支 援課
16 -3	【新規】 5歳児健診 についての 検討推進	成長や発達の様子など、きめ細かい 状況把握に向けた5歳児を対象とした 健診について、その内容や方法などに 関する検討を進め、実施の可否等も含 めた方向性の確立に努めます。	内容や方法、効果などの面か ら5歳児健診について検討を行 い、実施可能性等に関して見極 めできるよう、取り組んでいき ます。	健康支 援課
16 -4	【新規】 【重点】 「養育支援 訪問事業」 の充実	「こんにちは赤ちゃん事業」等によ り養育支援が特に必要であると判断し た家庭に対し、保健師・虐待対策ワー カー ^{※20} 、ヘルパー等がその居宅を訪問 し、養育に関する指導、助言、サービ ス等を行うもので、当該家庭の適切な 養育の実施を確保することを目的とし ています。 乳幼児期から、本事業によるきめ細 かい状況把握等を行い、虐待予防や早 期発見等につなげていく必要があります。 す。	支援の必要性を適切に判断す るとともに、虐待の予防や早期 発見等、親子がともに健やかに 暮らしていけるように本事業を 推進します。	子育て 支援課
17	予防接種の 推奨	各種の集団予防接種や個別予防接種 が確実に受けられるように情報の提 供・案内に努め、接種もれのないよう にします。	個別通知を実施するほか、広 報活動を充実させ、接種率 100%を目指します。	健康支 援課

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
18	育児相談の実施	毎月 1 回育児、栄養、運動など子どもの健康な生活習慣の確立と育児不安の解消のため、保健師等の専門職が育児相談を実施します。また、地域に向いて相談を受ける出張相談も実施します。 平成 20 年度には、あいとびあ育児相談を 10 回（うち、子ども家庭支援センターへの出張は 2 回）を実施しており、延べの相談者数は 331 人となっています。	あいとびあセンターで育児相談を引き続き実施するとともに、子ども家庭支援センターや地域施設など、参加しやすい身近な場所での育児相談も実施していきます。	健康支援課
19	母子訪問指導の実施	すこやか訪問指導（妊産婦・新生児）とその前後で必要とされる妊産婦、乳幼児の家庭を保健師等が訪問し、赤ちゃんの計測や保育の相談、母乳指導等を行います。	育児不安の解消や障がいの早期発見、虐待の未然防止や早期発見に留意し、保健師等と育児支援ヘルパーとの連携も強化します。	健康支援課
20	育児支援ヘルパー事業の充実	母親が出産前後であって介助者がいない家庭または多胎による出産をした家庭を支援するため、育児や家事が困難な家庭に対し、原則として産前産後 1 か月以内の間、おおむね 15 日間を限度として、ヘルパーを派遣し援助をします。 本事業については、平成 19 年度からは産後支援ヘルパー事業から、産前にも利用できる育児支援ヘルパー事業へ移行し、それにより「狛江市子ども家庭支援ネットワーク会議」において支援が必要と判断された要支援家庭へのヘルパー派遣を可能とする体制も整えました。 平成 20 年度の実利用者数は 21 人、延利用人員は 220 人日となっています。	産前産後の安定した生活支援に向け、必要な方に適切に提供されるよう、事業の周知を図り、利用家庭の拡大に努めます。 また、要支援家庭のヘルパー派遣については、養育支援訪問事業^{*76}に移行します。	子育て支援課

（２）小児医療の拡大・充実を図ります

子どもをけがや病気から守るためには予防と異常の早期発見が大切ですが、乳幼児期に多い急病等に対応するためには休日・夜間の小児救急医療の充実が必要です。前期に始まった「狛江・調布小児初期救急平日夜間診療※³⁰」の充実等、医師会等との連携・協力のもと、夜間の小児医療確保を図ります。

また、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、乳幼児医療費の助成を充実します。

＜施策の内容＞

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
21	休日・夜間 応急診療の 充実	医師会等の協力のもと、休日・準夜間の救急医療体制を整備し、小児医療の充実を図ります。また、医療機関との連携を強化し、総合的な支援をします。 東京慈恵会医科大学附属第三病院内で「狛江・調布小児初期救急平日夜間診療」を、週5日、午後7時から10時まで実施しています。平成20年度の実施日数は242日、受診者数は1,110人となっています。	医師会の協力のもと、休日救急医療体制の充実を図り、地域の中核となる病院である東京慈恵会医科大学附属第三病院での準夜間の医療の確保を継続します。	健康支援課
22	子どもの医療費助成の 充実	子どもの健康を守り、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、子どもにかかる医療費の一部を助成するとともに、その充実を図ります。 全ての未就学児が所得制限の撤廃により医療費助成を受けられるようになり、また、新たに小中学生を対象とした医療費助成制度を新設しました。	小中学生向けの医療費助成については、平成21年10月より通院1回につき一部負担金額を200円としています。利用動向等を検証しつつ、引き続き所得制限・一部負担金の取り扱いについて検討していきます。	子育て支援課

主要課題4 「食育」の考え方をひろめ、食に関心を向ける

食生活は、家庭や子どもにとっての日常の基本であり、次世代育成支援の観点からも重要なテーマとなるものです。朝食を食べないなどの食習慣の乱れや過度の肥満、思春期やせ症など、食事や栄養摂取に関して社会問題化するなど、子どもを取り巻く環境に食生活の観点からも適切に対応していく必要があります。

粕江市では、市民全般を対象とした「粕江市食育推進計画」が平成23年度からスタートすることから、こうした総合的な指針に基づき、子どもの食生活の改善・充実などに取り組んでいく必要があります。また、これまで進めてきた、乳幼児期、保育園、学校、家庭や地域など、さまざまな場面での食育についても、食育計画等との連携を取りながら、正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健やかな育成を進めていくことが必要です。

（１）「粕江市食育推進計画」の基本方針に基づく、次世代育成に向けた食育の推進を目指します

平成23年度からスタートする「粕江市食育推進計画」に基づき、次世代育成の視点から、子どもや家庭、地域の食育推進に取り組んでいきます。

乳児期から、その発育・発達段階に応じて、健康面に限らず人とのつながりなど、ひろがりをもった「食」にかかわりながら成長できるよう、母子保健事業や保育園・学校など日常の場面で食育の推進を図るほか、児童館等さまざまな場で「食育」の推進に努めるとともに、子ども家庭支援センター等関係機関や民間団体等における子育て家庭への食に関する情報発信と相談を充実します。

＜施策の内容＞

施策No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成26年度までの目標	担当課
26-2	各世代における「食育」の推進	食育の方針となる「粕江市食育推進計画」の推進により、食を通じた子育て環境の充実を進めます。母子保健、保育園、学校及び家庭・学校・地域の連携など、さまざまな場で食育の取り組みを行っています。	「粕江市食育推進計画」の推進により、食に対する関心や正しい知識が広がるとともに、安全・安心、地産地消といったテーマなども踏まえた食生活や心身を通じた健康が増進されるよう進めます。	学校教育課・児童青少年課健康支援課・指導室

※前期計画における施策 No.23～26 の、食育関連施策については、「粕江市食育推進計画」に基づく体系的な実施を図るものとして、新規施策（26-2）にまとめました。

主要課題5 思春期の心と体を守る保健対策を充実する

性に対する知識や対応力が未熟なまま、関連する情報が氾濫する現代社会は、子どもや保護者、地域にとって非常に危惧すべき状態であると言え、若い世代から性や性感染症に関する健全な意識を養い、正しい知識を普及することはとても大切なことです。

また、喫煙や薬物乱用、引きこもりや心身症をはじめとした思春期特有の心の問題も深刻化しており、子どもたちが自分の健康状態を知り、健康的な生活を送ることができる力を身につけるとともに、困ったときに的確に対応できる相談体制を整備することが必要になっています。

(1) 子どもたちの性に関する必要な知識の普及を推進します

性に関する不安や危険から子どもを守るため、性行動の低年齢化や多様化に対応した性に関する指導の充実と、性感染症予防対策の強化が求められています。また、青少年の喫煙や飲酒、薬物乱用などの防止も課題となっています。このため、学校保健との連携を強化し、たばこ・アルコール・薬物、性感染症などの健康学習の体系を充実し、児童館などの地域施設や地域団体等による取り組みを促進し、健康学習機会の拡充を図ります。

《施策の内容》

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
27	性に関する指導の推進と性感染症予防に関する知識の普及	学校においては、学習指導要領や保健計画に基づく計画的な性に関する指導を行うとともに、エイズなどの性感染症予防について子どもたちへわかりやすく情報を提供します。 また、学校ばかりでなく、児童館等の関連施設や地域との連携を通じた多様な情報提供、啓発を行います。 このほか、「不健全図書等追放ポスト」を市内8箇所に設置し、平成 20 年度までは青少年健全育成活動実施委員会※46、平成 21 年度からは、青少年問題協議会小委員会の協力で回収・分類・集計を行うなど、環境浄化に努めています。	学校においては、学習指導要領や保健計画に基づく計画的な性に関する指導等の指導を引き続き実施するとともに、青少年問題協議会小委員会等と連携し、子どもたちだけでなく、保護者への啓発も推進します。 学校以外も含め、子どもの過ごすさまざまな場所や、家庭、民間等地域との連携を通じた理解の広がりを促進します。	指導室・児童青少年課・健康支援課

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
28	喫煙や飲酒・薬物乱用に関する知識の普及	学校の保健計画等を通じたがんや循環器疾患、妊娠に関連した異常の危険因子である喫煙や、飲酒や薬物乱用について健康教育を推進するとともに、学校や地域団体等と連携して、習慣化する前の子どもたちの防止対策を推進します。 薬物については、青少年における薬物汚染を防止するため啓発事業の一つとして東京都薬物乱用防止推進柏江地区協議会と柏江市薬物汚染防止対策推進会議を中心として青少年薬物汚染撲滅キャンペーン「薬物乱用の実態と怖さを考えよう」を実施しました。啓発冊子「薬物の恐ろしさを知ろう」を作成し、中学 1 年生に対して配布しています。	学校の保健計画等を推進し、青少年の喫煙や薬物乱用についての実態を把握し、喫煙率・薬物乱用ゼロを目指して、学校での喫煙・飲酒防止指導や薬物乱用防止のための取り組みを警察、PTA 等の関係機関と連携しながら推進します。 学校以外の子どもの過ごすさまざまな場所や、PTA、家庭、民間等地域との連携を通じた理解の広がりを促進します。 また東京都薬物乱用防止推進柏江地区協議会と連携し、中学生によるポスター及び標語の募集やパネル展示により啓発を推進します。	指導室・健康支援課

（２）子どもたちのメンタルヘルス対策を推進していきます

思春期は、生涯にわたる健康的な生活習慣を確立する時期ですが、対人関係などで心の健康を損ないやすく、精神疾患を発症しやすい時期でもあります。不登校や摂食障害^{*48} など心の健康問題を早期に発見し、適切な対応を図ることが大切です。

このため、学校保健や地域の青少年活動、子ども家庭支援センター等と連携して、子どもの心の健康づくりを推進するとともに、子どもが気軽に相談できる窓口の整備を図ります。

＜施策の内容＞

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
29	相談窓口の整備	いじめや不登校など思春期の心身の健康問題について、子どもや保護者が気軽に相談できる専門窓口の開設を図ります。 教育研究所専門相談員、適応指導員、ゆうあいフレンド^{*73}、学校内においては学校教育相談員^{*17}（小学校）、スクールカウンセラー^{*43}（中学校・緑野小学校）、を配置し、「発達ことばの相談室」を開設、相談機能や適応指導の充実を図っています。平成 20 年度の不登校者数は、平成 19 年度に比べ小学校で 1 名増加し、中学校は 1 名減少しています。また、子育て支援課にも相談窓口を開設しています。	教育研究所の相談機能を充実させるとともに、関係機関とも連携をとり、一人ひとりの問題に応じた適切な対応に配慮します。 学校内においては、学校教育相談員、スクールカウンセラーの制度を今後も継続して実施します。 子育て支援課、子ども家庭支援センターにおいても相談窓口を引き続き開設します。	指導室・子育て支援課

2 地域の子育て力を高める環境を創出していきます

主要課題 1 地域での子育て支援体制を充実する

次世代育成は、子どもの育ちばかりでなく、親の育ち、周囲の支援や見守りなどによる地域全体の育ちなど、さまざまな広がりを持つものであり、地域振興・地域づくりそのものであるとも言えます。

近年、地域社会の人間関係が希薄化したり、核家族化等から子育ても孤立しがちななかで、あらためて地域づくりや共助、協働といった視点で、子育てを考え、ともに実践していく必要性が高くなっています。

学童クラブ整備率が高い水準を保つなど、前期から確保されてきた子育て支援のさまざまな機能について、今後も確保していくとともに、子育てニーズのさらなる増大・多様化に対応できるよう、子ども家庭支援センター等の中核的な機能の充実、また、サテライト（拠点周辺に設置される）施設を確保し、子ども家庭支援センターを中心に子育て支援のネットワークを構築することが必要です。

また、施設面ばかりでなく、連携や協働にあたっての機会づくりも大きな課題です。地域づくりの視点等も踏まえ、幅広い参加による粕江市の子育てをともに進める場づくりにも取り組んでいく必要があります。

（１）子育て支援施設の機能を充実します

地域で子どもたちの心身ともに健全な育ちと子育て家庭を支援するため、子ども家庭支援センター、児童館・児童センター、学童保育所、子育てひろば等の子育てを支援する施設の機能を充実するとともに、連携を強化したり、核となる子ども家庭支援センター機能の長期的なあり方を検討するなど、子育て支援ネットワークの充実を進めます。

《施策の内容》

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
30	【重点】 子ども家庭 支援センタ ーの充実	平成 19 年度より先駆型へと移行しており、地域における子育て支援の中心機関として、子育て家庭の抱える多様な相談に十分に対応できるよう、より専門的機能の充実を図るとともに、関係機関等との連携を強化し、子どもと子育て家庭を総合的に支援する中心的センターとしてさらに充実します。 また、育児支援ヘルパー事業、一時保育事業や子どもショートステイ事業などのサービス提供もより利用しやすい制度として充実を図ります。	子どもの相談の一義的な窓口が市町村になったことから、すべての子育て家庭の多様な相談に対応できるよう専門性を備えた職員の配置を今後も継続して整備していきます。また、関係機関等との連携を強化します。 現行制度上におけるセンター機能の充実を図るとともに、問題点や課題についても常に把握するよう努め、子育て支援の中心的機能のあるべき姿に向けて検討や実践に取り組みます。 年齢に応じた支援が途切れることなく適切に行われるよう、情報の集約化や活用などを進めます。	子育て支援課
31	【重点】 子育てひろ ば・つどい の広場の拡 充	児童館や保育園等の機能を活用したり、民間団体等の活力を活かして、地域で子育て中の親子等の交流、子育て相談、子育て情報の提供などを行う子育てひろばやつどいの広場事業を推進します。 学童保育所「あそびの広場」に月 1 回程度岩戸児童センター職員が出張実施しているほか、認可保育園では園庭開放を実施しています。	利用者ニーズに応じた体制づくりを推進するとともに、子ども家庭支援センターや児童館・児童センターとの連携を強め、相談・情報提供機能の充実を図ります。 民間活力を活かしたつどいの広場の設置を推進します。 幼稚園児の降園後の居場所づくり等、ニーズに応じた取り組みも進めます。	児童青少年課・子育て支援課
32	児童館・児童センターの充実	乳幼児から中学生・高校生までのすべての児童・生徒を対象とした事業を展開する子育て支援の市の拠点施設として、利用者のニーズを踏まえ、岩戸児童センターの事業内容の充実を図るとともに、和泉児童館の施設機能・事業の充実を図ります。 また、子どもたち本人からの相談も気軽に受けられるような施設としても充実します。 児童館・児童センターで午後 6 時以降の中高生タイム^{*51}を実施。主にスポーツ中心に職員とともに楽しんでいます。岩戸児童センターでは、中高生クラブ「音魂^{*12}」(オンタマ)を実施、音楽活動を通じ、中高生の新たな居場所として、受け入れられています。	中学生・高校生向けプログラムの充実や開館時間の延長検討などを推進し、中・高校生の利用の促進を図ります。 和泉児童館については、小学生クラブ等の複合的な機能を備え、市北部の子育ての拠点施設として岩戸児童センターと連携を取りながら情報の提供や相談、交流の場となるよう努めます。 このほか、子どものニーズに対応した居場所として、児童館や児童センターの充実に努めます。	児童青少年課

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
33	【重点】 学童保育 所・小学生 クラブ等の 充実	昼間保護者がいない等で監護に欠ける小学生の健全な育成を支援するため、学童保育所、小学生クラブ、放課後クラブ^{*64}の充実を図ります。 放課後児童健全育成事業^{*65}のあり方を検討し、保護者や子どもたちのニーズや実情に応じた施策を展開します。 岩戸小学生クラブ・和泉小学生クラブでは、高学年（４年生以上）の障がい児を受け入れています。また、入所希望の多い岩戸小学生クラブについて、増築による定員増を図りました。	利用が必要な児童が全員利用できるよう、需要の多い地域での受入れの拡充や定員を大幅に下回る施設の再編など市全体のニーズを見据えて検討します。 受入れ時間の延長や小学校４年生以上の受け入れなどにより利用しやすい事業展開をします。 夏休み・春休みなど長期休業時のみの利用や短期的な利用など、よりニーズに即した受入れが可能なサービスの提供を図ります。	児童青少年課
34	放課後子ども教室事業の推進	小学校の校庭、体育館、フリースペースルームを利用して放課後の子どもたちの遊び場を確保します。また、集団の遊びを通じて、異年齢の子どもたちの交流を促進し、社会性の向上を図ります。 平成 20 年度は小学校 5 校で実施しています。（平成 21 年度から 6 校で実施）	現在実施している小学校での事業を充実するとともに、夏休みなどの長期休業時未実施校での実施を推進します。 地域でのボランティア等の活用を検討し、より地域に密着した事業としての展開を図ります。	児童青少年課
35	児童関連施設の連携強化	子どもの健やかな育成を目指し、学校、保育園、幼稚園、学童保育所、児童館・児童センター、中央図書館、むいから民家園等の児童関連施設の連携を図ります。 西河原公民館では、和泉小学校を中心に連携を図り、学校司書との連絡会、施設見学等を行ったほか、“ぱる”での出前「西河原おはなし会」を行いました。 要保護児童対策地域協議会^{*77}「狛江市子ども家庭支援ネットワーク会議」により、関連機関、施設の連携の強化に努めました。	連絡会議の設置など、公営・民営の隔てなく、連携強化に努め、総合的に支援する体制を強化していきます。	関係各課
36	障がいのある子どもたちの受入れの推進	保育園、学童保育所、小学生クラブ等への障がいのある子どもの受入れ拡大を図ります。 小学生クラブで高学年（４年生以上）の障がい児を受け入れているほか、保育園では、障がい児の保育時間の拡大や、受入年齢の引き下げを、平成 20 年度から実施しました。	低年齢児の障がいのある子どもの保育園での受入れや、放課後児童健全育成事業での高学年での障がい児の受入れ等に取り組んでいきます。	児童青少年課

（２）子育てを支援する活動を活性化し充実します

子育ての視点から、地域の幅広い市民参画による総合的な連携・共助機会として、（仮）「子育て支援推進会議」の設置に向けた取り組みを進めていきます。

ファミリー・サポート・センターの制度・事業について、広く広報・啓発を図るとともに、一時的な多様な保育ニーズに対応できるようサポート会員の拡大及び事業内容の拡充等に取り組みます。また、子ども家庭支援センター事業や児童館事業等を通じて、子育ての仲間づくりや子育てグループの育成・支援を行います。

《施策の内容》

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
37	【重点】 ファミリー・サポート・センターの充実	子育てを援助して欲しい利用会員と援助したいサポート会員を募集し、保育園や学童保育所の送迎や預かりなど利用会員のニーズに合うサポート会員を紹介し、コーディネートする有償のボランティア活動を一層活性化します。 また、サポート会員の交流や研修を充実し、地域でのボランティア活動への参加など、事業内容の拡充に取り組みます。	広報活動、会員募集、講習会や会員交流会の開催等を積極的に推進し、サポート会員・両方会員の増、事業内容の拡充を図るとともに、調整事務の効率化等を図り、利用しやすい体制づくりを推進します。 また、障がいのある子どもへの支援の方法など、サポート会員のより一層のスキルアップのための追加講習を実施します。 会員同士の交流や研修などを通じ、より質の高い活動やネットワークづくりが行われるよう進めます。	児童青少年課
38	子育て仲間づくり・子育てグループの支援	子育て支援を目的として活動する市民グループや子育てグループの支援を行うとともに、母子保健事業、子ども家庭支援センターや子育てひろば、児童館等を通じて、子育ての仲間づくりを推進します。 健康づくり市民のつどいにおいて、子育て自主グループ単位でフリーマーケットを実施し、企画・運営段階から子育て自主グループが参画も行われました。 学童保育所では、午前開放「あそびの広場」を通じて、仲間づくりのしやすい環境整備に努めています。また、「あそびの広場」に岩戸児童センター職員が出向いての出張事業も実施しています。	乳幼児健診の機会や児童館・児童センターや午前中の学童保育所などを活用し、子育て中の親子に集いの場を提供するとともに仲間づくりのできるプログラムを充実し、乳幼児をもつ保護者の交流や自主的な支援活動を促進します。	児童青少年課・健康支援課
39	(仮)「子育て支援推進会議」の設置	身近な地域で子どもの健全育成や子育て支援について、地域住民による情報交換・協議の場として、概ね小学校通学区ごとに、(仮)「子育て支援推進会議」の設置を検討しています。 中学校区ごと等、設置形態についても検討を進め、市内各地域の実情に応じた運営等にも配慮した形としていきます。	(仮)「子育て支援推進会議」の設置を推進するとともに、活動を支援します。 中学校区単位等、設置の規模や形態についても、より実践的な組織として運営されるよう検討を進めます。	子育て支援課・健康支援課・指導室

主要課題２ 子どもたちの遊び場・居場所を広げる

都市公園、児童公園・遊園、水辺の楽校^{*70} など、さまざまな子どもや親子の遊び場があるなかで、屋外施設ばかりでなく、天候に左右されず過ごすことのできる場など、バランスの取れた居場所づくりを進める必要があります。児童館・児童センターなどの児童関連施設をはじめ、青少年のための健全な居場所づくりを進める必要があります。

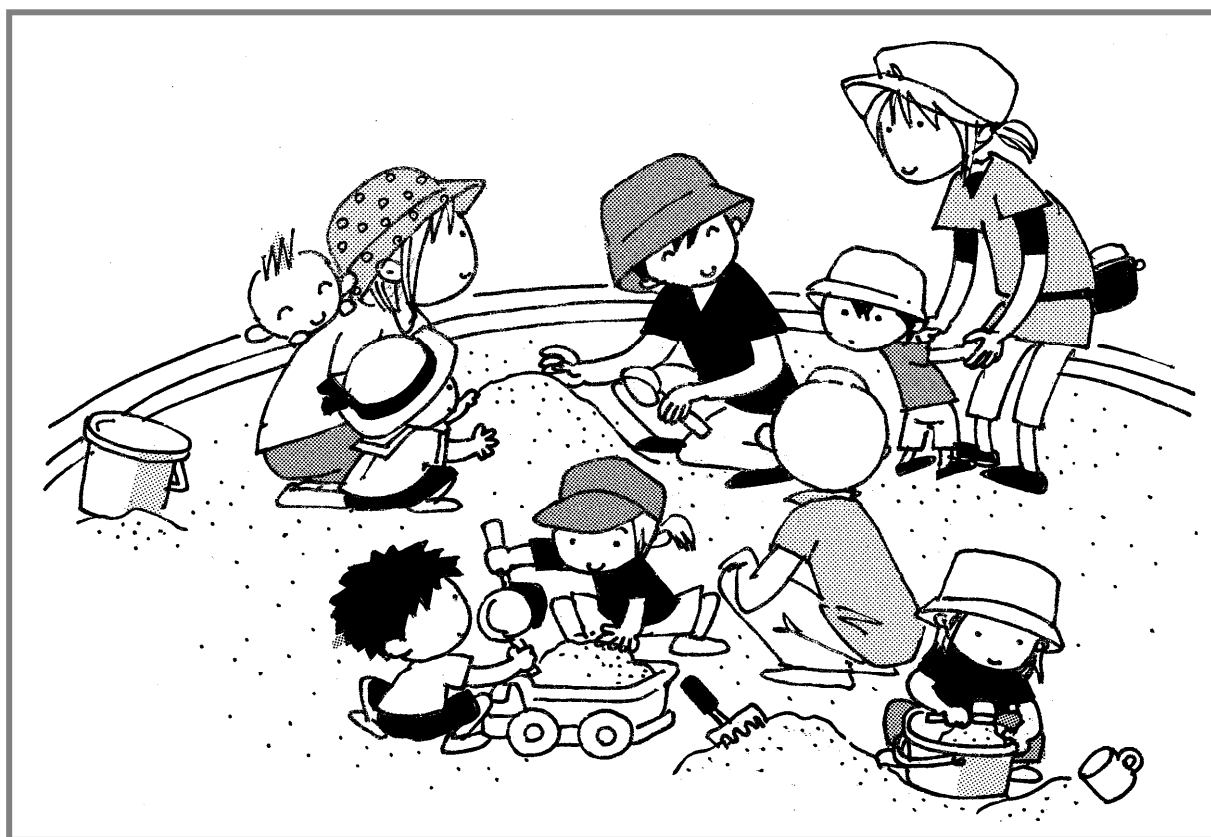
（１）子どもたちの遊び場・居場所を確保します

遊び場や居場所については、子どもの年代や市内の各地域などによってニーズもさまざまであり、適切な利用ニーズの把握を行います。また、児童館・児童センター、フリースペース等の整備・充実を図るとともに、子どもがそれぞれの発達段階に応じた屋外遊び・活動を通して、健やかに成長できるよう、公園・緑地等の整備・充実に努めます。さらに、アドプト制度^{*8}等、地域の共有財産である公園等をより身近に楽しんだり、本市の豊かな自然を活用した自然体験型事業の充実などについても、取り組んでいきます。

《施策の内容》

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
40	公園・遊具の規模・配置の適正化の検討	子どもたちが屋外で安心してのびのびと遊ぶことができ、親子で憩い・ふれあうことができる公園・遊園を設置し、地域の交流の場としての利用も図ります。また、子どもや利用者の目線に立った整備に努めます。 既存の公園等について、地域住民が自主的に管理・運営するアドプト制度の利用を促進し、交流の場としての機能も果たせるよう推進しています。	既存の公園・遊園等の規模や配置の適正化を検討するとともに、親しまれる屋外の遊び場として地域住民がアドプト制度等により自主的に管理し、運営する地域での交流の場としての機能も持たせることを推進します。	環境管理課
40-2	【新規】 【重点】 「居場所と遊びニーズ」の把握・対応充実	本計画策定にあたってのアンケート調査結果等を踏まえ、子どもの求める居場所や過ごし方などのニーズについて、よりきめ細かい把握に努め、今後の取り組みへと反映していきます。 世代間の交流や既存施設の活用等、幅広い観点から、居場所や遊びの創出等についても検討します。	「地域の居場所や過ごし方」の観点から、粕江の子どもが心身ともに健全に、いきいきと地域で過ごすことのできる環境づくりについて、アンケート実施等を通じ、常に当事者である子どもの意見や要望等の把握に努め、その後の施策へと反映していきます。	児童青少年課・子育て支援課

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
41	雨の日の遊び場の充実	雨の日の子どもの遊び場として、児童館・児童センター等の既存施設の有効な利用を図ります。 学童保育所の午前開放「あそびの広場」を実施し、既存施設の有効利用を図っているほか、「あそびの広場」に岩戸児童センター職員が出向き出張事業を実施するなど、ソフト面での充実も進めてきました。	各施設の利用実態等を踏まえ、在宅乳幼児親子の身近な屋内遊び・交流の場として学童保育所の空き時間の利用を推進します。 また、小学生等も天候にかかわらず過ごせる居場所の確保充実を図ります。	児童青少年課



～ 公園で遊ぶママと子どもたち ～

（２）中学生・高校生の居場所をひろげます

中学生・高校生の健全な育成のため、児童館・児童センターや地域センター等既存施設の活用を図り、夕方から夜間等、時間帯のニーズも踏まえつつ、居場所づくりを推進します。また、小・中学校施設の開放を推進します。

《施策の内容》

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
42	児童館・児童センターの活用	児童館・児童センターで中学生・高校生のための時間やスペースを確保します。 夕方 6 時から 7 時の中高生タイムでのスポーツ交流のほか、中高生を対象とした音楽活動の音魂（オンタマ）ではギターやベース、キーボード、ドラムなどさまざまな楽器が体験でき、中高生の居場所として充実を図っています。	児童館・児童センターでの中学生・高校生のための音楽や芸術などの魅力のある事業を実施し、居場所としての充実を図ります。 午後 9 時までの開館時間の延長を検討します。	児童青少年課
43	【重点】地域センター等既存施設の活用	中学生・高校生の居場所づくりのため、既存施設の活用を図ります。 公民館では使用料を低額とし、利用の促進を図っています。 青少年関係団体により、児童センター、児童館、小学校フリースペース、放課後クラブ、学童保育所の視察を行い、青少年の居場所についての実態把握に努めました。	地域センター、公民館等既存地域施設の活用について検討します。 学童保育所等、地域の社会資源である公共施設の有効利用の可能性について検討しながら、遊び場や居場所づくり等に取り組みます。	公民館・児童青少年課
44	学校施設の開放	中学生・高校生の地域活動の場として、休日や夜間の学校施設の地域への開放を行います。 平成 20 年度現在、特別教室等の開放を小学校 2 校、中学校 1 校で実施しています。 学校施設の開放にあたり、個人に開放していないこと、団体登録と団体に成人の責任者がいないといけないことなどの条件をクリアーしていかなければなりません。	音楽室・図書室等の特別教室や地域活動室の休日や夜間の開放を推進し、中学生・高校生の居場所として夜間活用できるよう検討します。 今後も、ニーズや施設管理状況などを踏まえ、適切に実施していきます。	学校教育課・社会教育課

主要課題 3 地域での活動を充実する

都市化が進むなか、地域における人間関係や、地域社会と子どものつながりが薄れがちです。そのため、地域との関わりやふれあいの機会といったものを積極的に創出していく取り組みが求められています。

このため、地域住民の相互交流を活発にし、子どもが参加できる地域活動を充実して、子どもや子育て家庭と地域のつながりを再構築し、地域全体で子育てを支援する機運を高めていく必要があります。

前期では、学校運営連絡協議会^{*16}や環境学習コーディネータ連絡協議会^{*19}といった、開かれた学校づくりに向けた取り組みが地域との関わりを高める重要な役割を担っており、今後もこうした機会を通じ、地域での多様な活動を促進していく必要があります。

(1) 地域での交流活動を促進します

同じ地域に暮らす子どもと大人、子どもと高齢者、障がいのある子どもとない子ども、年齢の異なる子ども同士など、さまざまな市民相互交流の機会拡大を図り、子どもの社会性や豊かな心を育むとともに、地域社会全体で子育てを支援する機運を高めます。

学校運営連絡協議会や環境学習コーディネータ連絡協議会が、学校を核とした地域との連携の場としての役割を果たしており、こうした機会を活用した地域とのふれあいを今後も進めていきます。

〈施策の内容〉

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
45	地域ふれあい事業の推進	地域の人材を教育活動に導入したり、地域の諸行事に学校が参加したり、学校の行事に地域住民を招くなど、地域ふれあい事業を推進し、学校と地域との連携を深めます。 環境学習コーディネータ連絡協議会の年 2 回実施により、各校の授業展開の工夫等や情報交換、講師による指導を受けて実践の充実を図っています。地域の方々に広く学校行事等への参加を紹介するため、市内全校が学校だよりやホームページでの広報に努めています。	開かれた学校として、学校運営連絡協議会を核として積極的に地域に働きかけ、地域との協働の観点から、学校教育の充実を図るとともに、地域との交流を進めます。 環境学習コーディネータ連絡協議会等の連携機会を通じ、学校を拠点とした地域のふれあい充実を進めます。	指導室

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
46	児童関連施設における地域交流の促進	保育園、幼稚園、児童館・児童センター等の行事などの機会をとらえて、広く地域に開放し交流を促進します。 地域の学生ボランティア活用を検討するなど、ハード・ソフトを含めた多様な交流機会づくりを進めます。 私立狛江子どもの家、私立多摩川保育園、公立保育園6園で園庭開放等を実施し、地域の乳幼児との交流を図りました。 私立多摩川保育園ではアコーディオン演奏や読み聞かせ会、人形劇、運動会への近隣乳幼児の参加等、地域の子どもが年齢を問わず交流しあえるイベントを実施しています。	地域に積極的に情報を提供し、また地域との協力体制を築くなど、開かれた施設として地域との交流を積極的に行います。 また、地域のさまざまな人々の運営支援等を促し、地域に根ざした気軽な交流の場として持続していくよう進めます。	児童青少年課
47	世代間・異年齢交流の促進	児童館・児童センター等各種児童関連施設内での乳幼児と小中学生等との異年齢交流や地域センターや公民館の利用団体など各種団体や高齢者団体との世代間交流を促進します。 公民館における「少年少女体験教室」、「いきいき子育てルーム」での中学生職場体験受け入れ、南部地域センターにおける小中学生が中心となつての企画実施事業「南部武遊伝」、岩戸児童センターにおける未来キッズ事業※71（幼児と小学生の交流プログラム）など、多彩な活動が行われており、定着も進んでいます。	異年齢や世代間交流の場の提供や、環境づくりなどの働きかけを積極的に行い、交流の促進を図ります。 さまざまなふれあい・交流プログラムを通じ、多様な過ごし方のある居場所づくりを今後も進めていきます。	児童青少年課・地域活性課・社会教育課・公民館

（２）青少年の活動を活性化します

青少年の健やかな成長を地域社会全体で支えるため、行政、学校、地域等の連携を深め、総合的な青少年施策を推進します。また、地域活動への子どもの参画を推進するとともに、青少年の自主的・主体的な活動を支援します。

＜施策の内容＞

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
48	総合的な青少年育成施策の推進	青少年問題協議会※47 の運営及び青少年健全育成活動実施委員会の活動を支援し、総合的な青少年施策の推進を図ります。 青少年関係団体の委員会活動推進に向け、委員の合同研修会を行い、子どもの居場所づくりに関する講演会や、狛江市青少年における課題についてのグループ討議などの活動が展開されています。	青少年の健全育成に関する総合的な施策を策定し、地域住民や青少年活動団体等による青少年育成活動を支援します。	児童青少年課・関係各課
49	地域活動への子どもの参画の推進	地域における町会・自治会等の活動やボランティア団体等の活動への子どもの参画を促進します。また、地域センター等における子ども向け事業について、企画段階からの子どもの参画を促進します。 「市民活動・生活情報誌わっこ※35」を発刊し、子どもたちが参加できるイベント情報を含むさまざまな地域情報を発信しています。 南部地域センターでは、中学生が中心となり地域の子どもたちが参加できる事業（南部武遊伝）を企画し、実施しています。	前期計画に引き続き、市内活動団体や地域の情報を収集し、地域センター等における子どもが参画できる活動を促進し、支援します。 「市民活動・生活情報誌わっこ」を通じた情報提供の充実を図るとともに、子どもの自主的な企画・参画等を促しながら、多様な地域活動が展開されるよう支援していきます。	子育て支援課・地域活性課
50	【重点】青少年の主体的な活動の支援	青少年健全育成活動実施委員会の活動を支援し、自主企画事業など青少年の主体的な活動を促進するとともに、社会参画を促進するため、青少年の意見表明の場を設けます。 また、開催に向けた会場確保等、青少年によるこうした自主的な取り組みの適切な支援を進めます。 青少年問題協議会、青少年健全育成活動実施委員会により、市内における子どもの居場所づくりに関する視察研修を行ったほか、平成 20 年度には中学生を対象とした青少年会議が開催されています。	青少年の意見表明の場として、中学生や高校生で構成する青少年会議の運営を通じ、青少年施策への反映を図ります。 また、青少年自身の意志や意欲を尊重した、自主的・主体的な活動を促進します。	児童青少年課

主要課題 4 子育てしやすい都市・生活環境を創出する

孤立しがちな子育て環境にあって、移動や外出をしやすくする条件を整備することは、次世代育成支援にもつながる重要な課題となっています。乳幼児連れでも安心して外出や社会参加活動ができるまちづくりを進めていくことは、すべての市民にとってやさしいまちづくりにもつながるものです。

本市では、平成 6 年に「狛江市福祉基本条例」を制定し、市内のバリアフリー※⁶¹化に積極的に取り組んできています。「赤ちゃん・ふらっと※⁵」等、他の支援拠点も含め、今後も、妊婦や子どもを連れた人など誰もが安心して道路、公園、公共的な建物などを利用できるよう、これら施設のユニバーサルデザイン化と、公共的な建物への託児室や授乳コーナー、親子が一緒に利用できるトイレの設置などを推進していくことが必要です。また、そうしたユニバーサルデザイン情報を子育て家庭に提供していくことも必要です。

（１）ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりを推進します

子どもや若い子どもを連れた家族などすべての市民が、市内を安心して移動し、各種施設を不自由なく利用できるよう、「狛江市福祉基本条例」等に基づき、道路や公共的建築物のバリアフリー化を図るとともに、さらに進んだユニバーサルデザインを基本としたまちづくりを推進します。

また、放置自転車対策や、子育てにやさしい施設や整備の紹介など、利用者である市民、親子世代の観点から、適切に情報提供を行っていきます。

《施策の内容》

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
51	【重点】 公共施設や その周辺の ユニバーサ ルデザイン 化の推進	多くの市民が利用する公共施設やその周辺は、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを考慮した環境整備を推進します。 市内巡回バス「こまバス」の運行等を通じ、移動のしやすさの改善を進めます。 東京都が定めた要件により認定される、授乳やおむつ替えのために、ふらっと立ち寄れる場所（施設）である「赤ちゃん・ふらっと」について、広く周知したり、民間施設にも認定を促すなど、外出時の安心・安全の確保に活かしていきます。 公民館では、職員休憩室を授乳スペースとして利用可能にしたほか、都市整備部門においては段差の解消、市役所内において2階市民課前に授乳室を設置するなど、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を進めています。 平成 20 年度に市民総合体育館・市民センター・岩戸児童センター・野川地域センターにオストメイト※10 対応トイレを設置しました。	公共施設やその周辺の段差解消や、利用しやすい遊具、オストメイト対応トイレや乳幼児の授乳スペースの確保などユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共施設の整備を実施します。 公共施設への移動のしやすさについても、こまバスの運行等を通じ確保していきます。 外出支援拠点である「赤ちゃん・ふらっと」について、公共施設ほか、民間施設の認定についても情報提供等により促進します。	福祉サ ービス 支援 室・各 事業課
52	歩道整備と 幅員の確保	乳母車やバギーなどを利用する乳幼児の保護者や通学の子もたちが安全に移動できるように歩道整備や、歩道上の障害物である放置自転車等の撤去など実施します。 駅周辺の駐輪場の整備や放置自転車、原付バイクの撤去、市道歩道部分のセミフラット化※49 による段差解消、交差点改良による歩道拡幅、歩道部における横断抑止柵の設置など、快適で安全な歩行・通行環境の確保を進めています。	歩道整備や、駅周辺の駐輪場の整備及び放置自転車・バイクの撤去、歩道上に出ている自動販売機等障害物の移動指導などを進め、子育て世代をはじめとした市民が安全かつ快適に通行できる歩道の確保を今後も進めていきます。	環境管 理課・ 都市整 備課
53	ユニバーサ ルデザイン の啓発の推 進	まちづくりに関する基本がユニバーサルデザインであることを念頭に、施策・事業を推進します。 建築行為等については、「公共的建築物の福祉環境整備基準（狛江市 H7.3）」の遵守を要請するなど啓発推進を行っています。	建築行為の指導や、市で実施するイベント等を通じてユニバーサルデザインの考え方を浸透させます。 また、関連基準等を適切に運用し、子育て世代をはじめとしたすべての市民にとって利用しやすい施設の整備を促進します。	関係各 課

主要課題5 子どもたちを取り巻く有害環境を取り除く

情報化の進展に伴い、出版物、DVD、コンピュータ・ソフト等の販売に加え、インターネット等のメディアを通じて、性や暴力等に関する過激な内容の有害情報やドラッグなどに接しやすい状況にあり、子どもへの悪影響が心配されています。関係機関・団体やPTA、ボランティアなど市民と連携・協力して、パトロール活動等を通じ、こうした子どもを取り巻く有害環境への対策を推進していく必要があります。

(1) 子どもたちの健全な育成を阻害する有害環境への対策を推進します

有害環境対策を青少年育成施策の重要な施策として位置づけ、青少年育成活動の一環として、関係機関・団体、PTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力して、パトロール活動や環境浄化活動など、地域ぐるみの取り組みを推進します。

《施策の内容》

施策No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成26年度までの目標	担当課
54	パトロール活動等の推進	子どもの心身の成長に悪影響を及ぼすと思われる情報等を地域からなくするため、パトロール活動を推進します。 PTA、保護者、地域のボランティアの方たちによる学校内・学区内巡回や通勤時等の子どもたちの見守りを実施しています。また、生活指導主任会や青少年健全育成連絡会等を通じ、具体策を進めています。	青少年問題協議会や学校PTA等の関係機関と連携し、活動を推進します。 関連協議機関等における実態の把握や共有化を進めながら、地域住民と一体となった広がりのある活動推進に努めます。	児童青少年課・学校教育課・指導室
55	有害環境の浄化	有害環境対策を青少年育成施策の重要なひとつに位置づけ、有害環境のチェックネットワークの構築を図るとともに、発生源に対し、関係機関と連携して是正を働きかけていきます。 市内8か所の「不健全図書追放ポスト」に投棄される不健全図書等を平成20年度までは青少年健全育成活動実施委員会、平成21年度からは、青少年問題協議会小委員会の協力を得て年4回収し、有害環境の浄化に努めています。また、夏休み期間に青少年育成委員会の協力を得て、ビデオレンタル店及び雑誌販売店調査を行い、実態把握に努めました。	関係機関との連携を図るとともに、市民との協働により有害環境の浄化に努めます。 実態把握等を通じ、市内の有害環境等の現状を共有し、その改善等に向けた取り組みをネットワークを活用し進めていきます。	児童青少年課

主要課題 6 子育てを地域で支えるための人材を確保する

情報発信や相談対応ばかりでなく、個別の状況等を踏まえ、より具体的かつきめ細かい助言・支援等を行う必要性も高まっています。在宅で乳幼児を育てている家庭等が、身近な地域で子育てについて相談・アドバイスなどが気軽に受けられるようにするために、地域の人材を発掘・育成し、確保する必要があります。

また、保育ボランティアなど子育てを支援するボランティアの育成も課題です。

前期では、より具体的な助言の必要性等を踏まえ、専門家による支援、子育て情報の提供などを行っており、こうした活動の組織化等により、さらに頼りになる子育て支援を進めることも課題となっています。

(1) 地域に人材を求め活用していきます

保育士・保健師等有資格者、子育て経験者などの地域人材の発掘・育成を行い、子育て家庭の身近な相談員（子育てアドバイザー）として活用を図ります。

子育てアドバイザーやファミリーサポート提供会員など、人材間の交流も促進しながら、より実践的な子育て支援に向けた人材の活用を目指します。

〈施策の内容〉

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
56	子育てアドバイザーの確保・育成	地域で子育てに悩む家庭の相談を受ける気軽な相談相手として、見守り・アドバイスができる信頼できる人材を子育てアドバイザーとして育成し、地域の子育ての支援を行います。 また、アドバイザー個々の活動にとどまらず、知識や経験を組織として蓄積したり、グループ活動や研修の実施など、多様な活動の基盤として育成していきます。 子ども家庭支援センターにおいて、言語聴覚士や栄養士などの専門家が子育てに関する知識や情報を提供しているほか、「ふれあいタイム」などの事業を通じ保護者同士の交流の機会を設けることで地域の組織化を行い、本事業の円滑な実施に努めています。	子育てアドバイザー登録制度を設け、登録を促進するとともに、研修等による育成を図り、地域の子育て支援の気軽な相談相手として活用します。 また、アドバイザーの意志を尊重しつつ、グループでの活動や研修、活動分野区分の設定など、興味や関心を喚起し、参加しやすい機会づくりを進めます。	子育て支援課

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
56 -2	【新規】 社会的養護 に関わる人 材の確保、 育成	ファミリーサポート提供会員、養育家庭「ほっとファミリー」などについて、あらためて市民に周知し、子どもを養育する人材として育成します。 養育家庭「ほっとファミリー」については、毎年度体験発表会を行うなど周知を進めました。	養育に関わる理解の輪を広げるとともに、受け入れる家庭や人材等の充実に向け、幅広く周知し、育成を行っていきます。	子育て 支援課

(2) 子育て支援のボランティアを育成していきます

市社会福祉協議会等と連携し、行事開催時等における一時保育のためのボランティアや子どもの活動支援ボランティアなど、多様な子育て支援ボランティアの育成を図ります。また、男性ボランティアの発掘・育成を推進します。

また、ボランティア等の人材や活動を通じ、ファミリーサポート提供会員や東京都のほっとファミリーなど、さまざまな子育て支援の輪とのつながりや広がりが進んでいくことを目指します。

《施策の内容》

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
57	ボランティ アの確保・ 育成	地域で子育てを支援するボランティアを確保するため、市社会福祉協議会、PTA、民生児童委員 ^{*72} 等と連携し、ボランティアの育成を図ります。 市民自らが子育て環境づくりの担い手として、いきいきと活動できるよう、市などの公共部門による提案・発信をするばかりでなく、市民相互が協力して課題解決やより良い子育て環境を実現できる、共助型の担い手育成を進めます。 児童センター・児童館において大人ボランティアや保護者ボランティアの受入れを各種行事の際等に実施しています。	多様な子育て支援ができるよう、社会福祉協議会等と連携し、体制を整備します。 背伸びせず、協力しあいながらできるよう、担い手としての自主的な意志・意欲を尊重しつつ人材確保・育成を図ります。 子育て支援課でもボランティア養成講座等を開催します。	児童青 少年 課・子 育て支 援課

3 子どもの生きる力と豊かな心を育む環境を整えます

主要課題 1 子どもたちの人権を擁護する

保護者等による児童虐待や子ども同士のいじめなど、子どもの人権にかかわる問題が生じるなかで、子どもを単に保護の対象としてだけではなく権利の主体として、その権利が尊重されるように、子どもを含めて広く市民に対し啓発を行うことが、引き続き重要になっています。また、子どもにかかわる施策・事業の計画づくりなどにおいて、子どもたち自身による意見表明の機会の拡大や、自主的な活動を促進していくことも必要です。

学校における子どものいじめ、不登校などについては、相談・指導などのシステムが整備されています。今後は、家庭や地域との連携を深め、子どもが相談しやすく、子ども自身が主体的に問題の解決に取り組めるよう、さらに充実していく必要があります。

前期においては、教員研修などを通じ意識啓発に取り組んでおり、今後もこうした地道な啓発を続けていく必要があります。

また、前期計画期間に配置されたスクールソーシャルワーカー^{※44}は、学校における諸問題についての調整機能を発揮しており、こうした活動に今後も取り組んでいく必要があります。

(1) 子どもたちの権利や視点を反映させたまちづくりをします

子ども一人ひとりの生命と権利が守られ、個性が尊重されるとともに、子ども自身も市民社会の一員としての自覚を培うよう、子どもの権利の擁護等について市民への啓発を図るとともに、教員の人権教育研修などを通じ、人権擁護の考え方の普及啓発を進めます。

《施策の内容》

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
58	子どもの権利条約の普及啓発	子どもの権利の尊重・擁護の環境をつくるため、子どもの権利条約について、市民、特に子どもたちとその保護者及び児童関連事業従事者等に、周知を図ります。 教員は人権教育研修を必修としており、各学校では、全体計画・年間計画の提出に基づいて人権教育プログラム等を活用して人権教育を計画的に実施しています。	職員研修を通じた職員への周知・啓発、児童関連公共施設等への条約文の掲示、イベント・講習会の開催、学校教育活動などにより普及啓発を図ります。 教員は人権教育研修を必修としており、各学校では、全体計画・年間計画の提出に基づいて人権教育プログラム等を活用して人権教育を計画的に実施しています。	児童青少年課・指導室
59	子ども議会・子どもフォーラムの開催	子どもが議会や行政の仕組みや役割を学び、社会の一員としての自覚を培うとともに、子どもの意見や要望をまちづくりに反映できるよう、子ども議会※28や子どもフォーラムを開催します。 子ども議会については、事前に各学校への周知や調整を行い、実施しました。	学校等と連携し、小学生による子ども議会を開催します。 議会やフォーラムなど、子どもの学びふれあう機会を確保し、まちづくり等大人の取り組みとの連携の充実にも努めています。	児童青少年課・指導室
60	児童館の運営への子どもの参画	子どもたちが児童館の運営や事業に企画・立案段階から参画することができ、子どもたちの意見等が反映されるよう、仕組みを整備します。 高学年のクラブ活動では、月に1回程度の会議の中で、自由に意見交換しながらやりたいことを企画し実行しています。	市民等で構成する「児童館運営委員会」への子どもたちの参画を進め、年間の児童館事業の検討や運営について子どもたちの意見が反映されるようにします。 また、高学年等における自主的な企画・実施の取り組みを支援し、多様な楽しさややりがいのあるプログラムの充実に努めます。	児童青少年課
61	子ども関連施設の第三者評価の推進	利用者が良質なサービスを安心して利用できるよう、既存の事業所が、第三者評価を受審し、その結果を公表するよう推進していきます。 該当事業所に対しては、第三者評価制度及び補助制度に関する情報提供を行い、平成 20 年度には 2 事業所が実施しました。	東京都福祉サービス第三者評価受審支援事業による補助制度を活用し、第三者評価の受審をする事業所の促進を図り、利用者が良質なサービスを安心して利用できるようにします。	福祉サービス支援室

（２）いじめや不登校等への取り組みを推進します

学校では、いじめや不登校などの問題に対し、関係機関との連携を図りながら、問題解決に努めています。しかし、いじめについては実態把握が難しく、不登校については長期化の傾向がみられるなど、対応の強化が必要になっています。

このため、子どもも保護者等も相談しやすいように相談機能を拡充するとともに、学校、家庭、地域が連携し、児童館事業による支援事業の実施など、いじめにあった児童生徒や不登校児童生徒等への取り組みを強化します。また、子育て支援（福祉）部門と学校（教育）部門、保健部門等の連携についても、事業等の個別のものばかりでなく、より組織的なものへと発展を目指し、情報共有や課題解決に向けた調整・取り組みなど、福祉と教育が一体となって進めていきます。

また、スクールソーシャルワーカーの活動等を通じ、学校における連携・調整機能を強化し、問題解決や課題対応等に柔軟に取り組んでいきます。

＜施策の内容＞

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
62	相談・カウンセリング事業の推進	子ども家庭支援センターを中心とした児童虐待防止のネットワークを再構築し、虐待対策ワーカーの配置、平成 19 年度に作成した児童虐待防止マニュアルの活用、各関係機関と連携強化等を図りました。 児童虐待防止マニュアルは、児童虐待の基礎知識から、気づき、各機関の役割や連携、虐待予防などから構成しており、虐待問題への基本的な対応指針として活用が進んでいます。また、虐待やいじめなどに悩む子ども自身が気軽に相談できるように、相談窓口や電話などの情報提供を積極的に行っています。 また、教育相談室の相談機能等を充実するとともに、教育相談員（スクールカウンセラー）の小学校派遣を行い、子どもたちが気軽に相談できる環境に配慮します。また、家庭・学校・地域の連携、関係機関との連携強化を図っています。	児童相談の第一義的窓口が市町村になったことから、子ども家庭支援センターを中心として、子どもたちからのいじめや不登校、虐待などの相談に対応する体制をより一層充実していきます。また、相談内容が多岐にわたることから、平成 19 年度に作成した児童虐待防止マニュアルの内容の改定を行うとともに、狛江市版児童相談業務マニュアルの作成を検討します。 また、引き続き、教育相談室の体制の強化に努めます。	子育て支援課・指導室

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
62 -2	【新規】 【重点】 スクールソーシャルワーカーの活動推進	カウンセリングとは異なり、学校を中心として、本人の置かれている状況やニーズを把握し、それに基づき人間関係の構築や調整、関係機関との間で交渉や仲介、関係機関のネットワーク化などのコーディネート活動（ソーシャルワーク）を行い、本人を支える環境をつくり出すことがスクールソーシャルワークです。 市内でもこうした活動を実践するスクールソーシャルワーカーを配置しており、今後も子どもの支援に向けた活動を推進しています。	スクールソーシャルワーカーの活動を通じ、児童・生徒が抱えるさまざまな問題・課題を調整・解決できるよう、取り組んでいきます。また、関係機関との連携を重視し、その活動の充実を図ります。	子育て支援課・指導室
63	不登校対策事業の推進	在籍学校への復帰を目指し、長期にわたり不登校状態になっている児童生徒に対して、教育研究所設置の適応指導教室（ゆうゆう教室）※54により適切な指導と学習の援助を行います。 適応指導教室（ゆうゆう教室）での適応指導や学習指導により、登校に結びついたり、入室生徒の高校進学が増加したりするなどの成果が見られます。ゆうゆう教室在籍学級担任連絡会を随時開催し、さらに連携を強め指導の効果を上げています。	指導スペース、指導員体制を整備し、中学生だけでなく小学生も受け入れられるように環境整備をします。	指導室
64	児童健全育成相談事業の実施	児童館事業の一環として、学校等関係機関と連携を図り、中・高校生を含む年長児童及び保護者等からの相談に応じ、個別又は集団指導を行います。 児童館職員が子どもたちの相談に気軽に応じ、相談内容によっては適切な関係機関と連携を図ることができる体制をとっています。	児童館を子どもたちが気軽に相談できる窓口として位置づけ、相談・指導体制の整備を図り、事業を実施します。	児童青少年課
65	ゆうあいフレンド事業の推進	不登校等の児童・生徒の家庭に「ゆうあいフレンド」（主に心理学専攻の大学院生等）を派遣し、遊びなどを通して子どもの心を開かせ、立ち直りを支援します。 ゆうあいフレンド事業の指導員が、引きこもり傾向のある子どもへの家庭訪問等を実施し、実態把握と状況に応じた働きかけを行っています。	必要に応じて派遣回数を増やすなど、柔軟な対応をしています。	指導室
66	自然体験活動事業の実施	児童館・児童センターにおいて、野外体験事業としてキャンプやナイトハイクを実施。屋外活動を通して自然の仕組みや大切さを知ると同時に、体験から協調性や創造性、仲間意識などを育むことを目的に行っています。	学校等関係機関の連携を密にし、ボランティアに協力を求めて事業を実施します。	児童青少年課

主要課題２ 幼児教育の充実を図る

子どもが自分で考え、自分の行動に責任を持って自立した生活ができるようにするためには、幼児教育の役割は重要です。

子どもの保護者、幼稚園・保育園、地域の人たちが、子育てに対する責任と共通の理解をもって子どもとうまく向き合い、不安なく子育てを支えられるよう、情報の提供や関係機関の連携強化を図っていく必要があります。

前期では、各小学校において幼稚園や保育園との連携を図っているほか、児童館・児童センターでは運営委員会を、子ども家庭支援センターでは運営協議会をそれぞれ実施し、意見交換を図っています。今後もこうした連携を継続していく必要があります。

（１）幼児教育の内容の充実を図るとともに、関係機関との連携を進めます

保育園・幼稚園における体験学習や交流事業の充実など、保育・教育内容の充実を図ります。

また、幼稚園、保育園、教育研究所、スクールカウンセラーなど、子どもを取り巻く各部門・人材の連携による情報の共有を進めていきます。

《施策の内容》

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
67	幼児教育の内容の充実	保育園・幼稚園での体験学習や地域との交流活動などを積極的に行いさまざまな体験をさせるとともに、小学校就学時までに必要な生活習慣や知識などを身につけることができるように指導していきます。 各小学校では、保育園や幼稚園との連携を図っており、特に入学前の連絡等については、きめ細かく行っています。さらに、特別支援教育※55の本格実施に伴い就学支援シート※38の活用と校内委員会の実施が進んでいます。 各保育園では、地域の特別養護老人ホーム等を訪問し、交流を図っています。	年間の指導計画をもとに、地域や小学校等の関係機関と連携し、事業を充実させていきます。	子育て支援課・児童青少年課・学校教育課・指導室

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
68	幼児教育の 情報提供	家庭で行う幼児教育やしつけなどの情報を提供するとともに、家庭における幼児の教育について、機会をとらえて保護者等の啓発を図ります。 各学校での家庭教育への啓発は、年間を通して適宜行っています。また、子ども家庭支援センターにて地域組織化事業として、栄養士や言語聴覚士等の専門家を招き幼児教育などの情報を提供するとともに、保護者同士の座談会を開くなどして異年齢の子を持つ親子の交流も行っています。	子育てガイドブックの内容を充実するなどにより情報提供を進めるとともに、関係機関での行事やシンポジウムの開催などで幼児教育についての啓発に努めます。 各学校における家庭教育への啓発をひき続き行っていきます。	子育て支援課・学校教育課・指導室

（２）保育園・幼稚園・小学校の連携を強化します

保育園の保育や幼稚園の教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、また一貫した流れが形成されるように保育園・幼稚園と小学校の連携や交流を推進するとともに、児童館・児童センターの運営委員会、子ども家庭支援センターの運営協議会等を通じ、情報の共有化や連携の確保を推進します。

また、保育園と幼稚園との交流や連携と役割分担の検討を行いつつ、保育や幼児教育の時期から、学校教育（小学校）へしっかりとつなげていくための連携を充実します。

＜施策の内容＞

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
69	保育園・幼稚園・小学校の交流・連携	保育園・幼稚園・小学校の関係者の連携を深め、情報交換や学習の機会を設けるとともに、子どもたちの交流も積極的に推進します。 児童館・児童センターにおいて運営委員会を、子ども家庭支援センターにおいては運営協議会をそれぞれ実施し、意見交換を図っています。	保育や幼児教育の時期から、学校教育（小学校）へとしっかりとつなげていくための連携を進めます。 児童館・児童センターにおける運営委員会、及び子ども家庭支援センターにおける運営協議会を今後も開催し、定期的に情報交換や学習の機会を設けるとともに、子どもたちがお互いの行事に参加するなど交流の機会を設けることを検討します。	子育て支援課・学校教育課・指導室

主要課題 3 学校教育の充実を図る

学齢期の子どもにとって学校は、教育の場であるとともに生活の大切な場でもあり、人間形成に大きな影響を及ぼします。児童生徒一人ひとりが生きる力を身につけ、心豊かな人間性を育むような教育活動の充実が求められています。

地域に開かれ、より地域と密着した学校運営や、児童生徒の習熟度に応じた学習指導と学力の向上やそのための教育環境の整備が求められています。

また、チームティーチング※⁵³ など、多様な指導方法の導入も進めており、今後もさらに取り組んでいく必要があります。

(1) 開かれた学校として地域や家庭との連携を深めます

地域に根ざし、保護者や地域住民との協力や連携によって学校運営を通じ、それぞれの地域における特色のある学校の実現を目指します。

＜施策の内容＞

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
70	学校運営連絡協議会の充実	保護者や地域住民が学校運営に積極的に参加し、地域ニーズを的確に反映させるため、学校運営連絡協議会の機能を活用します。 各学校では、学校運営協議会を定期的実施し、成果を検証しています。また、平成 20 年度の学校評価を見通した学校経営計画作成を進めました。	広く意見を反映できるシステムを構築するとともに、外部評価の視点についても取り入れた学校運営の改善を検討します。 コミュニティー・スクール※³²等、学校運営に関する多様な取り組みについても検討を進めます。	指導室

(2) 生きる力を育む教育環境等を整備します

次代を担う子どもたちが、豊かな心を持ち、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲や考える力、表現する力、問題解決能力などを含めた学力の向上や、家庭、地域と連携した心身の健康づくりなどを推進し、学校の教育環境等の整備に努めます。

《施策の内容》

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
71	少人数学習集団による指導やチームティーチングの充実	少人数の学習集団を編制して指導を行ったり、1つの学級を複数の教員で指導するチームティーチングをすることで、学習速度や習熟度等にあったきめの細かい個々人に対応した学習指導を実施します。 東京都の加配教員として、また、市独自の講師としてそれぞれ小中学校に配置しており、チームティーチングや少人数授業^{※40}を実施するとともに、小学校高学年の教科担任制を進め、個に応じた指導等による学力向上を推進し、成果を上げています。	各学校で実態に応じた少人数学習やチームティーチングを充実し、指導時間数の拡大を推進します。	指導室
72	外国人英語指導員の派遣	国際化の進展を踏まえ、身近に他の国に興味を示し、また英語教育の促進を図るため、外国人英語指導員を学校に派遣します。 中学校英語へのALT^{※2}派遣、小学校英語活動への派遣を実施し、英語が使えるようにするとともに国際理解の推進を図っています。また、質の高い指導ができる業者を選定し、平成 20 年度の教員英語研修の計画も立てています。 外国人児童生徒に対する日本語指導についても派遣を行っています。	外国人英語補助指導者を小学校にも中学校にも派遣します。 外国人児童生徒に対する日本語指導について、子どもの状態に応じて派遣時間数を増やします。	指導室
73	情報教育の充実	コンピュータを利用した、より多様な授業の展開を図り、子どもたちの情報を活用する能力を高めたり、不適切な使用をしないための管理など、情報教育を充実します。 パソコン機器の更新などコンピュータ室の整備・充実に努めるとともに、各校の情報教育担当者連絡会を実施し、情報教育展開の工夫改善に努めました。また、インストラクターを派遣するなど情報教育の充実を推進しています。さらに、個人情報保護等にかかわり、各学校が情報セキュリティ対策等を策定するよう指導しています。	小学校中学校ともにコンピュータの整備を推進するとともに、情報管理を適切に行うための方策を実施します。 インストラクターの派遣を実施し、教員のスキルアップや児童、生徒の学習補助を行います。	指導室

主要課題 4 体験学習の機会を広げる

自然とのふれあいの減少、遊びの変容、生活様式の変化などにより、子どもたちの体験学習機会は減ってきています。生きる力や豊かな心、創造性や社会性を育むために、自然や人とのふれあい体験、職場体験、ボランティア体験などの体験学習を積極的に進めることが課題となっています。

前期では、体験学習や総合的な学習の時間などにおいて、多様な学習機会づくりを行っており、今後もこうした体験型の学習機会の確保・充実が必要となっています。

今後は、こうした課題に対応し、さまざまな体験機会を充実するため、福祉部門と教育部門の連携や、福祉部門における行政と民間（社会福祉協議会やボランティア団体等）との連携など、さまざまな主体間の連携・協力を進めていきます。

（１）学校教育における多様な学習の充実を図ります

体験学習や総合的な学習など、多様な学習機会の充実を図ります。また、子どもの豊かな心と社会性を育むため、教育方法や指導の工夫改善を進めるとともに、地域との連携によるゲストティーチャー※22の招へいなどにより、多様な体験活動を推進します。

＜施策の内容＞

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
74	多様な学習の推進	体験学習や、総合的な学習の時間など、多様な学習を推進しています。 地域の施設や事業所等の協力のもとに、小学生への自然や福祉、職業などの体験学習、中学生への職場体験学習等を実施しているとともに、自然体験や奉仕体験活動などの多様な活動を実施してきました。 また、学校における総合的な学習の時間を充実し、子どもたちの豊かな心や社会性の向上を図っています。	福祉部門と教育部門の連携等も踏まえ、地域の資源を活かしてさまざまな体験学習ができるように引き続き実施します。 また、総合的な学習等について、より充実したカリキュラムの展開を検討するとともに、各学校が総合的な学習の時間を展開するうえで必要なゲストティーチャー、資料や教材の提供を実施します。	指導室

※前期計画における施策 No.75「総合的な学習の時間の充実」については、前期 No.74 の「体験学習の推進」を「多様な学習の推進」とし、まとめました。

（２）地域における体験学習の機会の拡大を推進します

児童館・児童センター、地域センター等における子どもの体験型学習プログラムの充実に努めるとともに、自治会やボランティア団体等の活動への子どもの参加促進に努めます。

また、地域に根ざした福祉活動を実践している社会福祉協議会やボランティア団体など、幅広い民間組織と連携を強化し、子育て・子育て支援の視点で一体となった取り組みについても積極的に進めていきます。

＜施策の内容＞

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
76	児童館・児童センターにおける体験型事業の推進	児童館事業におけるキャンプやふるさと交流事業などの体験型事業の充実を図ります。 児童館・児童センターにおいて、野外体験事業としてキャンプやナイトハイクを実施。屋外活動を通して自然の仕組みや大切さを知ると同時に、体験から協調性や創造性、仲間意識などを育むことを目的に実施しています。	野外体験、自然体験活動等の充実を図ります。また、地域で活動している団体の活動に触れたり参加することにより、地域交流の大切さを学ぶことを推進します。	児童青少年課

主要課題5 次代の親の育成を支援する

やがて親となる子どもに対し、親として、また、子どもを見守る立場としての機会を提供することも、次世代育成支援の観点からは大切なテーマの一つです。少子化が進み、子どもたちが自分より若い子どもたちと接する機会が著しく少なくなるなかで、生命の大切さを知り、子育てについて楽しさを経験できるように、積極的に乳幼児等とのふれあい機会を設けていくことが必要になっています。

前期では、「未来キッズ」活動等を通じ、幼児と小学生の交流機会が実施されるなどしています。今後も、子どもがより心豊かに育つ機会として、こうしたプログラムを確保していく必要があります。

(1) 乳幼児等とのふれあい機会を提供します

小・中学生、高校生等が、家庭を築き、子どもを産み育てることの意義を理解し、生命と子どもや家庭の大切さを理解できるように、学校や関係機関・団体と協力して、教育・広報・啓発を推進するとともに、未来キッズ等を通じ、乳幼児等とのふれあい機会の拡充を図ります。

〈施策の内容〉

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
77	乳幼児等とのふれあい体験機会の提供	子どもたちの親性を育むことを目的として、保育園、幼稚園、児童館・児童センター、学童保育所及び乳幼児健診等の場を活用し、小学生や中学生・高校生等が乳幼児とふれあう機会を提供します。 岩戸児童センターの未来キッズ事業（幼児と小学生の交流プログラム）でお楽しみ会を企画・実施しており、定着が進んでいます。	学校や関係機関等と連携し、体験機会の拡大に努めます。 子ども未来会議※29を母体としてできた「未来キッズ」の活動をひろげていきます。 中学校の技術家庭科の授業で、生徒が幼児と一緒に遊んだり交流することについて、関係部署と連携を図りながら推進していきます。	児童青少年課・健康支援課・指導室
78	中学生・高校生等の子育てボランティア活動の促進	児童館・児童センター等児童関連施設における中学生・高校生等のボランティア活動を促進します。 児童館行事や、子ども家庭支援センターにおいて、小中学生に手伝いの場を提供しています。また、高校生についても積極的に参加を促すことに努めました。	学校や関係団体等と連携し、子育てに対する興味や関心を高め、推進していきます。	児童青少年課

4 男女にかかわらず子育てに参加する社会にしていきます

主要課題 1 仕事と子育てが両立できる就労環境をつくる

近年、男女の仕事と家庭の両立を支援するために、育児休業制度^{*9}の改正など各種法制度の整備が進んできています。しかし、実際の利用は進んでいるとは言えず、厳しい社会経済情勢のなか、企業・職場といった「仕事」優先になりがちな状況に置かれているのが現状であると言えます。特に、制度的には確保されている男性の育児休業制度の利用が極めて少ないなど、男女がともに子育てや社会参加を行うにあたっての前提が保たれているとは言い難く、必然的に育児の負担は女性に重くなりがちです。

男女がともに子育てを担えるようにするためには、職場の意識改革が重要であり、時間的なゆとりが持てるような働き方に改めていく必要があります。また、女性では子育てのために退職する人が少なくなく、本市では、再就労の支援のために就労情報の提供や講座の開催などを行ってきましたが、厳しい雇用情勢のなか、効果を上げておらず、引き続き課題になっています。

前期においては、男女共同参画関連の取り組みや、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の必要性が叫ばれるなど、考え方としての啓発を行う一方で、具体的な取り組みはまだこれからという状況にあり、地域を巻き込んで、家庭、子育て、仕事など、人生や生活のバランスを考えた生き方についてともに考え、実践していく必要があります。

（１）就労支援情報の提供を促進します

ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）や、男女共同参画など、誰もが安心していきいきと子育てをするための環境整備について、関係機関との連携のもとに、市民及び市内企業に対し、パンフレットや市ホームページ等を通じて、次世代育成支援の重要性や育児休業制度等の子育て支援制度の普及啓発に努めるとともに、サービス残業などの不当労働行為についての厳しい監視を依頼するなど、就労環境の改善を目指します。

また、就労を支援するため市の主催や関係機関によるセミナーを実施するとともに、ハローワーク府中や東京しごとセンター多摩と連携をとり、就労支援情報の提供を行っています。厳しい雇用情勢はしばらく続くと思われますので、今後も関係機関と協力しながら、就労の支援を行っていきます。

《施策の内容》

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
79-2	【新規】 就労支援情報の提供の促進	子育て家庭の経済的な自立支援に向け、ハローワーク府中や東京仕事センター多摩との連携等による就業情報の提供を進めます。	経済情勢等を踏まえつつ、就労関連情報の提供充実を進めます。	地域活性化課

※前期計画における施策 No.79「内職あっ旋事業の検討」については、ニーズ動向等を踏まえ事業化が難しいことから、就労支援の考え方全般から、新規施策（79-2）にまとめました。

主要課題２ 待機児対策と保育サービスを充実する

本市には、認可保育所^{※59}、認証保育所^{※60}、認可外保育室^{※58}といった保育施設があり、このほか、家庭福祉員（保育ママ）、ファミリー・サポート・センターなど、保育支援を行う機能も確保されています。しかし、共働き家庭の増加や就労形態の多様化などにより、保育を必要とする子どもが増加するとともに、保護者の求める保育サービスも多様化しています。

今後は、潜在的な保育需要も視野に入れながら、待機児の解消も目標に据え、サービスの充実を図っていく必要があります。また、運営主体の多様化を踏まえ、サービスの質の確保のための対策を強化する必要があります。

前期においては、定員拡大や対象月齢の拡大などを実施しており、今後も保育ニーズの把握とともに、サービス提供のあり方等について常に検討、充実に取り組む必要があります。

（１）保育園定数の見直し等受入れの拡大を行います

待機児の解消等、諸課題を踏まえ、公共施設再編により保育園の新設し、保育園定数や受入れ月齢など受入れ充実に向けた取り組みを進めるとともに、公立保育園の運営形態に関する検討、保育時間や休日対応等、ニーズ動向を踏まえた検討を進めるとともに、保育士の自己評価や保育カルテの活用など、これまでの取り組みを継続しつつ、保育士等の資質の向上や保育活動内容の充実を図ります。

《施策の内容》

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
80	【重点】 保育園の定数等の見直し	平成 19 年度より、公立保育園 2 園で、8 ヶ月受け入れを 6 ヶ月受け入れとするなど、低年齢児受け入れの拡大を図りました。 待機児を解消するため、私立保育園では継続して弾力化を行い、公立保育園では平成 20 年度から定員を弾力化して受け入れられるよう、保育園の修繕を行いました。	受入定員の概ね 180 人増（2 か所新設・既存施設改修に伴う定員増）を図ります。 ＜受入定員増の内訳＞ ○新設 2 か所 ・認可保育園（公設民営） 概ね 110 人 ・認可保育園（私立） 概ね 60 人 ○既存施設改修に伴う定員増（公立） 概ね 10 人 保育園の定数の見直しを行い、段階的に低年齢児受け入れ枠の拡大を図ります。 8 か月からの受け入れ園を 6 か月受け入れとするよう図ります。 産休明け保育（生後 57 日）未実施保育園における受け入れを推進します。	児童青少年課
80-2	【新規】 保育活動の充実	保育士の自己評価や、保育カルテに基づく計画的かつ情報共有に基づく保育実践など、保育活動の充実を進めています。	より良い保育活動に向け、自己評価に基づく保育士の資質向上や、保育カルテの活用などをさらに進め、保育活動の充実へとつなげていきます。	児童青少年課
81	【重点】 延長保育の拡大	現在市立保育園では、午前 7 時 15 分から午後 7 時 15 分までの延長保育を行い、私立多摩川保育園でも、延長保育を実施しています。 公立保育園の延長保育定員枠を全園で拡大しました。	延長保育の延長時間の拡大や、受け入れ年齢の拡大について、ニーズを見据えながら検討していきます。 ○2 時間延長保育 1 か所 ○1 時間延長保育 市立 6 か所 市立 1 か所	児童青少年課
82	年末・年始 保育の実施	保護者の方が就労等で年末・年始に保育に欠ける子どもの保育を保育園で行います。 ニーズ動向等を踏まえ、実施可能性について検討を進めています。	保護者のニーズや保育体制の整備を検討しながら、年末・年始保育の実施の検討をしていきます。	児童青少年課
83	特定保育の 実施	非常勤やパート勤務、夜間勤務などの不規則な勤務形態で就労する保護者のニーズに即した保育を実施します。 ニーズ動向等を踏まえ、実施可能性について検討を進めています。	保護者のニーズや保育園のあり方、待機児童の動向などを見据えながら、実施の検討をしていきます。	児童青少年課

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
84	【重点】 認可外保育 施設等の支 援	認可保育園に入所できなかったり、年度の途中に発生する保育需要を受け入れるサービスとして、東京都や市が定める要件を満たす認証保育所、認可外保育室について、認可保育園を補完するものとして位置づけて支援していきます。 認証保育所に対しては、毎月初日の在籍児童数に応じて運営費を補助し、保育室に対しては運営委託料及び運営費補助のほか施設充実費や健康管理費等の各補助項目を設けて引き続き支援しました。 平成 19 年度からは保育室及び家庭福祉員を利用している保護者に対し、従来の入園料補助に加えて保育料差額補助事業を新たに実施し、保育料の負担軽減を図りました。 ＜施設数及び定員（21 年度末）＞ ○認証保育所 5 か所 ・小田急ムックひまわり園 22 人 ・小田急ムックたんぽぽ園 48 人 ・小田急ムック和泉多摩川園 30 人 ・一の橋こどもの家 25 人 ・トイボックス狛江園 30 人 ○認可外保育室 2 か所 ・保育室赤いほっぺ 10 人 ・あられ保育室 12 人 ○家庭福祉員（1 名） 3 人	認証保育所、認可外保育室の入所定員を確保するとともに、家庭福祉員の 1 名増を目指します。 利用のしやすさや負担軽減など、保育ニーズに柔軟に対応できるように、今後も取り組んでいきます。	児童青 少年課

(2) 多様なニーズに応じた保育サービスを行います

保育ニーズの多様化を踏まえ、すべての子育てが安心して子育てができるよう、一時保育事業やショートステイ事業を拡充するとともに、病児保育や幼稚園の預かり保育などの充実を図り、仕事と子育ての両立を支援します。

《施策の内容》

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
85	【重点】 一時保育の 充実	家庭における育児疲れの解消、急病や断続的勤務・短時間勤務など勤務形態の多様化に伴う一時的な保育需要に対応するため、一時保育を実施します。 平成 20 年度からの実施に向けて、私立狛江保育園の改築を行い、一時保育専用室を整備しました。	家庭福祉員宅のほか、認可保育園や保育室等においても実施できるよう努め、受入れ先の拡大を図ります。	子育て支援課・児童青少年課
86	ショートステイ事業 (子育て短期支援事業) の充実	保護者が病気その他の理由で一時的に児童の養育ができなくなった場合などに、子どもを一時的に養育・保護します。	ニーズの的確な把握・掘り起こし等を踏まえた上で、それへの適切な対応と利用者の利便性の向上などを目指します。また、ニーズに応じ、利用対象の年齢の拡大についても検討します。 引き続き現在の実施施設で事業を行うとともに、市内の養育家庭での実施に努めます。	子育て支援課
86-2	【新規】 保育ニーズの 的確な把握	各調査や訪問など、さまざまな機会を通じ、保育等サービスニーズの把握に努めていますが、今後さらに、必要なニーズを適切に発見・把握したり、速やかに必要な対応へとつなげるよう、保育ニーズの的確な把握を進めていきます。	要保護児童の状況等、保育ニーズとしてのきめ細かい把握を行い、それぞれに応じた必要なサービス等へつなげることでできる環境づくりを進めます。	子育て支援課・児童青少年課
87	【重点】 幼稚園の預 かり保育の 充実	幼稚園に通園する子どもをもつ保護者の子育てを支援するため、幼稚園における「預かり保育」を充実します。 私立幼稚園 4 園中 3 園において実施しています。	市内すべての幼稚園で預かり保育が実施されるよう、幼稚園に対し要請していきます。 また、すでに預かり実施している幼稚園については、預かり時間の延長などさらなる内容の充実を要請していきます。	子育て支援課
88	【重点】 病後児保育 (乳幼児健康支援一時預かり事業) の充実	保育園等の子どもが病気や病後のために各施設で受入れが困難なときに、保護者に代わって預かり、子どもの健康管理と保護者の就労を支援します。 平成 20 年度の利用者実績は、延べ 446 人となっています。	利用しやすいように改善を図るとともに、事業を継続して実施します。	子育て支援課

主要課題3 男女ともに子育てに参加する社会をつくる

男性も女性も、ともに働き、ともに家事や育児を担う男女共同参画社会の実現が求められています。近年、子育てに参加したいという男性は増えてきてはいますが、女性は、男性にもっと子育てに参加してほしいと思いながら、家庭でも地域でも子育ての大半を担っているのが現状です。男性にも女性にも、社会全体に依然として子育ては女性の役割という意識が根強くみられます。

こうした意識を変え、男性が子育てに積極的に参加できるように、今後も引き続き、子育てについてスキルアップできるような機会や場を提供し、子育ての楽しさを知った男性を地域に増やしていく必要があります。

(1) 男女共同参画社会の推進をします

平成21年度改定の「狛江市男女共同参画推進計画」を推進し、家庭づくりや子育てが男女の共同によって進められるよう図ります。

＜施策の内容＞

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
89	男女共同参画推進計画の推進	市民の意識実態を踏まえ、「こまえ男女平等推進プラン」の推進を図りました。 プラン掲載の推進事業所管課職員で構成する市内推進組織を中心に事業を推進し、男女平等社会の実現に向けた取り組みを行いました。平成 18 年度より市内推進会議の委員の任期を2年とし、継続的な推進活動を行いました。また、平成 18 年度に行った職員意識調査の分析を行い、職員の意識啓発を行ったほか、男女共同参画推進フォーラム実行委員会への男女平等推進プラン推進状況説明会を実施しました。	市民への情報提供と啓発活動、市民の参加などを図りながら、計画の着実な推進に努めます。	政策室

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
90	啓発活動の 推進	市民に男女平等についての啓発を図るため、フォーラムの開催や、機関紙の発行をしました。 「異世代で考える家庭内の男女共同参画～異世代で叫ぶ!!男の本音、女の本音～」と題し、実行委員による寸劇披露や、参加者と意見交換する形のフォーラムを実施しました。また、その後、フォーラムの内容等を掲載した情報紙「こまえる」を発行しました。	男女共同参画推進フォーラムの開催をするとともに、啓発紙を発行し、市民への啓発活動を実施します。	政策室
90 -2	【新規】 【重点】 仕事と家庭 の調和に向 けた協働推 進	ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）に向け、企業等も巻き込んだ環境づくりを進めます。 制度の紹介・周知等を通じ、仕事と家庭の調和に向けた意識啓発や理解を促したり、実践的な取り組みへとつながるよう支援します。	市内の多様な就労環境において、仕事と家庭の調和が正しく認識され、可能な限りの取り組みがなされるよう、情報提供等の支援を進めます。 市民や事業者がワーク・ライフ・バランスについて理解を深められるよう広報活動やさまざまな情報提供等の支援を行います。国等や関係機関が実施している育児・介護との両立支援事業や、労働時間の短縮等の普及促進を図るために、市民に対するワーク・ライフ・バランスの講習会や事業者に対する中小企業の取組実施事例紹介等の普及促進事業を推進します。	政策 室・ 子育て 支援課

(2) 男性の子育てへの参加を促進します

父親をはじめ地域の男性の子育て参加を促進するため、講習会等を開催し、男性が育児の知識や技術などを身につけられるよう支援するとともに、男性の子育てグループ活動や子育てボランティア活動を促進します。

《施策の内容》

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
(再 10)	父親学級の開催	父親を対象として、妊娠、出産、育児の知識や技術、父親としての心構え、母親をサポートする姿勢などを学習する父親学級を開催しています。 ママパパ学級 3 日目を日曜日に実施し、父親が参加しやすい環境にしました。平成 20 年度の 3 日目の参加実人数は 285 人となっています。	希望するすべての人が受けられるように開催回数の増を検討します。	健康支援課
91	男性の家庭教育・地域活動への参加の推進	男性の家庭教育や地域活動への参加を促進するため、関係機関・団体と協力し、学習機会の提供を図るとともに、地域活動への男性の参加を促進します。	NPO や PTA 等市民団体による（仮）「おやし講座」等の開催を推進するとともに、学校の部活動、児童館事業等に男性の活用を図ります。	児童青少年課・健康支援課
91-2	【新規】父親向け子育て啓発冊子の配布	男性の子育て参加を促進するためには、基礎的な知識や考え方、実践面などの情報をわかりやすく伝えていく必要があります。父親の積極的な子育て参加を応援するための、男性の視点でのこうした情報提供を進めていく必要があります。 そのため、父親向けの子育て啓発冊子を作成・配布を進めていきます。	父親の子育てに対する興味や関心を高め、正しい理解や実践を促していくため、啓発冊子の配布を行います。	子育て支援課
(再 9)	ママパパ学級の開催	妊娠中の女性とその夫を対象として、妊娠、出産、育児、栄養などについて正しい知識をもち、健康の保持・増進が図れるよう、ママパパ学級（平成 20 年度年間 10 回・父母の参加実人数 1・2 日目 178 人、3 日目 285 人）を実施しています。	安心して出産・子育てができるようにプログラム内容の充実を図ります。 土曜日等の開催の拡大を図り、平日参加の難しい父親の参加を促進します。 ママパパ学級開催目標 年間 12 回	健康支援課

5 子どもや子育て家庭が安心して生活できる社会にします

主要課題1 子どもたちの安全を確保する

交通事故や犯罪など、社会環境におけるさまざまな危険から子どもを守ることは、次世代育成支援にとっての大切なテーマの一つであり、まちづくり全般の取り組みと連携しながら、子どもが安全に生活のできるまちづくりを進めていくことが課題になっています。

子どもの交通安全を確保するため、交通安全施設の整備を推進するとともに、子どもと子育てを行う親等を対象に、警察、保育園・幼稚園、学校、関係民間団体等と連携・協力して交通安全教育活動を推進しています。今後も、連携・協力体制の強化を図り、地域の実情に即した事故防止対策が総合的に進められるようにしていく必要があります。

防犯については、市民のボランティアによるパトロール活動や「こどもかけこみ110番^{※26}」、地域安心安全情報共有システム^{※50}の運用などが行われており、引き続きこれら活動を支援していく必要があります。

(1) 子どもの交通安全対策を推進します

子どもを交通事故から未然に守るため、道路交通環境の整備を推進するとともに、警察、学校、保育園、関係民間団体等と連携して、交通安全教育や交通事故防止対策を推進します。

《施策の内容》

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
92	交通安全教育の推進	子どもの交通安全意識を高め、交通事故から守るため、警察や保育園、小学校、市民団体等との連携により交通安全教育を実施し、広報等による啓発を図ります。 春・秋の全国交通安全運動を中心に、警察・交通安全協会等の協力により自転車安全運転教室を開催しました。また、交通安全教育の推進により狛江市内の交通事故は 72 件（平成 19 年 275 件→平成 20 年 203 件）減少しています。 各学校では、日常的に学級での指導を行うとともに、年間指導に基づいて交通安全教室を実施しています。警察や地域と連携を図り、交通事故等の未然防止に努めています。 また、教職員は定期的に通学路の安全調査を実施し危険箇所改善に努めているほか、保育園においても、警察による交通安全指導を実施しています。	交通安全協会等関係団体による交通安全教育を各施設で実施するとともに、広報や交通安全ポスターの募集等で啓発を図ります。 通学時のあいさつ運動をより推進し、地域全体が子どもを守り、地域に守られているということを大人も子どもも認識できる環境にしていきます。 小学校入学から中学校卒業までに段階的な項目を用意して、交通安全意識を植え付け、事故の軽減を図っていきます。 小学校 3 年生からの自転車運転免許証の発行制度を実施します。 中学校で行われているスタントマンによる交通事故の再現により、疑似体験することで危険な行為を覚えてもらいます。	関係各課
93	通学路の安全対策の推進	教職員による交通安全指導を実施するとともに、通学路の交通安全施設のチェックを定期的に行い、関係機関に対して改善を要請します。 狛江第五小学校、和泉小学校、緑野小学校の各学区の約半分に設置されている通学路巻付表示を取り替えました。 また、緑野小学校の通学路における安全対策として、通学児童の通行帯を確保するために、一部区間の歩道の外側線内のカラー舗装（グリーン）を設置しました。	今後も引き続き、通学路の安全確保のために、カラー舗装区間の拡大を図っていきます。	学校教育課・環境管理課・都市整備課
94	交通安全施設の設置の推進	危険箇所へのカーブミラーやガードレール、注意喚起表示の設置や信号機、交通規制標識等の設置の要請を推進します。 カーブミラーを平成 20 年度は 12 か所設置したほか、道路区画線、ガードレール、交差点点滅板、注意看板を設置しました。	パトロールによる危険箇所の調査や市民からの要請に基づき、計画的に設置を推進していきます。	環境管理課

（２）子どもの防犯対策を推進します

子どもが犯罪等の被害にあわないように、警察、学校、自治会等関係機関・自主的活動団体と連携し、地域における防犯活動の充実を図ります。また、安心安全情報メールの活用などを通じ、関連情報の共有化を図るとともに、学校の安全対策を推進します。

《施策の内容》

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
95	犯罪等に関する情報の提供	市内関係機関の連絡体制を整備し、防犯等の関係機関から受けた情報等をすみやかに配信し、防犯体制を強化するとともに、市内等で発生した事件について緊急連絡網や情報メール等を通じて情報を提供し、市民の自主的な防犯活動を推進します。 また、携帯電話やパソコンを持たない人のために犯罪・不審者情報「安心安全情報一覧表」という情報チラシを作成し、町内会や自治会、各地域センター等で配布しています。また、狛江市生活安全対策協議会において、関係機関・活動団体等と協議して、防犯対策に取り組んでいます。	緊急連絡体制を強化するとともに、広報紙等を通じて犯罪等に関する情報の提供を行い、関係機関・活動団体等との情報交換の機会を設けます。 引き続き、安心安全パトロール、青色回転灯車両によるパトロールを実施していきます。	安心安全課
96	「こどもかけこみ 110 番」活動の支援	子どもの生命と安全を守るため、地域の協力を得て会社・商店・民家などに専用のプレートを表示し、危険を感じた子どもの一時的な避難場所とする狛江市立学校PTA連合会「こどもかけこみ 110 番」実行委員会の活動を支援します。 地域の協力を得て実施しており、平成 20 年度末時点での登録件数は 1,085 件となっています。	活動を支援し、プレート設置者の拡大を図ります。	社会教育課

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
97	防犯パトロール活動の推進	子どもの安全確保と健全育成のため、防犯ボランティア等と連携し、市内における防犯パトロール活動を推進します。 安心安全パトロールは、学校安全ボランティアや地域ボランティアによって実施されています。各防犯パトロールの効果もあり、刑法犯認知件数は平成 14 年の 1,435 件から平成 20 年は 780 件に約 46%減少しています。 PTA、保護者、地域のボランティアの方たちにより、学校内・学区内巡回や通勤時等の子どもたちの見守りを実施しているほか、各学校ではセーフティ教室の実施や地域安全マップ作成、学級での指導を通して危機回避能力の育成に努めており、事故発生は 0 件となりました。	PTAの防犯パトロール隊や地域のわんわんパトロール※79等のボランティア活動と連携し、活動を推進します。	安心安全課・学校教育課・指導室

主要課題２ 子どもの虐待防止と被虐待児の立ち直りを支援する

家庭内における児童虐待が増加・顕在化するなかで、その防止と問題解決への取り組みは、子どもの人権を守り、誰もが安心して暮らすことのできるまちとしての行政課題であるとも言えます。

親としてのあり方やしつけの仕方など、正しい知識の普及のほか、子どもの人権や児童虐待について啓発し、理解を深めていく必要があります。また、虐待防止のために、マニュアル作成や関係機関との連携体制の整備などを行い、ネットワークをあらためて充実させることが必要です。同時に、適切に対応できる相談・支援体制づくりのために、子ども家庭支援センターの機能強化や、虐待や犯罪等の被害を受けた子どもの立ち直りを支援する体制づくりも大きな課題です。

また、子どもの虐待防止等とも関連し、ドメスティック・バイオレンス（DV）^{※56}等、家庭環境に関わる相談ニーズに対しても、適切に対応していくとともに、スクールソーシャルワーカー等、関連する人材や活動等を通じ、適切な対応がなされるようにします。

（１）児童虐待防止のための体制を強化します

児童虐待の防止と早期発見・早期対応のため、虐待防止月間等の機会を通じ、虐待について市民への啓発に努めるとともに、子育て支援課が中核機関となり、子ども家庭支援センターや児童相談所・保健所・警察等関係機関によるネットワークをさらに充実させ、連携を強化します。また、相談先等を記したSOSカードの配布や、保護者向け冊子の配布等を通じ、子どもたち自身からまた近隣の保護者たちからの情報把握も充実するなど、きめ細かい対応を図ります。

児童福祉法の改正により、市町村が児童虐待の通告先として位置づけられ、通告を受けた児童の安全確認を行う義務を課せられたことから、さらに関係機関との連携等、こうした体制を強化します。

また、適切な家庭環境のあり方等も含め、ドメスティック・バイオレンス（DV）等の相談ニーズに対しても、適切に対応します。

《施策の内容》

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
98	【重点】 児童虐待防 止のための ネットワー クの再構築 と連携強化	子ども家庭支援センターを中心とした児童虐待防止のネットワークを再構築し、児童虐待防止マニュアルの活用、各関係機関等と連携強化を図り、また児童虐待防止の啓発を実施します。 虐待防止マニュアルは、平成 19 年度に作成し、児童虐待の基礎知識から、気づき、各機関の役割や連携、虐待予防などから構成しており、虐待問題への基本的な対応指針として活用が進んでいます。虐待を断ち切る強い意志を持ち、地域の連携・協力によりスムーズな対応を図れるよう、しくみづくりと実践を進めます。 粕江市子ども家庭支援ネットワーク会議（代表者会議、実務担当者会議、個別ケース会議）を開催しています。 関係機関との連携を密にし、児童虐待防止、早期発見、対応のための充実を図りました。	児童相談の第一義的な窓口が市町村になったことから、児童虐待防止の対応についても、要保護児童対策地域協議会として存在し、子育て支援課が調整機関となっている粕江市子ども家庭支援ネットワーク会議の関係機関の連携を一層強化します。	子育て支援課・健康支援課
98 -2	【新規】 ドメスティック・バイオレンス等への相談対応の充実	ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談についても実施しており、生活不安や社会からの孤立など、子育てを含めたさまざまな悩みや不安を持つ親に対する支援を行っています。 子育て・子育ての環境づくりを進めていく上では、夫婦間の問題等、家庭環境全般の視点から考える必要があり、今後もこうした取り組みを進めていく必要があります。	ドメスティック・バイオレンス（DV）が子どもに与える影響も踏まえ、安心して子育てができたり、子どもにとって最適な育ちの環境を確保していくため、DVをはじめ、家庭状況に関する相談等に対しても積極的に対応していきます。	子育て支援課
99	児童虐待についての市民への啓発	児童虐待について、市民、特に子どもを持つ保護者に対し、さまざまな場や機会を活用して、啓発を図ります。 虐待が疑われる際のスムーズな通報等、普段の心がけについてもしっかりと周知、共有しておけるよう、啓発を進めます。 子育て支援課、子ども家庭支援センター、健康支援課にて、虐待防止に繋がるイベントを開催し啓発に努めていきます。	虐待防止月間において、広報、パンフレットの配布、ポスターの掲示等を行い、周知を図ります。また、オレンジリボン※¹¹キャンペーンと養育家庭普及も兼ねた駅前の街頭活動も継続して実施します。 市民向けの講演会等の開催も検討し、広く市民に啓発を図ります。 子育てに関わる市役所職員のオレンジリボンの着用も推進します。	子育て支援課・健康支援課

(2) 子どもたちへの適切な支援をします

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、関係機関と連携して、子どもに対するカウンセリングや保護者等への助言などアフターケアの充実を図ります。

特に、速やかかつ総合的な観点からの支援を行うためには、個別の問題対応等にとどまらず、教育部門と福祉部門の総合的な連携体制充実に取り組んでいきます。

また、スクールソーシャルワーカー等、子どもたちを適切に見守る環境が機能することによって支援のニーズを把握し、問題等の解決がスムーズになされるよう進めます。

＜施策の内容＞

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
(再 62)	相談・カウンセリング事業の推進	子ども家庭支援センターを中心とした児童虐待防止のネットワークを再構築し、虐待対策ワーカーの配置、平成 19 年度に作成した児童虐待防止マニュアルの活用、各関係機関と連携強化等を図りました。 児童虐待防止マニュアルは、児童虐待の基礎知識から、気づき、各機関の役割や連携、虐待予防などから構成しており、虐待問題への基本的な対応指針として活用が進んでいます。また、虐待やいじめなどに悩む子ども自身が気軽に相談できるように、相談窓口や電話などの情報提供を積極的に行っています。 また、教育相談室の相談機能等を充実するとともに、教育相談員（スクールカウンセラー）の小学校派遣を行い、子どもたちが気軽に相談できる環境に配慮します。また、家庭・学校・地域の連携、関係機関との連携強化を図っています。	児童相談の第一義的窓口が市町村になったことから、子ども家庭支援センターを中心として、子どもたちからのいじめや不登校、虐待などの相談に対応する体制をより一層充実していきます。また、相談内容が多岐にわたることから、平成 19 年度に作成した児童虐待防止マニュアルの内容の改定を行うとともに、狛江市版児童相談業務マニュアルの作成を検討します。 また、引き続き、教育相談室の体制の強化に努めます。	子育て支援課・指導室
(再 62-2)	【新規】 【重点】 スクールソーシャルワーカーの活動推進	カウンセリングとは異なり、学校を中心として、本人の置かれている状況やニーズを把握し、それに基づき人間関係の構築や調整、関係機関との間で交渉や仲介、関係機関のネットワーク化などのコーディネート活動（ソーシャルワーク）を行い、本人を支える環境をつくり出すことがスクールソーシャルワークです。 市内でもこうした活動を実践するスクールソーシャルワーカーを配置しており、今後も子どもの支援に向けた活動を推進しています。	スクールソーシャルワーカーの活動を通じ、児童・生徒が抱えるさまざまな問題・課題を調整・解決できるよう、取り組んでいきます。また、関係機関との連携を重視し、その活動の充実を図ります。	子育て支援課・指導室

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
62 -3	【新規】 養育家庭の 周知と普及 の推進	社会的養護の一環で、虐待・養育困難等により家庭で暮らすことができない子どもを、養子縁組を目的とせず、一定期間養育していただく家庭として、都が推進している養育家庭「ほっとファミリー」の周知と普及に努めます。 平成 20 年度 市内ほっとファミリー 2 世帯 養育家庭体験発表会 2 回	「ほっとファミリー」について、制度や事業内容についての周知や理解を広く促進しながら、その普及に努めます。 体験発表会、学習会等の開催 ほっとファミリー数の増 目標数 4 家庭 (中学校区ごとに 1 家庭)	子育て 支援課
(再 64)	児童健全育 成相談事業 の実施	児童館事業の一環として、学校等関係機関と連携を図り、中・高校生を含む年長児童及び保護者等からの相談に応じ、個別又は集団指導を行います。 児童館職員が子どもたちの相談に気軽に応じ、相談内容によっては適切な関係機関と連携を図ることができる体制をとっています。	児童館を子どもたちが気軽に相談できる窓口として位置づけ、相談・指導体制の整備を図り、事業を実施します。	児童青 少年課
(再 65)	ゆうあいフ レンド事業 の推進	不登校等の児童生徒の家庭に「ゆうあいフレンド」(主に心理学専攻の大学院生等)を派遣し、子どもと遊びなどを通して心を開かせ、立ち直りを支援します。 ゆうあいフレンド事業の指導員が、引きこもり傾向のある子どもへの家庭訪問を実施し、日常的な実態把握や働きかけを欠かさず行っています。対象児童・生徒は減少しています。	必要に応じて派遣回数を増やすなど、事業の運営拡大を図ります。	指導室
(再 66)	自然体験活 動事業の実 施	児童館・児童センターにおいて、野外体験事業としてキャンプやナイトハイクを実施。屋外活動を通して自然の仕組みや大切さを知ると同時に、体験から協調性や創造性、仲間意識などを育むことを目的に実施しています。	学校等関係機関の連携を密にし、事業を実施します。	児童青 少年課

主要課題3 障がいのある子どもと家庭への支援を充実する

発育上の問題や障がいのある子どもに、発達段階に応じた適切な療育の場を継続して提供し、自立に向けて生活全般にわたる支援を充実することが求められています。

このため、次世代に関わる連携の中核として、子ども家庭支援センターの機能強化が必要になっています。療育については、相談・個別指導等を充実させるとともに、福祉・保健・教育・医療等関係機関の連携を強め、発達の遅れが心配される子どもに対して保健センター、保育園・幼稚園・学校などが共通の認識のもとに対応し、療育が乳幼児期から学齢期まで円滑に一貫して行える体制の活用充実を進める必要があります。

(1) 相談・療育事業を充実します

障がいのある子どもの健やかな成長と自立のためには、障がいをできる限り早期に発見し早期に発達状態の応じた適切な療育を行うことが重要です。各段階に応じた相談体制を充実するとともに、乳幼児期から学校卒業まで成長に応じたトータルの支援システムを構築するとともに、情報の共有化・活用を通じ、よりきめ細かい適切な相談・療育へとつなげ、障がいのある子どもも家庭も安心して生活できる体制をつくります。

また、こうした諸機能が相互に連携し、療育に関連する総合的な機能として充実していくことも必要です。初期の相談から療育等、適切な対応につなげていくためのしくみや拠点としての機能充実・整備等にも取り組んでいきます。

このほか、幼児期の成長や発達の様子を見守る巡回事業や、保育園、幼稚園、教育研究所、スクールカウンセラーなど、子どもを取り巻く各部門・人材の連携も進めていきます。

《施策の内容》

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
100	地域療育システムの構築	教育研究所における、専門教育相談員による発達障害の相談や、就学指導に合わせた保護者相談、学校の相談のほか、就学前の子どもを対象とした「就学支援シート」の作成を通じて、適切な就学指導を推進しています。 他の担当部門の間でも、連絡を密に取りながら、障がいや発達に遅れのある子どもの把握に努めるとともに、継続した連携を図っています。 今後は、行政間の連携のみならず、行政と民間との連携体制を構築することで、より一層の療育体制の充実を図ります。	相談・連絡調整体制、乳幼児期から学齢期までの一貫した療育体制、学校との連携、保育園や幼稚園への支援、放課後児童対策などの充実を目指し、療育システムの運営を進めます。 また、こうした総合的な視点に基づくシステム運営が効果的に機能するよう、拠点等の充実についても積極的に取り組んでいきます。	福祉サービス支援室・子育て支援課・健康支援課・学校教育課・指導室
101	乳幼児発達健康診査の充実	乳幼児健康診査等において発達の遅れが心配される乳幼児に対し、発達に重点を置いた健康診査を行い、障がいの早期発見・早期療育を図ります。 保育園園長や教育相談室、健康支援課等による実務者連絡会を実施しています。	障がいの多様化を踏まえ、健診内容等の充実を図るとともに、あいとぴあ子ども発達教室“ばる”等関係機関との連携を強化します。	健康支援課・福祉サービス支援室
102	相談事業の充実	子どもの発育・発達について、情報の提供や相談内容に応じた各種サービスの調整など、相談を行います。幼稚園による巡回相談など、多様な機会・方法により実施しています。 子どもの発達等の相談については、関係機関が密に連携し、情報の共有化を図り、各家庭に応じた適切な相談先の案内をするように努めています。	関係機関相互の連携を強化し、相談しやすい窓口づくりを推進し、充実を図ります。 保育園・幼稚園への巡回相談など、多様な相談機会の実践により、きめ細かい相談ニーズへの対応を今後も進めていきます。	健康支援課・子育て支援課・児童青少年課・福祉サービス支援室
103	早期療育訓練事業の推進	発達に遅れのある就学前の子どもに対し、親子の通所により、必要な療育・指導を行い、子どもの成長・発達を支援します。 火曜日午後のクラスを増設。年間の利用者の増に対応し、待機児のないように対応しました。	障がいの多様化と早期療育の必要な子どもの増加傾向を踏まえ、あいとぴあ子ども発達教室“ばる”における事業実施体制の充実を図ります。	福祉サービス支援室
104	就学相談支援体制の整備	障がいのある子どもが適切で円滑な就学ができるよう、教育、医療、保健、福祉など関係機関の連携に基づく相談支援体制を整備します。 就学支援シートの活用等を通じ、学校教育への円滑な移行を図っています。 引き続き支援シートを活用し、学校教育への円滑な移行を図っています。	福祉部門と教育部門の連携により、適切な就学支援を行います。また、東京都の「東京都心身障害児就学相談に関する調査研究に伴う研究対象地域」指定（平成 16～17 年度）による研究成果を活かし、就学相談支援体制を整備・充実します。 引き続き、就学支援シートの活用等を通じ、学校教育への円滑な移行を図っていきます。	学校教育課

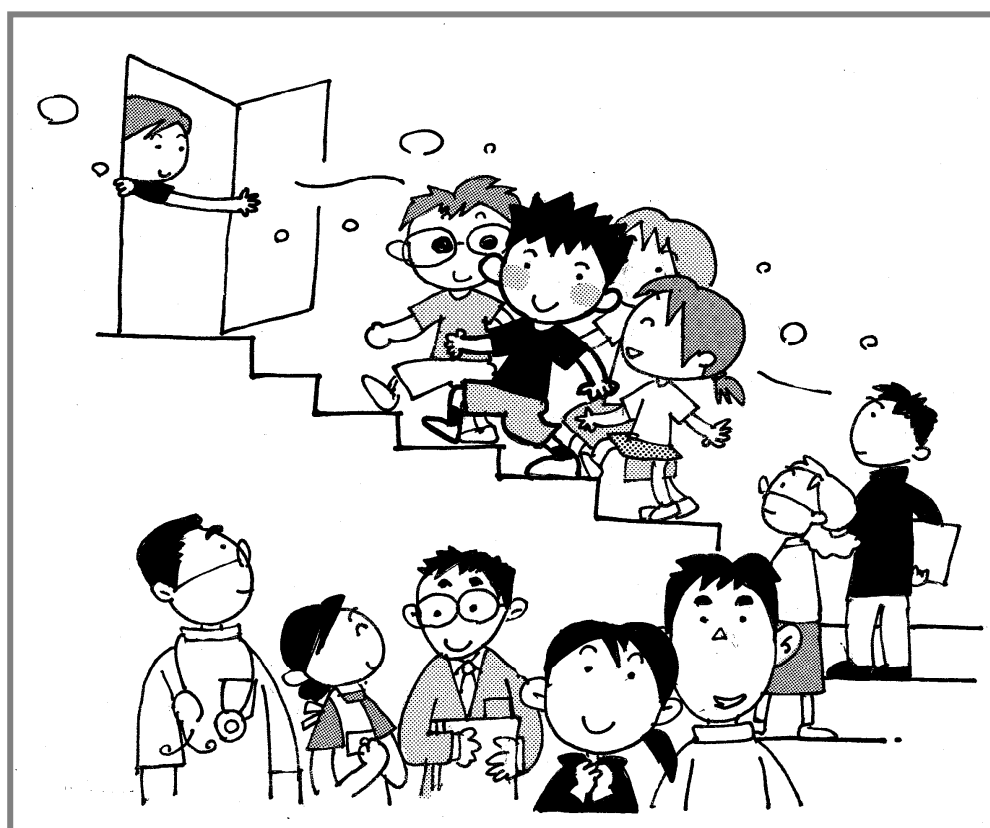
（２）特別支援教育に取り組みます

特別支援教育を実施しており、小・中学校の通常の学級に在籍するLD^{※3}（学習障害）、ADHD^{※1}（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症（アスペルガー症候群）^{※23}などの発達障害や、障がいのある児童生徒に対して、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し適切な教育支援を行うため、特別支援学級設置校長会、特別支援教育連絡協議会など、関連する連携機関の会議の開催を通じ、教育のあり方や推進体制等を検討し、充実を図ります。

＜施策の内容＞

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
105	特別支援教育の推進 （前期：特別支援教育のあり方の検討・推進）	現行の特別支援学級（固定・通級）の成果を踏まえ、特別支援教育について、実態にふさわしいあり方を検討し、推進します。 10 校とも、特別支援教育校内委員会を組織として位置づけ組織体制を整えました。特別支援学級設置校長会、特別支援教育連絡協議会を開催し、さらに連携を深める努力を重ねています。また、専門家等のチームによる巡回相談では、各学校の特別支援教育への具体的な指導・助言ができ成果が上がっています。	各校の代表で組織される委員会を今後も設置・運営し、特別支援教育を推進します。	学校教育課・指導室
106	就学支援計画の作成	乳児期から学齢期までをつなぐ「就学支援計画」の作成を試行し、保護者が障がいのある子どもやその家庭を含めたライフステージに見通しを持てるように、関係機関が相互に機能を分担し連携するネットワークの構築を目指します。 関係諸機関との協力関係の構築及び就学支援シートの活用による、保護者・幼稚園・保育園・療育機関・医療機関・学校との連携が深まっています。 就学支援シート作成と各学校での校内委員会での活用などにより指導の充実がみられています。	東京都のモデル事業の成果を踏まえ、本市としての「就学支援計画」を作成します。	学校教育課・指室
107	発達障害のある児童生徒への取り組み	通常学級に在籍している発達障害のある児童生徒への指導や支援の充実を図ります。 特別支援教育研修会や専門家チームによる巡回指導の実施と改善・充実を推進するとともに、個別指導計画や個別の教育支援計画の作成について指導をしており、指導力の向上がみられます。	市内小・中学校における学校全体の課題として取り組み、指導や支援のあり方を改善工夫し、実践します。	学校教育課・指導室

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
108	都立特別支援学校等との連携の推進	都立特別支援学校（都立調布特別支援学校・都立府中特別支援学校等）との連携強化を図ります。 平成 19 年度からの副籍事業^{*62}では、狛江市在住で特別支援学校に在籍している児童・生徒の多くが副籍希望し、直接・間接の交流も増えるなど、交流の実績が確実に上がっています。	都立特別支援学校のセンター的機能の活用、同校職員の研修会への招へい、指導方法の実践研修、巡回相談による指導などを推進します。	学校教育課・指導室
109	都立特別支援学校、本市小・中学校における交流及び共同学習の促進	障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶ機会が適切に設けられるよう、都立特別支援学校と小・中学校との交流を促進します。 特別支援学校在籍の児童・生徒の 95%が副籍事業による居住地校交流を実施することができました。学校便りや学年だより、学校行事の案内、作品や手紙等を交換する間接交流や、教科等における学習活動への参加、給食の時間の交流、部活動での交流などの直接交流等、多様な展開となっています。	学校間交流、居住地校交流・共同学習、居住地校夏季プール参加など、交流・共同学習を促進します。	指導室



～ いろんな大人のサポートを受けながら、子どもたちのなかで
ともに育っていく、発達障害を持つ子どもたち ～

（３）在宅支援を充実します

障がいの重度化傾向や核家族化のなかで、障がいのある子どもをもつ家庭は、子どもの介護など重い負担をかかえています。このため、障がいのある在宅の子どもとその介護者を支援するため、ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービスなど各種の在宅サービス事業を実施しています。

今後はさらに、社会資源の活用を図りながら、障がいのある子どもの健やかな成長と自立を目指して、生活全般にわたる支援サービスを総合的に推進します。

《施策の内容》

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
110	居宅介護支援の充実	日常生活を営むのに支障がある心身障がい児の介護や相談、調整、その他家事の援助に関するサービスを行います。また屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい児等が社会生活上必要な外出等の付添いや介護のサービスを行います。 自立支援法に基づく居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護と、地域生活支援事業である移動介護の支援を実施しました。	利用者が事業者を選択できるための事業者数の確保、事業者の質の確保に努め、サービスの基盤整備を図ります。	福祉サービス支援室
111	心身障がい者（児）ショートステイ事業（緊急一時保護を含む）の充実	在宅障がい者（児）の介護が家族等の疾病その他の理由で困難になった場合、短期間あいとぴあセンター（障害者福祉センター）で一時保護します。	施設の改善等を再検討し、利用者が利用しやすい環境での受入れを検討します。	福祉サービス支援室
112	デイサービスの充実	在宅の重度障がい者（児）のための、通所による日常生活訓練などを行います。	受入れ人数の増など、利用者の利便を図り、内容も充実させていきます。	福祉サービス支援室
113	児童育成障害手当の支給	20 歳未満で心身に一定の障がいのある子どもがいる家庭に対し、児童育成障害手当を支給します。	引き続き事業の円滑な実施を図ります。	子育て支援課
114	特別児童扶養手当の支給	障害を理由とする公的年金を受けていない 20 歳未満で心身に一定の障がいのある子どもを扶養する父母または養育者に対し、特別児童扶養手当を支給します。	引き続き事業の円滑な実施を図ります。	子育て支援課

主要課題 4 ひとり親家庭等への支援を充実する

ひとり親家庭に対する支援については、親の多くが就労するなかで、仕事と子育ての両立など、厳しい状況に置かれていることなどが考えられることから、経済的な生活基盤面や、家事や子育ての知識や経験の不足からくる問題など、それぞれの状況を踏まえた対応を進めていく必要があります。

母子自立支援員^{*66}等や行政（子育て支援課）が相談にあたり、各種の支援事業を進めています。今後は、ひとり親家庭の実態に即して相談・支援体制を充実させ、親子がともに安心して生活できるようにしていくことが必要です。

（１）相談事業の充実を推進します

母子家庭等のひとり親家庭のかかえる多様な問題に的確に対応し、子どもが安心して生活できる環境を整えるため、母子自立支援員と子ども家庭支援センター等関連機関との連携を図るとともに、相談事業を充実します。

＜施策の内容＞

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
115	母子（ひとり親）家庭相談事業の充実	母子家庭等のひとり親家庭の生活上の悩みや相談に応じるため、母子自立支援員等による相談を実施します。 母子自立支援員を中心に平成 20 年度 633 件の相談を受けました。	母子自立支援員等による相談を継続して実施するとともに、子ども家庭支援センターその他関係機関等との連携を密にし、相談内容の多様化への対応を図ります。	子育て支援課

(2) ひとり親家庭への支援サービスの充実を図ります

ひとり親家庭の自立と子どもの健やかな成長のため、各種支援制度・事業の周知徹底を図るとともに、支援サービスの充実に努めます。

《施策の内容》

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
116	ひとり親家庭支援策の周知	ひとり親家庭支援策の内容や利用方法について、広報紙や子育てガイドブック等により、周知を図るとともに、住まい、子育て、教育、仕事、家計など、総合的な観点からの支援に努めます。	さまざまな支援事業や制度について、よりわかりやすく、より具体的な広報活動を行い、市でひとり親家庭のしおりを作成し、広く周知されるように努めます。	子育て支援課
116-2	母子家庭の自立を支援する事業等の促進	ハローワークとの連携による母子自立支援プログラム ^{※67} や、高等技能訓練促進費 ^{※24} 、教育訓練給付金 ^{※21} といった、事業を周知、促進することにより、母子家庭の自立支援を進めていきます。	母子家庭の自立した生活に向け、就労やそのための訓練等、状況に応じ、適切なプログラムを活用し、支援を進めていきます。	子育て支援課
117	母子福祉資金 ^{※68} 貸付	20 歳未満の子どもを扶養している母子家庭に、入学や就学、技能習得等必要な資金を貸し付けています。	生活指導等を適切に行うとともに、将来の自立のための生活設計を見据えた必要な資金の貸付けを行います。	子育て支援課
118	母子生活支援施設事業	子どもの福祉に欠ける母子家庭に対して、母子生活支援施設を提供し、その経済的自立と生活の安定を図ります。	引き続き事業を実施し、その充実に努めます。	子育て支援課
119	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	離婚直後などにより、日常生活に著しく支障のあるひとり親家庭に対して、育児や日常生活の世話など必要な援助を行うホームヘルパーの派遣を行います。	引き続き事業を実施するとともに、必要に応じて適切にサービスが利用できるよう事業の周知に努めます。	子育て支援課
120	ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭等の医療費の自己負担分を助成し、家庭の健康の保持と生活の安定・自立を図ります。	受給者の資格確認にあたり、児童扶養手当支給事業等との連携を図り、円滑な事業実施に努めます。	子育て支援課
121	児童扶養手当の支給	父母が離婚、又は父が死亡、生死不明、1 年以上拘禁されている、重い障がい、又は母が婚姻によらない出生等の場合、子どもが 18 歳になった日の属する年度末日まで、母親又は扶養者に対して手当を支給します。	国に対し、支給対象を父親にも拡大すること、従前の都負担分を含めた給付水準の確保を要請していきます。	子育て支援課
122	児童育成手当の支給	子どもが 18 歳になった日の属する年度末日まで（一定の障がいのある場合は 20 歳未満まで）、母子家庭又は父子家庭に児童育成手当を支給します。	引き続き事業の円滑な実施を図ります。	子育て支援課

主要課題５ 子育て家庭への経済的支援を推進する

厳しい社会経済動向等を背景に、子育てにかかる経済的な負担感に対応していくこともまた、次世代育成支援における重要な課題となっています。

国の政策動向等も踏まえつつ、子育てに関する経済的支援が適切に行われるよう、状況把握等の対応を今後も進めていく必要があります。

（１）子ども関係手当制度の推進を図ります

子育て家庭の子育てにかかる経済的な負担感は強く、支援の充実が求められています。

このため、国や都の各種手当制度の動向を見定めながら、支援の充実に努めるとともに、制度・事業の周知を図り、事業の円滑な実施に努めます。

《施策の内容》

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
123	児童手当の支給	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、小学校6年生までの子どもを養育している保護者等に対して、児童手当を支給します。	引き続き事業の円滑な実施を図ります。	子育て支援課
124	私立幼稚園児に対する補助金の支給	幼児教育の普及を図るため、満3～5歳児を私立幼稚園に通園させている保護者に入園料や保育料の補助を行います。 国、東京都の基準に沿い、市の規則に基づき補助を行っています。	引き続き事業の円滑な実施を図ります。	子育て支援課
125	就学援助費の支給	経済的理由により就学が困難な小、中学校に在学する児童・生徒の保護者に就学援助費を支給します。	引き続き事業の円滑な実施を図ります。	学校教育課
126	奨学資金の支給	経済的理由により就学が困難な高等学校又は高等専門学校に在学する生徒に対し、奨学資金を支給します。	引き続き事業の円滑な実施を図ります。	学校教育課

（２）子どもの医療費の助成を充実します

子どもでは就学前5～6歳児に病気やけがが多いことを踏まえ、乳幼児医療費助成の対象年齢の引き上げを行うとともに、所得制限を撤廃し、助成の充実を図ります。

＜施策の内容＞

施策 No.	施策名	事業の内容と前期の取り組み	平成 26 年度までの目標	担当課
(再 22)	子どもの医療費助成の充実	子どもの健康を守り、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、子どもにかかる医療費の一部を助成するとともに、その充実を図ります。 全ての未就学児が所得制限の撤廃により医療費助成を受けられるようになり、また、新たに小中学生を対象とした医療費助成制度を新設しました。	小中学生向けの医療費助成については、平成21年10月より通院1回につき一部負担金額を200円としていますが、利用動向等を検証しつつ、引き続き所得制限・一部負担金の取り扱いについて検討していきます。	子育て支援課

I. 計画の策定にあたって

II. 計画の基本的な考え方

III. 施策の方向と主要事業

IV. 資 料 編

IV. 資料編

1 狛江市次世代育成支援行動計画策定委員会

◇狛江市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

（目的）

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項に基づく市町村行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するにあたり、市民等の意見を得ることを目的として、狛江市次世代育成支援行動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会は、行動計画を策定するため調査及び研究を行い、行動計画の案を策定するとともに、市長に報告する。

（構成）

第3条 策定委員会は、次に掲げる区分により市長が委嘱又は任命する14人以内の委員をもって構成する。

- | | |
|------------|------|
| (1) 学識経験者 | 2人 |
| (2) 有識者 | 1人 |
| (3) 関係機関代表 | 5人 |
| (4) 市民代表 | 4人以内 |
| (5) 市職員 | 2人 |

2 策定委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務の完了までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 策定委員会の会議は、委員長が召集し、会議を主宰する。

2 策定委員会は、委員の半数以上の出席をもって開催する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決すると

ころによる。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

（庶務）

第6条 策定委員会の庶務は、児童青少年部子育て支援課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

◇狛江市次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿

順不同 敬称略

	区 分	選出区分	氏 名	所属等
1	委員長	学識経験者	熊井 利廣	杏林大学保健学部准教授
2	副委員長	学識経験者	中川 信子	市民福祉推進委員
3	委 員	有識者	毛塚 勝	私立狛江こだま幼稚園園長
4	委 員	関係機関	和田 芳子	東京都世田谷児童相談所所長
5	委 員	関係機関	山口 久美子	東京都多摩府中保健所副参事
6	委 員	関係機関	佐藤 正志	狛江市立緑野小学校校長
7	委 員	関係機関	服部 栄	社会福祉法人雲柱社理事長
8	委 員	関係機関	西岡 邦子	私立多摩川保育園園長
9	委 員	公募市民	内海 貴美	
10	委 員	公募市民	岡林 一枝	
11	委 員	公募市民	斎藤 謙一	
12	委 員	公募市民	本田 淑子	
13	委 員	市職員	森田 清秋	
14	委 員	市職員	穂山 伸芳	

2 狛江市次世代育成支援行動計画策定庁内検討会議

◇狛江市次世代育成支援行動計画策定庁内検討会議設置要綱

（設置）

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項に基づく市町村行動計画（以下「行動計画」という。）の策定に向け、狛江市次世代育成支援行動計画策定庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会議は、市の部門別計画との調整、関係各係等との協議、行動計画案の作成その他策定にあたり必要な事項に関する調査及び検討を行う。

（組織）

第3条 検討会議は、政策室、財政課、安心安全課、地域活性課、福祉サービス支援室、健康支援課、子育て支援課、児童青少年課、環境管理課、都市整備課、学校教育課、指導室及び社会教育課の係長相当職（係長相当職を置かない室においては、室長の指名する者）の職員をもって構成する。

2 検討会議に議長及び副議長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務の完了までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 検討会議は、議長が招集し、会議を主宰する。

2 検討会議は、委員の半数以上の出席をもって開催する。

3 検討会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代行する。

（庶務）

第6条 検討会議の庶務は、児童青少年部子育て支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

◇狛江市次世代育成支援行動計画策定庁内検討会議委員（所属）

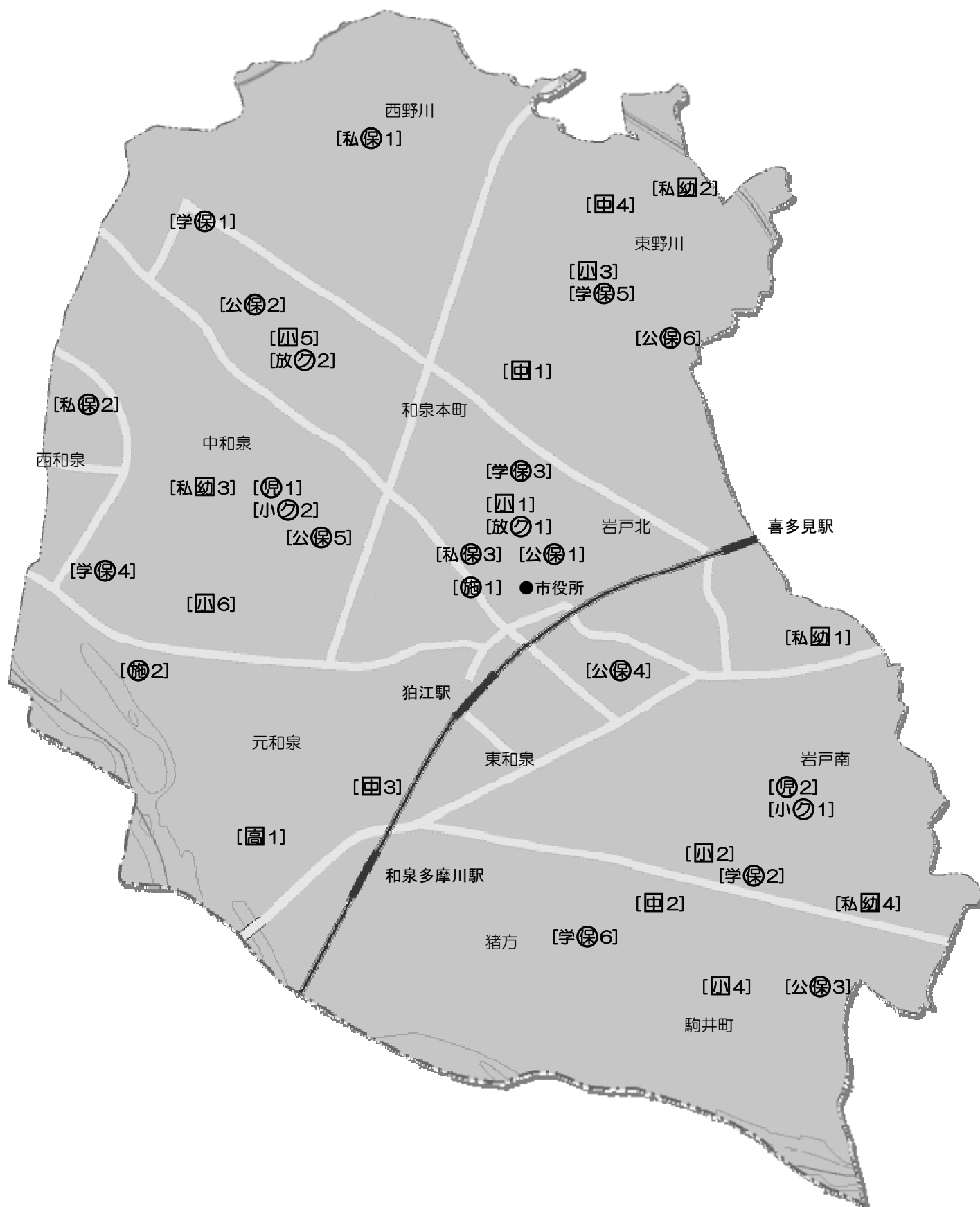
児童青少年課児童青少年係（議長）、政策室協働調整担当、財政課財政係、安心安全課安心安全係、福祉サービス支援室障がい者支援担当、健康支援課健康推進係、子育て支援課手当助成係、児童青少年課保育係、環境管理課環境整備係、環境管理課道路管理係、都市整備課企画計画係、学校教育課学事給食係、指導室指導教職員係、社会教育課社会教育係、地域活性課市民活動推進係、子育て支援課企画支援係（事務局）

3 子ども関連施設等の配置状況

◇子ども関連施設等

種 別	施設名	所在地
A. 児童館	[児①] 和泉児童館 [児②] 岩戸児童センター (子ども家庭支援センター)	中和泉 3-12-6 岩戸南 3-15-1
B. 小学校	[小①] 第一小学校 [小②] 第三小学校 [小③] 第五小学校 [小④] 第六小学校 [小⑤] 緑野小学校 [小⑥] 和泉小学校	和泉本町 1-37-1 猪方 1-11-1 東野川 1-35-13 駒井町 1-21-1 和泉本町 4-3-1 中和泉 3-33-1
C. 中学校	[中①] 第一中学校 [中②] 第二中学校 [中③] 第三中学校 [中④] 第四中学校	和泉本町 2-15-1 猪方 2-7-1 元和泉 1-23-1 東野川 4-1-1
D. 高等学校	[高①] 狛江高等学校	元和泉 3-9-1
E. 公立保育園	[公保①] 和泉保育園 [公保②] 藤塚保育園 [公保③] 駒井保育園 [公保④] 駄倉保育園 [公保⑤] 宮前保育園 [公保⑥] 三島保育園	岩戸北 1-1-12 和泉本町 4-7-35 駒井町 2-28-6 岩戸北 3-20-2 中和泉 3-12-8 東野川 1-32-2
F. 私立保育園	[私保①] 狛江保育園 [私保②] 多摩川保育園 [私保③] 狛江子どもの家	西野川 4-12-1 西和泉 1-5-1 和泉本町 1-36-4
G. 私立幼稚園	[私幼①] 慶岸寺幼稚園 [私幼②] 子鹿幼稚園 [私幼③] 狛江こだま幼稚園 [私幼④] 狛江みずほ幼稚園	岩戸北 4-15-7 岩戸南 4-14-1 中和泉 3-14-8 東野川 3-17-1
H. 学童保育所	[学保①] 上和泉学童保育所 [学保②] 猪方学童保育所 [学保③] 松原学童保育所 [学保④] 根川学童保育所 [学保⑤] 東野川学童保育所 [学保⑥] 猪方前原学童保育所	和泉本町 4-7-51 猪方 1-11-2 和泉本町 1-14-3 中和泉 4-16-3 東野川 1-6-3 猪方 3-13-1
I. 小学生 クラブ	[小①] 岩戸小学生クラブ (岩戸児童センター) [小②] 和泉小学生クラブ (和泉児童館)	岩戸南 3-15-1 中和泉 3-12-6
J. 放課後 クラブ	[放①] 第一小学校放課後クラブ (第一小学校) [放②] 緑野小学校放課後クラブ (緑野小学校)	和泉本町 1-37-1 和泉本町 4-3-1
K. 主要公共 施設等	[施①] 中央図書館、中央公民館 [施②] あいとびあセンター (西河原公民館)	和泉本町 1-1-5 元和泉 2-35-1

◇子ども関連施設等位置図



4 用語集

(アルファベット・50音順)

用 語	説 明
A Z 1. ADHD (注意欠陥・ 多動性障害)	注意欠陥・多動性障害（ADHD＝Attention Deficit／Hyperactivity Disorder）とは、勉強や仕事などで細かい注意を払うことができずに誤りを起こすことが多かったり、よく物をなくしたり、話しかけられても聞いていないことが多かったり、順番を待つことやじっと座っていることが苦手、といった特徴を持つ障害。
2. ALT	外国語指導助手（ALT：Assistant Language Teacher）は学校もしくは、教育委員会に配属され、日本人外国語担当教員の助手として職務に従事したり、教育教材の準備や英語研究会のような課外活動などに従事する者。
3. LD (学習障害)	学習障害（LD＝Learning Disabilities）とは、基本的に、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論するなどの能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな障害。
4. PDCAサイ クル	PDCAサイクルとは、Plan／Do／Check／Actionの頭文字を揃えたもので、計画（Plan）→実行（Do）→検証（Check）→改善（Action）の流れを次の計画に活かしていくプロセスのこと。
あ 行 5. 赤ちゃんふ らっと	「赤ちゃん・ふらっと」は、小さな子どもを連れた親が安心して外出を楽しめるためのおむつ替えや授乳などが行えるスペースの愛称。
6. 預かり保育	通常の教育時間の前後に幼稚園が行う教育活動。
7. あそびの広場	市内にある学童保育所2か所に専門相談員が出張し、体操やあそびの提供、相談事業を行う事業。
8. アドプト制度	行政の管理下にある公共施設の維持や管理を一部民間の力に委ねる方式。
9. 育児休業制度	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく休業制度。1991年からスタート。法律では、1歳未満の子どもを養育するための休業をいう。また、①申請により就学前の子どもの養育又は家族介護を行う男女労働者は年間150時間、1か月24時間以上の時間外労働を免除とし、深夜業の免除も申請できること、②勤務時間短縮の対象となる子どもの年齢は3歳未満とすること、③就学前の子どもの看護のための休暇制度を努力義務とすることなどが定められている。休業中は休業前賃金の40％相当額が雇用保険から給付される。

用 語	説 明
10. オストメイト	消化器系又は泌尿器系ストーマーをつけている人。身体障がい者に認定される。
11. オレンジリボン	子ども虐待防止のための広報・啓発活動であるオレンジリボン運動のシンボル。
12 . 音魂	岩戸児童センターで中高生プログラムとして行われている中高生のクラブ（自分たちがやりたいことを決めて取り組む）の一つ、ギターやベース、キーボード、ドラムなどの楽器でバンドを組み、演奏等を行う。
13. 街区公園	公園を中心に半径250m以内に住んでいる人が主に利用する公園で、0.25haの面積を目安に配置している。みんなが楽しく遊ぶための遊具があったり、走りまわって遊ぶことなどができる広場がある公園。
14. 学童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童を対象に、授業終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業（放課後児童健全育成事業）。粕江市では、学童クラブ・小学生クラブ・放課後クラブの3種類がある。
15. 学童保育所	学童保育所は、学童クラブの一つで、授業終了後の適切な遊び及び生活の場として市内6か所に設置されている。主に小学1年生から3年生（障がい児を含む）を対象とする。
16. 学校運営連絡協議会	市の公立学校が保護者や地域住民等の意向を把握し反映させながら、その協力を得て開かれた学校運営を推進するため、設けられている機関。委員は10人前後で校長が決定し、校長の求めに応じて教育活動の実施、地域社会及び家庭と学校の連携の促進等、校長の行う学校運営に関して意見を述べ又は助言を行う。
17. 学校教育相談員	小学校に配置され、小学生本人や保護者の悩みや心配事の相談にあたる専門的知識及び技術を持つ相談員。粕江市では専門教育相談員といい、小学校に配置されている。
18. 家庭福祉員 （保育ママ）	保育士等の資格を持ち、保育園に入所できない3歳未満の子どもを（その個人の）家庭で預かり保育する者。
19. 環境学習コーディネータ連絡協議会	平成17年度、地域環境学習コーディネータの全校設置と同時に指導室事業として連絡協議会が設置された。学習指導要領における環境教育に関する内容及び東京都の環境教育に関する事業の理解、粕江市の環境教育に関する取り組みの推進、資料の収集、提供及び各校の取り組み状況等の情報交換を行う。また、平成20年度第1回小学生サミット（環境管理課主管）のコーディネートをを行った。平成22年度に第2回小学生環境サミットが開催され、コーディネートを予定である。

用 語	説 明
20. 虐待対策ワー カー	児童の処遇又は児童に係る相談業務の実務経験が豊富で、児童福祉法に規定する児童福祉司と同等以上の能力を有すると認められる者。
21. 教育訓練給付 金	一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）をハローワーク（公共職業安定所）から支給する。また、雇用保険に該当しない方で、母子家庭については母子家庭自立支援給付金が市町村に申請のうえ支給される。
22. ゲストティー チャー	学校などが、専門的な知識や技術などをもつ人材を講師として招く制度。また、そのような講師。
23. 高機能自閉症 （アスペルガー 症候群）	高機能自閉症（アスペルガー症候群）は知的障害を伴わない自閉症で、対人関係やコミュニケーションの障害、こだわり行動等が認められる。
24. 高等技能訓練 促進費	母子家庭の母親が資格の取得を目指して養成機関で修業する場合、受講期間のうち一定期間について訓練促進費を支給する事業。
25. 子育てひろば	保育所及び児童館等でひろばを提供し、保育士等が日頃児童を相手にしている経験を活かし、相談員等が子どもを遊ばせながら、保護者・子ども自身からの相談、話し相手になる事業。
26. こどもかけこ み110番	「こどもかけこみ110番」のプレートを登録された民家、商店、会社などに掲示してもらい、子どもたちが一時的に避難する場所を確保する事業。子どもたちの生命と安全を確保するための活動で、PTA、地域、学校、警察等が一体となって取り組んでいる。
27. 子ども家庭支 援センター	18歳未満の子どもや子育て家庭のあらゆる相談に応じるほか、ショートステイや一時保育など在宅サービスの提供やケース援助、サークル支援やボランティア育成等を行っている。 【先駆型】 ○事業内容（狛江市） 次に掲げる①～⑤の事業を実施するほか、事業の実施に必要な他機関との連携や運営協議会の設置を行う。 ①子どもと家庭の総合相談、サービスの提供・調整等 ②地域組織化活動 ③虐待家庭等に対する見守りサポート ④虐待を未然に防止するための虐待防止支援訪問 ⑤区市町村が実施する子ども家庭在宅サービス事業の担い手となる養育家庭の普及等の活動を行う在宅サービス基盤整備

用 語	説 明
	○職員 次に掲げる①～⑤の職務を行う職員を置く ①センター長 ②ワーカー ③専門相談員 ④地域活動ワーカー ⑤虐待対策ワーカー 【従来型】 ○事業内容 上記のうち、①②の事業の実施のほか、⑤の事業を実施できる ○職員 上記のうち①～④の職員を置く
28. こども議会	議会や行政の仕組みや役割を学ぶとともに、子どもたちが権利や意見を表明する場としての議会。
29. こども未来会議	児童館の組織活動に参加していた小学校4年～6年生の子どもたちが、幼児と実際にふれあったり、「家族」についてみんなで考えたり、また「お母さんインタビュー」を行ったりすることなどを通じて、自分たちが望む地域や保育園・幼稚園・小中学校の将来の姿、少子化を止める方法や家族のあり方などについて意見交換・考察を行った。会議は全部で9回開催。これらの総括として「子ども未来会議実施報告書」を粕江市次世代育成支援行動計画策定委員会に提出し、その内容が前期計画に反映された。子ども未来会議より立ち上がった「未来キッズ」という小学校高学年中心の活動（プレイルームで乳幼児親子に接し、一緒に遊ぶ中で、体験し考える活動）が、現在も岩戸児童センターで行われている。
30. 粕江・調布小 児初期救急平 日夜間診療	粕江市・調布市医師会の協力を得て、東京慈恵会医科大学附属第三病院内で「粕江・調布小児初期救急平日夜間診療」を実施。診療体制は、粕江市・調布市医師会所属の医師及び東京慈恵会医科大学附属第三病院の医師が参加し、診療する。
31. 粕江市子ども 家庭支援ネッ トワーク会議	子どもとその家庭の支援を総合的に推進するため、要保護児童対策地域協議会として粕江市において設置されたもの。
32. コミュニティ ースクール	学校運営協議会を設置し、学校運営の一部を任せる形態の学校。保護者や地域の人々が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することで、ニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映し、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育の実現に取り込むことができる。これにより地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりが進むとともに、地域全体の活性化も期待される。
33. こんにちは赤 ちゃん事業	生後4カ月までの新生乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みの相談に応じ、子育て支援に関する情報提供を行うもので、母子の心身の状況や養育環境を把握し、助言を行うこと。

用 語	説 明
34. 児童福祉司任用資格	児童の保護や福祉について、児童や家庭からの相談に応じたり、必要な調査および適切な援助を提供する児童福祉司になることができるとして、厚生労働大臣が認定する資格。
35. 市民活動・生活情報誌「わっこ」	市民活動団体を支援するため、団体の紹介、活動や催し、会員募集などを掲載した市民活動・生活情報誌「わっこ」を発行している。発行は地域活性課が行い、製作を市内のNPO法人に委託している。
36. 社会的養護	親に育てられない子を、社会が責任を持って養育・保護する制度を表す言葉。
37. 社会福祉士	社会福祉に関する専門的な知識と技術を持ち、身体上、精神上の障がい、又は環境上の理由によって日常生活を営む上で支障のある者を対象に、さまざまな相談に応じたり、助言や指導、援助を行う専門職（国家資格）。
38. 就学支援シート	お子さん一人ひとりが豊かで楽しい学校生活を送ることができるよう、幼稚園・保育園・療育機関と保護者が協力して作成し、お子さんが就学する学校に引き継ぐもの。
39. 小学生クラブ	小学生クラブは、学童クラブの一つで、授業終了後の適切な遊び及び生活の場として、岩戸児童センター（岩戸小学生クラブ）・和泉児童館（和泉小学生クラブ）で実施。小学生を対象（1～3年生が優先）とする。
40. 少人数授業	学力の定着を目指し、各学校の実情に応じた指導の工夫改善に対応するため、学級を分割し、加配の教員や非常勤講師を配置して少人数での授業を行うこと。
41. 食育	国民一人一人が、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取り組み。
42. 人口置換水準	人口を一定に保つ出生率の水準、つまり母親が産んだ女兒が母親と同年齢になったとき全く同数であるために必要な合計特殊出生率のレベルのこと。
43. スクールカウンセラー（教育相談員）	臨床心理士など、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有し、心の専門家として、専門性を有しつつ、教員等と異なる立場として外部性があることから、児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。
44. スクールソーシャルワーカー	社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者や教育と福祉両面において専門的な知識・技術を有する専門家で、教育現場で子ども達への支援を行う者。問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整等の仕事を担う。

用 語	説 明
45. 青少年会議	平成20年度より隔年で実施。青少年の主体的な活動を促進するため、意見表明の場をつくることを目的として始まった事業で、青少年の意見表明の場として、中学生や高校生で構成する会議。
46. 青少年健全育成活動実施委員会	青少年の健全育成に関する実践的な活動を効果的に進めるとともに、時代にあった青少年施策を検討することを目的に設置している機関。委員は、市民及び各種青少年育成団体等から選出され、任期は2年。20年度で廃止され、21年度から青少年問題協議会小委員会が役割をになうことになった。
47. 青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法に基づき、青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関し、調査・審議する市長の付属機関として設けられているもの。市議会議員、学識経験者、関係行政機関の職員、市の職員など委員25人以内で構成。
48. 摂食障害	拒食（不食）、過食（多食・大食）、異食、反すうの食行動異常をいう。特に不食の神経性食欲不振症は思春期の女性に見られる病態で、拒食、極端なやせ、無月経、ボディイメージの障害を特徴とする。また、過食の神経性過食症は短時間内のむちゃ食いと吐き出し、下剤の乱用などが特徴。
49. セミフラット化	歩道面が車道面より高く、縁石天端の高さが歩道面より高い歩道構造にすること。
50. 地域安心安全情報共有システム	パソコンや携帯電話のインターネットを活用して、住民が地域の犯罪の発生情報や不審者の目撃情報などを共有することで、地域の安心安全のために役立ていく。国が進める「地域安心安全アクションプラン」の実現化に向けたもので、全国で29自治体がモデル地区として選定されている。
51. 中高生タイム	岩戸児童センターと和泉児童館で行われる中高生プログラムで、毎日、午後6時から7時を中高生タイムとして、スポーツやレクリエーションを通し、主体的に仲間づくりのできる活動を行う。
52. つどいの広場（子育てひろば事業C型）	地域の子育て家庭を支援するために、保育園や児童館で子ども同士、親同士の交流や仲間づくりの促進、育児講座などの啓発活動や保護者の育児の不安などの子育てに関する相談を行うつどいの広場事業のC型。「つどいの広場事業」にはA型B型C型の3種類がある。 A型：保育所、児童館等の機能・スペースを活用して相談や講座を行う。 B型：保育所等に専用スペースを確保して実施する。 C型（つどいの広場）：空き店舗、学校の余裕教室や公共施設内のスペースを確保して、常時親子につどいの場所を提供する。
53. チームティーチング	一つの学級に複数の先生が入り、学級の子どもたちの状況に応じて、役割分担しながら効果的な授業を進める制度。

な
行

は
行

用 語	説 明
54. 適応指導教室 (ゆうゆう教室)	粕江市教育研究所内に開設し、不登校傾向の児童生徒を臨床心理の専門家や管理職退職者による個別指導、適応指導、保護者面談等を行う中で学校復帰を目指す場。
55. 特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
56. ドメスティックバイオレンス	同居関係にある配偶者や内縁関係や両親・子・兄弟・親戚などの家族から受ける家庭内暴力のこと。
57. 南部武遊伝	中学生達が企画をし、アイデアを出し合い大人の方のサポートを受けながら、遊びと学習を取り入れた南部地域センターで行う年間の事業。
58. 認可外保育室	認可保育所以外の子どもを預かる施設の総称を認可外保育施設といい、施設の名称は保育園、保育室、託児所、ベビーホテル等さまざま。開設や運営にあたっては、児童の安全及び適切な保育水準の観点から、「認可外保育施設に対する指導監督要綱」に定める基準を満たす必要があり、契約については施設と保護者の直接契約となる。
59. 認可保育所	国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）をクリアして都道府県知事に認可された施設。
60. 認証保育所	東京都独自の設置基準を満たしており、都が認証している保育施設。原則13時間以上の開所、0歳児からの入所が可能。認可保育所と認可外保育施設を併用する「二重保育」の解消につなげるほか、これまでの認可保育所では応えきれなかった保育ニーズを、利用者がそれぞれの生活スタイルに合わせて選択できる。
61. バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア＝barrier）となるものを除去（フリー＝free）することをいう。建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的な障壁の除去をいうことが多いが、よりひろく、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
62. 副籍事業	都立特別支援学校に在籍する子どもが、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍を持ち、学校便りなどの交換（間接的な交流）や学校行事や強化等における交流及び共同学習（直接的な交流）を、子どもの実態等に応じて、計画的に実施していくもの。

用 語	説 明
63. フリースペース （放課後子ども教室）	文部科学省が所管する「放課後子ども教室推進事業」にあたり、全ての子どもを対象に放課後や週末等に小学校施設等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを実施する。
64. 放課後クラブ	放課後クラブは、学童クラブの一つで、第一小学校と緑野小学校で実施している。同校の区域の小学生1～3年生を対象にする。
65. 放課後児童健全育成事業	保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生（低学年が中心）を対象に、放課後に児童館など児童厚生施設等を利用して、遊びを通じ児童の健全育成を図る事業。主な事業に放課後児童クラブ（学童保育）がある。
66. 母子自立支援員	母子及び寡婦福祉法に基づき、子どもを扶養している配偶者のない女性及び過去に子どもを扶養していた女性を対象に、さまざまな相談に応じ、その自立支援を助ける者。都道府県知事の任命を受け、福祉事務所等に配置される。かつて母子相談員といった。本市には、1人が配置されている。
67. 母子自立支援プログラム	児童扶養手当受給者の自立・就業を図るため、福祉事務所等に母子自立支援プログラム策定員を配置し、母子自立支援員と連携の上で、個々の児童扶養手当受給者の状況に応じた自立・就業支援のためのプログラムを策定し、福祉事務所やハローワーク等と連携を図り自立・就業に結びつけるための様々な支援。
68. 母子福祉資金	20歳未満のお子様を扶養している母子家庭のお母様を対象に経済的に自立して安定した生活を送るために貸し出す資金。
69. 母子保健法	母性と乳幼児の健康の保持・増進を図るため、妊娠から出産・授乳までの母親と乳幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じることなどを定めた法律。母子保健事業の根拠となっている。
70. 水辺の楽校	多摩川を身近な自然教育の場として活用し、川を核にした地域社会の中で心身たくましい子どもを育てていこうという、自然体験学習プロジェクト。平成13年4月に開校。「人工物を必要最低限にし、自然状態を多く残す」をコンセプトに、市民、学校、行政関係者からなる「狛江水辺の楽校運営協議会」により、動植物などの調査や環境清掃活動が行われている。
71. 未来キッズ	小学校3年生から6年生を対象に子ども家庭支援センター内のプレイルームで乳幼児親子と接し、一緒に遊んだり、環境整備の手伝いを行うこと。
72. 民生児童委員	担当区域を持ち、地域の福祉ニーズに応じて、福祉事務所など関係機関と協力して各家庭の相談・支援にあたるほか、社会福祉協議会などと協力して地域福祉活動を推進する、厚生労働大臣が委嘱する民間の奉仕者。民生委員と児童委員は、同一人が兼ねる。また、児童福祉に関し、区域の連絡・調整や児童委員の行う活

や
行

わ
行

用 語	説 明
	動に協力し、児童の問題を専門に担当する主任児童委員が配置されている。本市では平成21年現在、民生委員・児童委員53人、主任児童委員4人が定員となっている。
73. ゆうあいフレンド	不登校による家庭での閉じこもり及び生活指導上援助を要する児童・生徒に対し、相談員（ゆうあいフレンド）が家庭訪問・ゆうゆう教室訪問・学校訪問を行い話し相手、相談相手、遊び相手となり子どもの心をやわらげ、人間関係を回復し、社会適応のための自立を支援する。
74. ユニバーサルデザイン	高齢者や障がい者などハンディキャップがある人のために使いやすい環境を整備するのではなく、だれにでも使いやすいように環境を整備すべきである、という考え方に基づいて計画・設計することや、そのようにしてつくったもの。ノーマライゼーションの理念をふまえたバリアフリーをさらに進めた考え方。
75. 養育家庭（ほっとファミリー）	養育家庭とは、里親制度の一種で、家庭で暮らすことができない子どもを、養子縁組を目的とせず、一定期間養育していただく家庭のこと。東京都では「ほっとファミリー」と呼ぶ。
76. 養育支援訪問事業	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ること。
77. 要保護児童対策地域協議会	平成16年の児童福祉法の改正により、虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を固めるため、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行う地域協議会。狛江市では「狛江市子ども家庭支援ネットワーク会議」という。
78. ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現とは、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会を作り、働く方一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。
79. わんわんパトロール	犬の飼い主が主体になり、犬と散歩中に自宅近辺の安全パトロールを行うこと。

登録番号（刊行物番号）H21-32

みんなで子育て・こまえプラン（後期）

～粕江市次世代育成支援行動計画～

平成22年3月発行

発 行 粕江市

編 集 粕江市 児童青少年部 子育て支援課

粕江市和泉本町一丁目1番5号

電話 03-3430-1111（代表）

ホームページ <http://www.city.komae.tokyo.jp/>

頒布価格 500円